昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年七月三十日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十二号

昭和二十八年七月三十日（木曜日）
議事日程　第三十一号
午後一時開議
第一　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）
第二　法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　信用保証協会法案（内閣提出）
第七　戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議案（山下春江君外二十四名提出）

●本日の会議に付した事件
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
公職選挙法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により公職選挙法の一部を改正する法律案につき両院協議会を求める動議（今村忠助君提出）
両院協議会協議委員の選挙
参議院から予備審査のため送付された山田節男君外五名提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立救育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案は水害地緊急対策特別委員会に付託するの件（議長発議）
日程第一　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
憲法第五十九条第二項に基いて再議決のため刑事訴訟法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられたいとの動議（今村忠助君提出）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案、本院議決案
日程第二　法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　信用保証協会法案（内閣提出）

午後四時五十五分開議

○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）

○議長（堤康次郎君）　参議院から、本院提出、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年七月二十九日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する参議院の修正に係る条文のみ掲げ、小字は参議院修正）

第三十条第一項中「第十条第一項又は第十三条（第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可」を「第二十九条第一項の勧告又は命令」に改め、同条第二項中「、第十八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の命令又は前条第一項の勧告」を削り、同条第三項中「第十六条第二項各号」を「第十六条第三項各号」に改める。

同条第一項を第二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣は、第十六条第二項の（第二十七条において準用する場合を含む。）の届出を受理したとき、第十八条第一項の（第二十七条において準用する場合を含む。）の命令をしたとき、又は同条第二項の規定により認可の取消をしたとき、若しくは調整規程を廃止すべきことを命じたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（主務大臣との関係）

第三十条の二　通商産業大臣は、第十条第一項、第十二条、第十三条若しくは第十六条第一項の規定（第二十七条において準用する場合を含む。）による認可に係る処分をし、第十四条第一項若しくは第十八条の規定（第二十七条において準用する場合を含む。）による処分をし、第二十九条第一項の規定による勧告若しくは命令をし、又は第二十九条の二の規定による通商産業省令を制定しようとするときは、あらかじめ、これらの処分、勧告又は通商産業省令に係る相足業種に関する事業について主務大臣の同意を得なければならない。

2　通商産業大臣は、第十六条第二項若しくは第十九条（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条において準用する中小企業等協同組合法第三十一条若しくは第六十二条第二項の規定による届出を受理したときは、これらの届出に係る相足業種に関する事業について主務大臣にその旨を通知しなければならない。

第三十二条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」に改め、同条中「及び事業者団体法（昭和二十

昭和二十八年七月三十日　衆議院会議録第三十二号

公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出）公職選挙法の一部を改正する法律案（昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案）を水害地緊急対策特別委員会に付託するの件　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

七一六

三年法律第百九十一号）及び「認可を受けた」を削る。

○議長（堤康次郎君）　本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって参議院の修正に同意するに決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）

○議長（堤康次郎君）　なお、参議院から、本院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年七月二十九日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する修正に係る条文を掲げ、小字及び――は修正）

○第二百十七条（当選人を被告とする訴訟の管轄）、第二百十七条（訴訟の管轄）、第二百十七条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）に、「第二百七十一条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）」を「第二百七十一条の二（一部無効に伴う再選挙区の特例）」に改める。

第二百十七条の見出しを「（訴訟の管轄）」に改め、同条中「第二百八条」を「第二百三条」に、「第二百三条」を「第二百八条」に改める。

第二百十七条の二（選挙の効力に関する訴訟）、第二百十七条（選挙の効力に関する訴訟）、第二百十八条（選挙の効力に関する訴訟）、第二百十八条に、「規定により当選人を被告とする訴訟」を「規定による訴訟」に改める。

第二百七十一条の次に次の一条を加える。

（一部無効に因る再選挙の特例）

第二百七十一条の二　選挙の一部無効に因る再選挙については、この法律に特別の規定があるものを除く外、当該再選挙の行われる区域、選挙運動の期間等に応じて政令で特別の定をすることができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、改正後の公職選挙法第二百五条第二項及び第三項並びに第二百九条第二項の規定は、従前の公職選挙法の規定による選挙の効力に関する争訟でこの法律施行の日において現に選挙管理委員会又は裁判所に係属しているものについても適用する。

2　選挙の一部無効に因る再選挙でこの法律施行の際その選挙の期日を告示してあるものに関しては、改正後の公職選挙法第二百七十一条の二の規定、適用しない。

なお従前の例による。

○議長（堤康次郎君）　本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（堤康次郎君）　起立者がありません。よって参議院の修正に同意せざることに決しました。

○今村忠助君　憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により、公職選挙法の一部を改正する法律案について両院協議会を求められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって両院協議会を求めることに決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選挙

○議長（堤康次郎君）　これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○今村忠助君　両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長においてただちに指名されんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員

田嶋　好文君　　鍛冶　良作君
押谷　富三君　　高橋　禎一君
高瀬　傳君　　森　三樹二君
島上善五郎君　　三輪　壽壯君
加藤　鐐造君　　松永　東君

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、すみやかに議長応接室に御参集の上、議長、副議長おの〳〵一名を互選せられんことを望みます。

参議院から予備審査のため送付された山田節男君外五名提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案を水害地緊急対策特別委員会に付託するの件

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。参議院から、予備審査のため、山田節男君外五名提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案を水害地緊急対策特別委員会に付託するの件、議長発議）

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。参議院から、予備審査のため、山田節男君外五名提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案は水害地緊急対策特別委員会に付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よってその通り決しました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。人事委員長川島正次郎君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「企業官庁職員級別俸給表（別表第五）」を「企業官庁職員級別俸給表（別表第六）」に、

イ　大学等教育職員級別俸給表

ロ　高等学校等教育職員級別俸

ハ　中学校、小学校等教育職員

第五）

に改め、同条に次の一級別俸給表

「級別俸給表」

項を加える。

6　教育職員級別俸給表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げる教育職員に適用する。

一　大学等教育職員級別俸給表

大学その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他人事院規則で指定する職員

二　高等学校等教育職員級別俸給表

高等学校その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他人事院規則で指定する職員

三　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

中学校、小学校、幼稚園その他これらに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員

第六条の二中「十五級に格付される官職及びその官職」を「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職並びにこれらの官職」に改める。

第十二条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

別表第六　教育職員級別俸給表

イ　大学等教育職員級別俸給表

職務の級＼俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、八〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇			
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	
三級	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇
四級	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇
六級	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇
七級	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	一七、二〇〇	一七、四〇〇	一七、六〇〇	一七、八〇〇	一八、〇〇〇
八級	一八、〇〇〇	一八、二〇〇	一八、四〇〇	一八、六〇〇	一八、八〇〇	一九、〇〇〇	一九、二〇〇	一九、四〇〇	一九、六〇〇	一九、八〇〇	二〇、〇〇〇
九級	二〇、〇〇〇	二〇、二〇〇	二〇、四〇〇	二〇、六〇〇	二〇、八〇〇	二一、〇〇〇	二一、二〇〇	二一、四〇〇	二一、六〇〇	二一、八〇〇	二二、〇〇〇
十級	二二、〇〇〇	二二、二〇〇	二二、四〇〇	二二、六〇〇	二二、八〇〇	二三、〇〇〇	二三、二〇〇	二三、四〇〇	二三、六〇〇	二三、八〇〇	二四、〇〇〇
十一級	二四、〇〇〇	二四、二〇〇	二四、四〇〇	二四、六〇〇	二四、八〇〇	二五、〇〇〇	二五、二〇〇	二五、四〇〇	二五、六〇〇	二五、八〇〇	二六、〇〇〇

備考　1　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2　本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

ロ　高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級＼俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、八〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇				
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	
三級	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇
四級	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇
六級	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇
七級	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	一七、二〇〇	一七、四〇〇	一七、六〇〇	一七、八〇〇	一八、〇〇〇
八級	一八、〇〇〇	一八、二〇〇	一八、四〇〇	一八、六〇〇	一八、八〇〇	一九、〇〇〇	一九、二〇〇	一九、四〇〇	一九、六〇〇	一九、八〇〇	二〇、〇〇〇
九級	二〇、〇〇〇	二〇、二〇〇	二〇、四〇〇	二〇、六〇〇	二〇、八〇〇	二一、〇〇〇	二一、二〇〇	二一、四〇〇	二一、六〇〇	二一、八〇〇	二二、〇〇〇
十級	二二、〇〇〇	二二、二〇〇	二二、四〇〇	二二、六〇〇	二二、八〇〇	二三、〇〇〇	二三、二〇〇	二三、四〇〇	二三、六〇〇	二三、八〇〇	二四、〇〇〇
十一級	二四、〇〇〇	二四、二〇〇	二四、四〇〇	二四、六〇〇	二四、八〇〇	二五、〇〇〇	二五、二〇〇	二五、四〇〇	二五、六〇〇	二五、八〇〇	二六、〇〇〇

備考　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

ハ　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

職務の級＼俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、八〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇			
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	
三級	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇
四級	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇
六級	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇

級														
七級	一七、六〇〇	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇	二六、四〇〇	二七、二〇〇	二八、〇〇〇
八級	三四、〇〇〇	三五、〇〇〇	三六、〇〇〇	三七、〇〇〇	三八、〇〇〇	三九、〇〇〇								
九級	三六、〇〇〇	三七、〇〇〇	三八、〇〇〇	三九、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	四二、〇〇〇	四三、〇〇〇	四四、〇〇〇	四五、〇〇〇				
十級	三一、〇〇〇	三二、〇〇〇	三三、〇〇〇	三四、〇〇〇	三五、〇〇〇	三六、〇〇〇	三七、〇〇〇	三八、〇〇〇	三九、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	四二、〇〇〇	四三、〇〇〇	四四、〇〇〇

備考　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

附則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

4　前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5　附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

附則別表　教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

教育職員級別俸給表の職務の級

改正前の法の適用により職員が属していた一般俸給表の職務の級	大学等教育職員級別俸給表の職務の級	高等学校等教育職員級別俸給表の職務の級	中学校、小学校等教育職員級別俸給表の職務の級
四級	一級	一級	一級
五級	二級	二級	二級
六級	三級	三級	三級
七級	四級	四級	四級
八級	五級	五級	五級
九級	六級	六級	六級
十級	七級	七級	七級
十一級	八級	八級	八級
十二級	九級	九級	九級
十三級	十級	十級	十級
十四級	十一級	十一級	
十五級	十二級		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○川島正次郎君　〔川島正次郎君登壇〕ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、人事委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、益谷秀次君外二十三名の提出にかかるものであります。改正の要点は二点であります。

現行の教職員の俸給は、一般職員の俸給表を使つております。ただ、人事院細則におきまして、大学の教職員と、高等学校、中学校、小学校の教職員との給与の内容を違えておる、いわゆる二本建であります。今回、この改正案におきましては、教職員の特殊性にかんがみまして、一般公務員の俸給表からこれを分離いたしまして、大学教職員、高等学校教職員、中小学校教職員の三表に直しまして、いわゆる三本建といたしたのであります。従いまして、大学の教職員と高等学校の教職員と中小学校の教職員との給与の間においては若干の差異を生ずることに相なつたのであります。

改正の第二点は、大学並びに高等学校、中小学校を通じまして、各教職員の最高俸を相当大幅に引上げまして、現在の給与令によりますと、中小学校、高等学校の教諭、校長の最高給は三万一千九百円でありますのを、これを改正いたしまして、中小学校におきましては、教諭は三万五千九百円、校長は三万八千百円、また高等学校におきましては、教諭は三万八千八百円、校長は四万三千三百円に、大学におきましては、四万六千三百円の現行俸を五万一千二百円に引上げることに相なります。教職員の優遇の実を実現しようというのでございます。

本案は、去る二十四日より審議に入りまして、提案者を代表いたしまして赤城宗徳君より提案理由の説明がありました。

質疑に対しましては、主として赤城君がこれに応答をいたしました。その質疑のうち、きわめて重要なる点二、三を御報告申し上げます。

その第一点は、すでに人事院において勧告を出しておるのであるが、その人事院勧告と今回の改正案との相違点はどこにあるかというのであります。これに対しまして、赤城宗徳君より、人事院勧告と違う点は、高等学校の給与と中小学校の給与との差異であつて、高等学校においては四級から九級まで、大学においては四級から十級まで、中小学校に比較してそれぞれ一号ずつ高くしたのであつて、平均約六百円の差があるとの御答弁がありました。

また、同一学歴、同一勤続年数の者の俸給は同じだということが給与の基本原則と思うがどうかという質問に対しては、今回の改正案におきましても、中小学校、高等学校ともに、初任給は同じ学歴ならば同一であります。ただ、途中において一号ずつ差を設けることに相なつておるのであります。しかも、この改正案を実行いたしましても、高等学校の教職員は若干有利になるのでありますけれども、中小学校の教職員は一点も不利益になる点はないのでありまして、特にこの点について

は赤城君が強調している点でございます。

しからば、なぜ職域差を認めるかということに対しまして、たとえば高等学校におきましては、高等普通教育のほか専門的教育を施すとの附加的条項がありまして、また資格免許においても差があるのでありまして、教職員の負担、能力等におきまして、両者の間において専門的の重荷が加わるのであります。しかも、現在の統計によりますと、小学校におきましては、教員五人について一人ずつ校長ができる、中学校においては、教員七名について一人、高等学校においては、二十九名に対して一人しか校長ができないという現況を見ても、両者の間に差を設けるのは当然だという御答弁であります。

かかる給与差を設けることは、中小学校等の義務教育を軽視する結果になると思うがどうかという質問に対しまして、文部大臣より、給与差をつけても中小学校を軽んずることにはならないという御答弁がありました。

また、本案施行に要する予算措置いかんという質疑に対しては、本案施行に要する経費は、国、地方を合せまして、二十九年一月以降三箇月分といたしまして、総計およそ二億円程度であります。昭和二十八年度予算における三派共同の修正中におきまして、教職員給与三本建並びに学歴等の換算上の不均衡を是正するための所要額三億六千万円に含まれておるのでございまして、これを充当するとの答弁がありました。

なお、本案は学校教職員につきましてきわめて重大な法案であることにかんがみまして、小学校、中学校、高等学校並びに大学校の各代表者を委員会に招きまして、意見の聴取をいたしました。また、人事委員会と文部委員会との合同審査をいたしました。

かくいたしまして、昨二十九日質疑を打切り、ただちに討論に入りました。日本社会党の加賀田進君から反対、自由党の田中好君から賛成、日本社会党の受田新吉君から反対の、それぞれ意見の御開陳がありました。続いて採決の結果、起立多数をもつて原案通り可決した次第でございます。

以上経過を御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。櫻井奎夫君。

〔櫻井奎夫君登壇〕

○櫻井奎夫君　私は、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして、反対の意を表明せんとするものであります。（拍手）

人事院は、国家公務員法の規定に基きまして、官公吏全体にわたる給与準則案を長い年月にわたつて検討して参りましたが、その結果ようやくにしてその成案を得、去る七月十八日、政府及び国会に対しまして、ベース改訂と結びつけて勧告を発したことは、諸君御承知の通りであります。この人事院の勧告の態度につきましては、本院における予算通過の直後に故意にその時期をずらした点はきわめて事重大であり、人事院本来の使命を忘却した政府との妥協的行為として、われ〳〵は強くその責任を追求するものであります。（拍手）

しかしながら、この新給与ベース並びにこれと密接不離の関係の上に作成されております給与準則については、公務員の生活改善と給与体系上の観点よりいたしまして、政府並びに国会において慎重に取扱い、すみやかに公務員の窮迫した生活現状を根本的に改善しなければならないのであります。しかるに、政府は、ベース改訂の緊急性を無視して、公務員の生活の窮迫をよそに、人事院の勧告さえも踏みにじつて顧みないことは、まつたく横暴きわまるものと断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

しかるところ、今回突如として、自由、改進、分自三派共同提案による一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案なるものが提出されたのであります。われ〳〵は、まず、この法律の提出時期に関しましてきわめて不当なるものと考えるものであります。すなわち、人事院勧告の審議と、これによる政府の法律案の提出を促進して、このうちにおいて、全官公吏の給与体系と関連いたしまして当然審議さるべき時期にありながら、これを無視し、別個に教職員のみの級別俸給表をまつたく他の職種と切り離して別個に提出した点、また本法案は実施期日が明二十九年一月一日となつており、実施までに十分の時日を有しながら、まつたくずさんなる資料の提出によつて、慎重なる討議を経ることもなく、暴力的にその成立が急がれた点より見て、明らかに教員給与是正の美名に隠れて、ためにせんとする政治的謀略であると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

かかる不明朗な提出方法からも予想されるごとく、本法案はきわめて重大なる誤謬と不合理を内蔵し、わが国教育の将来にゆゆしき禍根を内蔵しているものであります。すなわち、本法案の骨子は、ただいま委員長の説明の通り、現行給与法第六条第二項第二号中に、別表第六といたしまして、教育職員級別俸給表を加え、さらにこれを三分して、大学等教育職員級別俸給表、高等学校等教育職員級別俸給表、中学校小学校等教育職員級別俸給表の三本建といたしております。附則第二項において、本俸給表へ切りかえの際に、高等学校においては四級から九級まで、大学においては四級から十級までの者のみを直近上位の号俸に切りかえ、一号俸をこれにかぶせんとするものであります。

私は、本法案の持つ矛盾及び不合理を、次の六点より指摘せんとするものであります。

まず、第一点といたしまして、小学校並びに中学校にある同資格者への不合理であります。本法案実施のあかつきは、高等学校自体においても適用除外者を生ずるのでありまして、このことは公務員に対する公平の原則を踏みにじつておると思うものであります。

さらに、重大なることは、同一学歴、同一勤年、同一給与の根本原則を抹殺せんとしておることであります。すなわち、現在中学校、小学校の中には、新学制実施に伴いまして、高等学校教員とまつたく同一の資格者が多数高等学校より転任をして来ておりまして、これら新学制充実のために率先しまして、日本の教育のために、中学校、小学校教育に挺身したこれらの人々を、職域の差のために差別待遇をするということは、明らかに不当なる処理と言わざるを得ないのであります。（拍手）

第二点といたしましては、教育の基本方針への逆行であります。すなわち、小学校、中学校、高等学校を通じ、教員資格は新制大学卒業をもつてする現在の教員養成の方針、すなわち教員の資格条件を、高等学校までも含め、義務教育課程を高めようとする、文化国家確立の基本的な教育水準向上の方向にこの法案はまつたく逆行して、過去の教育体系に引きもどさんとする、きわめて復古的な法律案であります。

第三点といたしまして、職域差の不当性であります。本法案の基礎となつている現行給与法第四条におきましては、「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」と規定しておるのであります。これらの条件から見ましても、高等学校の学科の複雑さと、幼少の児童を手をとつて教え導く困難と責任とのいずれが大であるかは、判別することができないのであります。個々の条件を総合すれば、教育の本質上も、また実情から見ましても、高低の差は認めるべきでないことは現在の常識であります。人事院においても、この点から、教育職員の同一学歴、同一勤年、同一給与の原則を立てているのであります。しかるに、本法案においては、あえて職域差を無理につけんとする意図は、まさに非常識、不見識もはなはだしいと言わねばなりません。（拍手）

第四点といたしましては、本法案が実施されたあかつきにおける具体的影響についてであります。以上のような矛盾、不合理は、特に顕著に、国立学校の中に付属高等学校、付属中学校、付属小学校、付属幼稚園を同一職場に包含する教育大学等において、また盲学校、聾学校、特殊学校等のごとく、各校種を含む学校において、学校種別による差別待遇が学校運営上の困難となつて現われることは、火を見るより明らかであります。さらに、地方公立学校においては、現状においてさえ教員確保に困難を感じております中学校において、その教師志望者の減少と、在職同一資格者の不満等から、教員確保にますゝ困難の度を加え、義務教育完遂の重大な障害となることも必至であります。

第五点といたしまして、高校教員の給与の陥没をこの法案は救つていないのであります。本法案の出発のでき大要因は、何といつても、高校教員の中に給与陥没者が多数を占めていう点にあつたと思われるのであります。しかるに、この原因は、初任給、前歴計算、恩給法にあることは明白な事実であつて、高校教員の給与陥没救済は、学歴差による初任給の改訂、前歴計算の改訂、恩給法の改正によつて初めて行い得るものであります。これは、小学校、中学校、高等学校を通じて同一の立場、すなわち同一学歴、同一勤年、同一給与の原則から解決すべきであり、またこれによつて解決し得るものであります。しかるに、本法案においては、この原因を正しく把握しない結果、校種別の差異を無理につけたために、給与の不合理は何ら解決されずそのまま残り、しかもさらに大きな不合理さえも生んでいるのであります。

最後に、この法律の附則第五項は、地方財政上の困難を理由に、切りかえ直前の級号を現給より低く抑えられ、切りかえを行つても、かえつて給与切下げとなる危険性さえも含んでいるのであります。

以上述べました諸点よりいたしまして、本法案は首尾一貫性を欠き、まつたく支離滅裂かつ不完全なものであり、教育上きわめて重大な影響を持つ給与についての法案として、まつたく不備なものと断ぜざるを得ないのであります。（拍手）かかる無謀な法案の通過成立によつて、わが国の義務教育は軽視される結果となり、教育社会の混乱と紛糾を惹起し、全国六十万教職員の不安と、教育政策への不信はもとより、千五百万児童生徒の不幸と全父兄の不信を招くことは、まさに国会の権威の失墜とともに、わが国の一大不幸と言うべきであります。

かかる見地に立ちまして、わが党は本法案に対しまして絶対に反対を表明するものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　館林三喜男君。

［館林三喜男君登壇］

○館林三喜男君　ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律、すなわち給与法の一部を改正する法律案に関する委員長報告に対し、私は改進党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

本法律案は、教育職員について、いわゆる三本建の給与体系を新たに打立てんとするものであります。すなわち、給与法において、これまで一般俸給表により教育職員の俸給が決定せられていたのを改め、税務職員、警察職員などと同じく、新たに別個の特別俸給表を設け、これにより教育職員の俸給を律せんとするものであり、さらに、この教育職員の特別俸給表を、大学、高等学校及び中小学校の三表に細分し、おのゝその特色に応じ公正妥当なる俸給を決定せんとする、純然たる三本建の給与体系をつくらんとするものであります。

わが国は、終戦後の昭和二十二年四月、従来の学制を根本的に変更する六・三・三制度を採用いたしました。新制度の目的とするところは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和をこいねがい求める人間を育て上げることを期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底せしむるにあることは、教育基本法に明示するところであります。かような重要な目的を遂行する責任を帯びている教育職員は、その責任を果すため、実質上勤務時間に限定さるることなく、広く深く知識技能を研鑽し、経験を積み重ね、絶えず子弟、父兄、有志等に接する必要があるなど、他の一般公務員と著しく異なる生活環境に置かれているのでありますから、当然他の一般公務員と異なる給与体系を持つことを必要とするのであります。現に、給与法においても、人事院は教育職員に対する俸給表の適用について研究し、俸給表その他これに関する事項について必要と認める勧告を国会及び内閣に提出すべきことを命じ、教育職員が他の一般公務員と異なる取扱いがなさるべきことを明かにしているのであります。人事院が、この給与法の命ずるところを受け、人事院細則において、教育職員につき別個の級別資格基準表等を定めておりますのは、かかる趣旨によるものではありますが、最近に至るまで、法律上の措置をとる前提たるべき勧告については何らこれを行わなかつたのは、明らかに人事院の怠慢と言わざるを得ないのであります。（拍手）人事院が以上の趣旨にのつとる勧告を提出いたしましたのは、すでに本年度予算が衆議院を通過いたしました翌日の去る七月十八日でありましたから、この勧告の検討実施はさらに他日にまたねばならない実情にあります。

ただいま議題となつております改正法律案は、その間の空白を埋め、もつて教育職員の要望にこたえんとする、まことに適切なる措置であると存ずるのであります。いわゆる六・三・三制度のもとにおける教育の系列は、特殊教育及び幼稚園のほかは、教育を受ける者の心身の発達の度に応じて、初等普通教育を施す小学校に始まり、中等普通教育及び専門教育を施す高等学校を経て、学術の中心として深く専門の学芸を教授研究することを目的とする大学に至る系列となつています。しこうして、この四つの学校のいずれかに勤務する教育職員は、おのゝ教育基本法に掲ぐる理想と目的とを実現すべき重要なる国家的、社会的使命を持つているのでありまして、その職務に軽重、上下の差別を付することは絶対に許されません。すべてが文字通りいわゆる天職であります。従つて、種別を異にする学校に勤務することのみのゆえをもつて教育職員の俸給に差別を設けることは決して妥当でないのであります。しかしながら、これと同時に、種別を異にするそれゝの学校においては、教育を受ける者の心身の発達の度に応じて、教育を行う者の職務の複雑性と困難性において著しい区別の存することもまた否定し得ないところであります。教育を受ける者が、児童、生徒、学生と年齢的に段階が進むにつれ、肉体の上からも、精神の点からも、知能の面からも、次第に発達をとげ、これに応じ教科内容の学問水準が高くなり、専門化することは当然でありますから、これが訓育啓発に当る教育職員も、それぞれの段階に応じ、より高い教養、より高い識見、より高い能力を必要とするのであります。すなわち、高等学校教育職員が中小学校職員よりも、さらに大学教育職員が、高等学校、中小学校職員よりも、その職責の遂行途上における複雑性、困難性が漸増することは疑いをいれざるところであります。かような学校の種別による職務の内容の相違こそ、教育職員の勤労の報酬たる俸給に当然差を付すべき最も重要なる因子であると存ずるのであります。このことは、現行給与法第四条において、俸給は職務の複雑、困難等の度に基き考慮せらるべきことを規定せるところと、まつたく軌を一にするものであります。また、現行教育職員免許法が、学校の種別に応じ、免許状の種類、資格要件を詳細に分類区別しておるのも、また同一の理由に基くものであります。ただいま議題となつております改正法案が、教育職員のための特別俸給表を、大学、高等学校及び中小学校と別個の三つの表に細分し、しこうしてその内容につきそれゝ異なる取扱いをいたしましたのは、まつたく職務の複雑性、困難性の相違に立脚せる、まことに妥当なる措置と言うべきであります。

なお、現在教育職員につき三本建の給与体系を採用している事例は、イギリス、アメリカ、フランス、西ドイツ、イタリア等、いわゆる自由主義諸国家はもとよりのこと、いわゆるソ連邦、中華人民共和国、東独、ポーランド等、共産主義諸国にもひとしく認められるところであり、三本建は教育職員給与体系として世界に共通せる常識であると言うことができると存ずるのであります。しかも、今日、わが国には、本法律案のごとき三本建に反対し、小学より大学に至るすべてを一個の俸給表によつて律せんとする一本建の主張がないではありません。その理論的基礎をなすものは、いわゆる生活給の主張であります。終戦後の混乱の中、急激なるインフレーションに悩まされた当時、わが国の給与政策が多分にこの生活給理論を取入れたことは、けだし当然のことであり、今日においても、扶養手当、勤務地手当等の諸制度にこの理論の反映を見ることができるのでありますが、給与水準が次第に高まるに伴いまして、職域の相違、職務内容の相違、勤労の質と量などを広く考慮することが必要であり、これこそ、より合理的なものと言うべきであります。また、一本建を主張する論者は、一方において単一なる俸給表の実施を要求しながら、他方において、学校の段階が高まるに伴い、研究費、研修費につきましては差別を設くべしと唱えているのでありますが、かような主張は、職域の異なるに伴い、名目はいかんともあれ、給与に差等を付するの必要性を承認せるものでありまして、一本建の主張を自己否定するものと断ぜざるを得ないのであります。本改正案は、以上のような生活給理論一辺倒に陥らず、最も具体的、合理的なる職務給、職務給の理念に立脚するものでありまして、まつたく実情に即したる改正と称すべきであります。

最後に、いわゆる陥没是正の問題について一言いたします。従来、教育職員の学歴、民間経験、兵役等の期間の換算がはなはだしく当を欠いていましたため、同一種別、同一職域の学校において、旧制大学、新制大学等の学歴を有する者が他に比し低い給与を受け、いわゆる陥没の状態にあることは、まことに遺憾であります。本法律案は、高等学校に関する限り、陥没是正の役目をもあわせて幾分なりとも果しているのでありますが、全般的に見て、いまだ十分なる解決を見ないのであります。よつて、政府並びに人事院は、すみやかに是正のための方策を実行し、教育職員相互の間に給与上の不合理なからしむるよう善処されることを望むものであります。

以上申し述べまして、私は、わが改進党の年来の主張であつた三本建の実現を目的とする本法律案を、最も適切なるものとして賛成の意を表する次第であります。

○議長（堤康次郎君）　受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し反対の討論を試みようとするものであります。（拍手）

もと〳〵教育基本法によつて設置されましたところの学校の教職員は、民主日本の教育を担当するという重責をにない、かつ国民全体の奉仕者としての使命を全うすべき立場にある人々でありまして、その身分の尊重と、その待遇の適正は、文化国家の名において特に力を注がなければならないのであります。（拍手）しかるがゆえに、一般職の職員の給与に関する法律の第十条にも、特に教育職員の待遇のために特別俸給表を設定して、国会並びに政府に同時に勧告をすることを人事院に命じているのであります。今回、人事院は、多年の研究の結果、七月十八日をもつて国会並びに政府に対してベース・アップ及び給与準則の勧告をいたしました。この勧告を国会において何ら審議することなく、その道程におきまして、突如として去る二十四日、自由党、改進党及び自由党の三派の方々が、共同提案によりまして、いわゆる教員の三本建法案なるこの改正案をお出しになつたのであります。

この改正案の内容は、前弁士の申されたところで明らかでありまするように、特に教員の俸給表を大学、高等学校及び中小学校の三段階にわけまして、高等学校において特に新制大学を卒業した後に三年目のところから一号俸添加措置をとるという、いわゆる高等学校を中小学校より分離優遇する原案なのでございます。この法案は、真摯に提案者の提案理由を聞くときに、従来高等学校の教員は著しく待遇が陥没しておつた、これを救済する責任があるというお言葉もあつたのであります。私も、高等学校の教職員が、その大多数が長いこと給与の切りかえ等における不備から冷遇されていた現実をはつきり認めます。ことに、昭和二十三年の給与切りかえにあたりまして、生活給を基幹とする切りかえにより、前歴計算、学歴差による初任給の設定等、並びに恩給法の加算率等において、著しく民間経歴等の多い高等教職員及び学歴の高い高等教職員が冷遇の悲運に際会したことは、これは認めるのであります。ところが、昭和二十五年の末に至りまして、政府は、学校教職員の級別格付基準を設定いたしまして、前歴計算その他に特に優遇する措置を命じまして、学校教職員の不均衡是正の第一歩を踏み出しましたけれども、この級別推定表によるといえども前歴計算がわずかに五割とされていた結果、いまだ完全救済の域に達しなかつたのであります。現に、高等教職員の約七割の人々は、多くは民間経歴者であり、軍隊経験者である、あるいは最高学府を出た人々が九〇％を越える等において、この待遇陥没の実態をわれらは明らかに認めます。ところが、高校教職員のみならず、中学校にも、また一部小学校にも、この学歴差、前歴計算において、恩給法の取扱いを受けることにおいて、これらの人々はこれまた相当数に上るのでありまして、これらを含んで高校教員の七〇％を中心とする教職員の待遇改善、陥没是正という問題につきましては、強力に政府に要請し、人事院にも人事院細則の設定を要求して参つたのであります。しかるに、政府は、在来今日までこれに対する何らの措置を講ぜず、著しく高校教員を中心とする陥没を促進する形において今日に参つたのであります。

われ〳〵は、この高校教員を中心とする待遇の陥没について、救済案といたしまして、新制大学を卒業したる者を基準としたるものは、よし高校または中小学校に勤めようと、同一学歴、同一勤務年数を持つ限り、待遇は同一であるという基本線を守り、同時に、学歴差を実勤務年数の一・五倍、前歴計算を入割に計算をいたしまして、恩給法の改正により、恩給法上の加算率高校三百五十分の一、中小校百五十分の一の是正をはからんと試みたのであります。ところが、この重大な陥没是正を何ら措置することなくして、陥没が現実に大きな開きを持つたままで、保守三派の方々は、ここに高等学校教職員に関してのみ一号の添加措置という法案を出したのであります。これでは、陥没は絶対に救われておりません。陥没差があるままで一号差を添加するということになつた結果であります。

皆さん、この法案をお出しになつた保守三派の方々に一言申し上げたいのは、文部省は、従来教職員の給与は高校、中小校を通じて一本であるべきという基本線をとり、これを守つて参り、人事院もその線に沿つて文部省との協議書を作成しておるのであります。しかるに、最近、ことに昨年の秋ごろから、自由党の方々の圧力があつたかどうかは知らないけれども、突如として三本建案なるものが提出されまして、ここに、政府提出でなく、議員提出の形でこの法案が出されたということに、われ〳〵は疑念をはさまざるを得ないのであります。皆さん、人事院勧告の給与準則によるならば、教職員の俸給表を三本にしておりますけれども、実質的には、同一学歴の同一勤務年数の者に対しては同一待遇の原則が確立されております。この確立されて

いる人事院の勧告案を無視して――高校職員に対しての一号添加措置は人事院勧告を無視するものであり、人事院の権威を失墜するものであるとして、私たちは提案者の皆様に一言なかるべからざるものがあるのであります。（拍手）

ことに、皆様方になま〳〵しい記憶があると思いますが、かかる謀略的な法案は、とかくその終末が悲劇に終ることは歴史の示すところであります。昨年教育委員会の設置を市町村に強行せしめた現実はいかなる事態でありましょうか。今や、全国教育委員会協議会はあげてこの三本建法案に猛反対をし、昨日国会並びに政府に対して三本建絶対反対の決議文を押しつけておるのでありませんか。教員の給与を、実質的に実行する、地方公務員であるところの地方教員に対する給与条例を出す都道府県の教育委員会が、国の法律の命令であるにかかわらず、これに準ずべき地方都道府県の教育委員会がこの法の施行をしなかったらどういたしますか。都道府県教育委員会は、あげて三本建に反対し、高校、中小校の一本化を強力に要請し、ことにこの法案を実施するならば、高校職員のみ優遇されて、中小校等の交流人事に支障を来し、あるいは盲聾、養護学校等の特殊学校における高等部、中等部及び小学部の教員配置の上に、学校運営の上に異常な支障が起ると言い、また国立学校の大学の付属高校、中校、小校の職員配置の上に同一資格を持つ人々が待遇差を受けるという事態が起るということに対して、徹底的に反対を続けておるでありませんか。（拍手）

皆様、われ〳〵は、さらにこの機会において御注意申し上げたいことは、今回のこの法案提出に伴う予算的措置であります。自由党、改進党は、その修正予算案において五十億の平衡交付金の増加を規定し、その中に三億六千万円の高校三本建給与費というものを計上されております。ところが、委員会においてこの予算の内容を質問したところ、参議院予算委員会においても同様でありますが、提案の方々は、その説明をされる方々によつて、あるいはこの三億六千万円は陥没を是正するものであつて、高校のみならず中校の該当者もこれを救うのであると言い、あるいは、これは今度の法律に基く一号添加措置によるところの昇級措置に要する費用の二億二千万円であると言い、人々によつてその考えが違い、たまたま聞くところによれば、改進党は、当初人事院勧告の線であると思うたが、そしてそれによつて陥没を救うために三億六千万円を出したのであると思うたが、高校教員だけ別途上にさせるという差別待遇の法案であるとは知らなかつたという声さえも聞いております。（拍手）こういうふうにして、三億六千万円の予算の内容においても、提案者の解釈はまち〳〵であり、その算定基礎がどこに置かれておるか、何ら信念を持たざるような、かかる法案を、国会終末を控えて突如として提案し、強引に通過をはかろうとするこの謀略に対しては、われ〳〵は断じて承服できないのであります。（拍手）

願わくは、提案三党の各位は、高校教員を中心とするあの大きな陥没を救うための徹底的な法制化、徹底的な予算化をはかつて、教職員がその職に安んじて祖国日本の教育再建をはかることができるように、もつと高い角度から、この法案の撤回をなさることを要求し、新しい立場における陥没是正の法案を提出されることを要求いたしまして、反対の討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　山口好一君。

［山口好一君登壇］

○山口好一君　私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表明するものでございます。以下、その理由を申し上げます。

賛成理由の第一点は、本案が教育職員に対しての全面的な優遇の道を講じておることであります。教育の重要性についてはいまさらに喋々を要しないところであり、従つてまた、教職員諸君に対する待遇の改善も、その職務の特殊性にかんがみ、すみやかにこれを実現せねばならないのであります。この意味において、文部省は、さきに昭和二十五年九月、教育職員の特殊的地位を考慮いたし、一般公務員に比して優遇せらるべき理由を明らかにするとともに、その実現方を要望したのでありまして、その要望は、人事院において、逐次人事院細則にも取上げて参つたのでありますが、いまだ十分なものではなかつたのであります。しかるに、今日のこの法案におきましては、大学の教職員について四級より十級までであります。従来、高等学校の職員は、その学歴等において、中小学校等の職員のそれに比して、むしろ同等以上であるにもかかわらず、同一年齢の給与についてこれを見ますれば、前者の給与がかえつて後者の給与よりも平均的に劣つておるのでありまして、この事実は、給与公平の原則から見ましても、社会通念から申しましても、はなはだ不合理かつ不当なことと申さなければならないのであります。しかるに、現行給与法が学校種別によつて異なつた待遇を許さず、同一学歴においては、その初任給も、昇給、昇格の速度も同一であります結果、二千九百円ベース当時の切りかえ処置の粗漏に端を発したこの高等学校職員給与の陥没は、このままに過すならば永久に是正することができなかつたのであります。今回の人事院の勧告によるところの給与準則によりましても、現行給与法の待遇原則を変更しない限り、これが是正を行うことはきわめて困難のことと確信いたします。しかるに、本法案におきましては、四級から九級までの職員を一号俸だけ高めるというこの処置によりまして、この矛盾を是正し、永年の懸案解決に一歩を進めたのでありまして、まことに妥当の処置と言わねばなりません。これ、われ〳〵が全幅の賛意を表するゆえんであります。

次に、本案に賛成する理由の第三点は、本案が、教育職員の勤務の特殊性にかんがみまして、いわゆる三本建の特別俸給表を設定したことであります。そも〳〵、現行給与法第十条第三項におきましては、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の給与に関し、人事院は、特にこれを研究し、その結論を国会及び内閣に勧告しなければならぬ旨を規定しておりますが、このことは、教育職員の勤務の態様が

られておる大学の教授の待遇は、従来よりも三号俸だけ号俸の幅が伸びまして、現在のベースにおいて最高五万一千二百円の待遇を受けることになるのであります。また、高等学校等の教育職員については、校長の待遇が、従来九級、すなわち現行の十二級どまりでありましたものが、本法案によりまして十一級の四号、すなわち現行の十四級という、現行ベースにおいて四万三千三百円の待遇を受けることになるのであります。また四級から九級、すなわち現行の六級より十二級までの大部分の教職員の方は、この法案による切りかえと同時に、それ〴〵一律に従来よりも一号俸だけ高い待遇を受けることになるのであります。次に、中小学校等の教育職員についても、校長の待遇は、従来九級、すなわち現行の十二級にとどまつておつたのでありますが、本法案においては、十級、すなわち現行の十三級まで伸びておりまして、教諭の号俸の幅も従来よりも三号有利に伸張せられたのであります。これすなわち、本法案が教職員のために全面的に優遇の道を講じておるというゆえんでございます。

さらに、本法案に賛成する第二の点は、従来高等学校等の教育職員の給与は、あの二千九百円ベース切りかえ当時の特殊なる理由から、中小学校等の職員の給与に比して著しく不利となつておつたのでありますが、それが、本法案においては、十分とは言えないまでも、明らかに是正されておることであります。従来、高等学校の職員は、その学歴等において、中小学校等の職員のそれに比して、むしろ同等以上であるにもかかわらず、同一年齢の

きわめて特殊的であつて、これに一般公務員同様に一般俸給表を適用する現行制度にかなりの無理のあることを物語つておるのであります。しかるに、人事院は、その無理を無理と知りつつ、この規定の制定後すでに数年を経過いたしましたにかかわらず、何ら教育職員のための特別俸給表の処置を講ずることがなかつたのであります。本法案は、この点にも留意いたし、これが改正に着手して、従来の一般俸給表適用の不当なる処置を廃し、ここに三本建の教育職員の特別俸給表を制定したのであります。しかしながら、社会党の諸君の言われるごとく、この点に関しては反対論があります。あるいは教育の本質論から申して、教育に種類、差等がないということを論拠にいたしまして、この三本建に反対をするのでありますけれども、教育の本質と教育に従事する者に対する待遇制度とは、厳にこれを区別しなければならないと存ずるのであります。このことは、すでに学校職員の免許法が学校の種類によりまして教員の資格要件に差等を付しておることによりましても明らかであると思うのであります。従いまして、学校の種類に応じて三本建にしましたことは、現実に即応し、給与応能の原則にかなう、まことに時宜に適したものと言わなければなりません。もとより、この法案も十全完備のものとは申しませんが、従来、一般俸給表適用を不当と知りつつ、しかも高等学校職員の数年来の不利不遇を認識しながら、何らこれに対して適切なる処置を講ずることなく、歪曲日に送つていたのに比しまして、はるかにまさるものと確信する次第であります。ゆえに、本法案に反対する者は、いまだ真に今日の教育職員の立場を理解せず、いたずらに教育の本質論にのみとらわれて、現実の状態を見ざる、反対のための反対と申さねばなりません。

私は、以上三点の理由をあげ、本案に賛意を表するものでありますが、なお最後に、特殊学校の職員などは、その免許料が高等学校、中小学校などの区別なく一本となつておる実情にかんがみまして、この法律の適用に際しては、これを有利に取扱い、高等学校等の俸給表を適用するように希望意見を付しまして、私の賛成の討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長上塚司君。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに両国の国民の間の一層緊密な経済的及び文化的関係を促進することを希望し、また、相互に有利な通商関係を助長し、相互に有益な投資を促進し、並びに相互の権利及び特権を定める取極によつてそれらの目的の達成に寄与することができることを認識しているので、無条件に与えられる最恵国待遇及び内国民待遇の原則を一般的に基礎とする友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
日本国外務大臣　岡崎勝男

アメリカ合衆国
アメリカ合衆国特命全権大使　ロバート・マーフィー

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1　いずれの一方の締約国の国民も、(a)両締約国の領域の間における貿易を営み、若しくはこれに関連する商業活動を行う目的をもつて、(b)当該国民が相当な額の資本を投下した企業若しくは当該国民が現に相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもつて、又は(c)外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもつて、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許される。

2　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)自由に旅行し、及び自己が選んだ場所に居住し、(b)良心の自由を享有し、(c)公私の宗教上の儀式を行い、(d)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(e)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

3　本条の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の健康、道徳又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第二条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、且つ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少くない不断の保護及び保障を受けるものとする。

2　いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、その者の要求に基き、もよりの地にあるその者の本国の領事官に直ちに通告されるものとする。その者は、(a)相当且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎょのための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎょに当然必要なすべての手段（自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む。）を与えられる。

第三条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行う金銭上の補償その他の給付又は役務の提供を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。

2　本条1に規定する権利及び特権の外、いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)老齢、失業、疾病若しくは身体障害による賃金若しくは所得の喪失又は(b)父、夫その他自己を扶養する者の死亡による経済的扶助の喪失に対し経済上の需要を個別的に審査しないで給付を行う強制的な社会保障制度を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。

第四条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その権利の行使及び擁護については、他方の締約国の領域内ですべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。いずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で活動を行つていないものは、その領域内において、登記その他これに類する要件を課されないで、それらの裁判を受け、及び申立をする権利を有するものとする。

2　一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴に関しても既に確定しているものとみなされ、且つ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡を受けることができる。その言渡があつた場合には、その判断に対しては、その地でされる判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとする。アメリカ合衆国の領域外でされた判断は、アメリカ合衆国のいずれの州のいずれの裁判所においても、他の諸州でされる判断が受ける承認と同様の限度においてのみ、承認を受けることができるものとする。

第五条

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に関し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害する虞がある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社が自国の経済的発展のため必要な資本、技能、技芸及び技術を衡平な条件で取得することを不当に妨げてはならない。

2　両締約国は、特にそれぞれの領域内における生産力の増進及び生活水準の向上のため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することに協力することを約束する。

第六条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不断の保護及び保障を受けるものとする。

2　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行う当局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行うものとする。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のために収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行わないで収用し、又は使用してはならない。その補償は、実際に換価することができるもので行わなければならず、また、収用し、又は使用した財産に充分相当する価額のものでなければならない。その補償を決定し、及び実施するため、収用若しくは使用の際又はその前に、適当な準備をしなければならない。

4　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、本条2及び3に規定する事項に関しては、いかなる場合にも、内国民待遇及び最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。更に、いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに関するすべての事項について、内国民待遇及び最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、直接であると、代理人によつてであると、又は何らかの形態の適法な団体を通じてであるとを問わず、他方の締約国の領域内ですべての種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動を行うこと、従つて、(a)支店、代理店、事務所、工場その他その事業の遂行のため適当な施設を設置し、及び維持し、(b)会社に関する当該他方の締約国の一般法に基いて会社を組織し、及び当該他方の締約国の会社における過半数の利益を取得し、並びに(c)自己が設立し、又は取得した企業を支配し、及び経営することに関して、内国民待遇を与えられる。更に、当該国民又は会社が支配する企業は、個人所有の形式であると、会社の形式その他のいずれの形式であるとを問わず、その事業の遂行に関連するすべての事項について、当該他方の締約国の国民又は会社が支配する同様の企業が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2　各締約国は、外国人が、その締約国の領域内で公益事業を行う企業若しくは造船、航空運送、水上運送、銀行業務（預金業務又は信託業務に限る。）若しくは土地その他の天然資源の開発を行う企業を設立し、当該企業における利益を取得し、又は当該企業を営むことができる限度を定める権利を留保する。但し、いずれか一方の締約国が、その領域内でそれらの事業を営むことに関して外国人に内国民待遇を与える限度について新たに行う制限は、その実施の際その領域内でそれらの事業を行つており、且つ、他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配している企業に対しては、適用しない。更に、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の運送事業、通信事業又は銀行業を営む会社に対し、その会社が行うことを許される本質的に国際的な業務に必要な機能を営むための支店及び代理店を維持する権利を否認してはならない。

3　本条1の規定は、いずれか一方の締約国が外国人の支配する企業の自国領域内における設立に関して特別の手続を定めることを妨げるものではない。但し、その手続は、本条1に規定する権利を実質的に害するものであつてはならない。

4　各締約国の国民及び会社並びに当該国民又は会社が支配する企業は、本条に規定する事項については、いかなる場合にも、最恵国待遇を与えられる。

第八条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己が選んだ会計士その他の技術者、高級職員、弁護士、代理人業とする者その他の専門家を用いることを許される。更に、当該国民及び会社は、当該領域内における自己の企業又は自己が財政的利益を有する企業の企画及び運営に関し、もつぱら自己のために検査、監査及び技術的調査を行わせ、並びに自己に報告させるという特定の目的で、当該領域内で自由職業に従事するための資格のいかんを問わず、会計士その他の技術者を用いることを許される。

2　いずれの一方の締約国の国民も、外国人たることのみを理由としては、他方の締約国の領域内で自由職業に従事することを禁止されることはない。当該国民は、資

格、居住及び権限に関する要件で当該他方の締約国の国民に対して適用されるものに従うことを条件として、当該領域内で自由職業に従事することを許される。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内で学術、教育、宗教及び慈善の活動を行うことに関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられ、且つ、その活動を行うため当該他方の締約国の法令に基いて団体を組織する権利を与えられる。

第九条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、(a)第七条又は第八条に基いて行うことを許される活動の遂行及び居住のため適当な土地、建物その他の不動産を賃借し、占有し、及び使用することに関する内国民待遇並びに(b)他方の締約国の関係法令で認められる不動産に関するその他の権利を与えられる。

2　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の動産（無体財産を含む。）を購入、賃借その他の方法によつて取得し、所有し、及び占有することに関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。但し、いずれの一方の締約国も、公共の安全の見地から危険と認められる物及び第七条2の第一文に掲げる活動を行う企業における利益を外国人が所有することについては、第七条その他この条約の規定によつて保障される権利及び特権を害しない範囲内において、制限することができる。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内にある財産を遺言によると否とを問わず遺産として取得することに関し、当該国民又は会社が外国人又は外国の会社であるという理由で内国民待遇を与えられない場合には、その財産を自由に処分することを許され、且つ、その処分をするため五年を下らない期間を与えられる。

4　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の財産の処分に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第十条

いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利並びにすべての種類の工業所有権に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

第十一条

1　いずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住するもの及びいずれか一方の締約国の国民又は会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動又は学術、教育、宗教若しくは慈善の活動を行うものは、当該領域内において、所得、資本、取引、活動その他の客体について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴収に関する要件については、当該他方の締約国の国民又は会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

2　いずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住せず、且つ、貿易その他の営利的活動を行わないもの及びいずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行わないものに関しては、当該他方の締約国は、本条1に規定する原則を一般に適用することを目標としなければならない。

3　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、所得、資本、取引、活動その他の客体について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴収に関する要件について、いかなる場合にも、第三国の国民、第三国に居住する者及び第三国の会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

4　いずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行うもの及びいずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内で貿易その他の営利的活動を行うが当該領域内に居住しないものについては、当該他方の締約国は、所得、資本その他の標準による租税、手数料その他の課徴金で当該領域に対して適正に割り当てられ、又はあん分される課徴金をこえるものを課してはならず、また、当該領域に対して適正に割り当てられ、又はあん分される額に達しない額の控除及び免除を認めてはならない。もつぱら学術、教育、宗教又は慈善の目的のため組織され、且つ、運営される会社についても、また、同様とする。

5　各締約国は、(a)相互主義に基いて租税に関する特定の利益を与える権利、(b)二重課税の防止又は歳入の相互的保護のための協定に基いて租税に関する特別の利益を与える権利並びに(c)自国民及び隣接国に居住する者に対し所得に関する租税及び相続税に関する個人的な免除で自国に居住しないその他の者に認める当該免除よりも有利なものを認める権利を留保する。

第十二条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、当該他方の締約国により内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

2　いずれの一方の締約国も、その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範囲内で行う場合を除く外、本条5に定める為替制限を行つてはならない。本条の規定は、いずれか一方の締約国が国際通貨基金に対して負う義務を変更するものではなく、また、国際通貨基金が特定の為替制限を行うことを締約国に特に認め、又は要請する場合にその為替制限を行うことを妨げるものではない。

3　いずれの一方の締約国も、前記の2に従つて為替制限を行う場合には、自国民の保健及び福祉に欠くことができない貨物及び役務のための外国為替の利用を確保するため必要なすべての準備をした後、(a)第六条3に掲げる補償として支払われた額、(b)給与、利子、配当金、手数料、権利の使用料、技術的役務に対する報酬その他の所得の額並びに(c)借入金の償還、直接投下資本の償却及び資本の移転に係る額の、他方の締約国の通貨で表示された外国為替による回収について、その他の取引のための特別の需要を考慮して適当な準備をしなければならない。二以上の為替相場が実施されている場合には、当該回収に適用される相場は、国際通貨基金によつて当該取引のため特に承認された相場又は、その承認された相場がないときは、正当な実効相場（為替の取引についての租税又は手数料を含む。）でなければならない。

4　為替制限は、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社の請求権、投資、運送、貿易その他の利益又は競争的地位に対して不必要に有害な又はし意的に差別的な方法で行つてはならない。

5　本条において「為替制限」とは、いずれか一方の締約国が課するすべての制限、規制、課徴金、租税その他の要件で、両締約国の領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭証券の移転について負担又は妨害となるものをいう。

第十三条

いずれか一方の締約国の国民及び会社で当該締約国の領域内で事業を行うものを代理する商業旅行者は、他方の締約国の領域に入り、及びその領域から出る際並びにその領域に在留する間、関税その他の事項（第十一条5に規定する例外に従うことを条件として、当該商業旅行者、その携帯する見本及び注文の取集めについて課される租税

その他の課徴金を含む。）及びその業務の遂行を規律する規制に関して、最恵国待遇を与えられる。

第十四条

1　各締約国は、いずれの場所から到着したかを問わず、また、運送手段の種類のいかんを問わず、他方の締約国の産品に対し、並びに、径路及び運送手段の種類のいかんを問わず、他方の締約国の領域への輸出に向けられる産品に対し、輸出若しくは輸入に対し若しくはこれに関連して課され、又は輸出品若しくは輸入品のための支払手段の国際的移転に対して課されるすべての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の賦課の方法並びに輸出及び輸入に関連するすべての規則及び手続に関して、最恵国待遇を与える。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は他方の締約国の領域への産品の輸出について制限又は禁止をしてはならない。但し、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国が重大な利害関係を有する産品の輸出又は輸入について量的制限をする場合には、

(a)　当該一方の締約国は、特定の期間中に輸出し、又は輸入することができる産品の総数量又は総価額及びその総数量若しくは総価額又は期間の変更について、原則として事前に公表しなければならない。

(b)　当該一方の締約国は、いずれかの第三国に割当を行うときは、その産品の貿易に影響を与える特別の要因に妥当な考慮を払つた上で、他方の締約国が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された産品の総数量又は総価額に比例する割当を当該他方の締約国に与えなければならない。

4　いずれの一方の締約国も、衛生上の理由その他商業的性質を有しない慣習上の理由により、又は詐欺的の若しくは不公正な慣行を防止するため、禁止又は制限をすることができる。但し、その禁止又は制限は、他方の締約国の通商に対して、恣意的な差別をするものであつてはならない。

5　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、輸出及び輸入に関するすべての事項について、他方の締約国により内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

6　本条の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

(a)　内国漁業の産品に与える利益

(b)　国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(c)　当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基いて与える利益。但し、当該一方の締約国が、自国の計画を他方の締約国に通報し、且つ、協議のための適当な機会を当該他方の締約国に与える場合に限る。

7　本条2及び3（(a)を除く。）の規定にかかわらず、締約国は、貨物の輸出及び輸入について、第十二条に従つて行われる為替制限と同等の効果を有し、又はその為替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができる。但し、その制限又は統制は、それらの規定から不必要に逸脱してはならず、また、外国との間の非差別的な貿易の最大限度の発展を助長し、並びにその制限の必要を除去するに足りる国際収支状況及び通貨準備をもたらすための政策に適合するものでなければならない。

第十五条

1　各締約国は、法令及び一般に適用する行政上の決定で、関税、租税その他の課徴金の額、関税のための品目分類並びに輸出品及び輸入品若しくはそのための支払手段の移転についての要件若しくは制限に関するもの又は輸出品及び輸入品の販売、分配若しくは使用に影響を与えるものをすみやかに公表し、並びにその法令及び決定を一律、公平且つ適切に実施しなければならない。行政上新たに定められる要件又は制限で輸入品に影響を与えるものは、衛生上又は公共の安全上の理由で課するものを除く外、一般の慣行として、公表後三十日を経過するまでの間は実施せず、又は公表の際輸送中である産品には適用しないものとする。

各締約国は、他方の締約国の国民及び会社並びに他方の締約国の産品を輸入する者が関税に関する事項に関する行政処分（過料を科し、その他不利益処分を行うこと、没取並びに行政機関が行う関税のための分類及び評価の問題についての決定を含む。）について迅速且つ公平な審査を受け、及び正当と認められた場合にその是正を求めることができる訴願及び出訴の手続を定めなければならない。関税及び海運に関する法令に対する違反で書類の作成に関するものを理由とする不利益処分は、当該違反が記載上の過誤から生じた場合又は善意によることが証明された場合には、単に警告として行うため必要な限度をこえるものであつてはならない。

3　各締約国は、一方の締約国の産品を輸出し、又は輸入する者がその産品をいずれか一方の締約国の会社の海上保険に付することを妨げる差別的措置を執つてはならない。この規定は、第十二条の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条

1　いずれの一方の締約国の産品も、他方の締約国の領域内において、国内における課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に関して、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

2　いずれか一方の締約国の国民若しくは会社又はいずれか一方の締約国の国民若しくは会社の支配する他方の締約国の会社が当該他方の締約国の領域内で生産する物品は、その領域内において、輸出、課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に関して、生産する者又は会社のいかんを問わず内国原産の同様の物品が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第十七条

1　各締約国は、(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特権を与えられた独占企業又は機関が、他方の締約国の通商に影響を与える輸出又は輸入を伴う販売又は購入を商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他販売又は購入の条件等に関する考慮をいう。）によつてのみ行うべきこと並びに(b)他方の締約国の国民、会社及び通商が、(a)に規定する販売又は購入に参加するため競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えられるべきことを約束する。

2　各締約国は、他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a)政府による需品の購入、(b)特権の賦与その他政府による契約及び(c)政府又は排他的の若しくは特別の特権を与えられた独占企業若しくは機関が行う役務の販売に関しては、第三国の国民、会社及び通商に与える待遇と比べて公正且つ衡平な待遇を与えなければならない。

第十八条

1　両締約国は、競争を制限し、市場への参加を制限し、又は独占的支配を助長する事業上の慣行で商業を行う一若しくは二以上の公私の企業又はそれらの企業の間における結合、協定その他の取極により行われるものが、それぞれの領域の間における通商に有害な影響を与えることがあることについて、一致した意見を有する。従つて、各締約国は他方の締約国の要請があるときは、それらのいかなる事業上の慣行に関しても協議し、及びその有害な影響を除去するため妥当と認める措置を執ることに同意する。

2　いずれの一方の締約国の公の所有又は支配に属する企業（社団法人、団体及び政府機関を含む。）

も、他方の締約国の領域内で商業、工業、海運業その他の事業の活動を行う場合には、自己又は自己の財産のため、私の所有又は支配に属する企業が課税され、訴えられ、又は裁判の執行を受けることその他当該領域内で負う義務を当該領域内で免除されることを請求し、又はその免除を享有しないものとする。

第十九条

1　両締約国の領域の間においては、通商及び航海の自由があるものとする。

2　いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

3　いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の船舶及び第三国の船舶と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放された他方の締約国のすべての港、場所及び水域に積荷とともに入る自由を有する。その船舶及び積荷は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

4　いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるすべての産品を輸送する権利に関して、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。それらの産品は、(a)関税その他の課徴金、(b)税関事務及び(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に関して、当該他方の締約国の船舶で輸送される同様の産品が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

5　いずれの一方の締約国の船舶も、難破し、座礁し、又は他方の締約国の港、場所若しくは水域（外国との間における通商及び航海のため開放されているかどうかを問わない。）にやむを得ず入つた場合には、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に受ける援助及び保護と同様の援助及び保護を受けるものとし、また、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に支払うべき租税その他の課徴金と異なる租税その他の課徴金を課されないものとする。いずれか一方の締約国の当該船舶の積荷及びその船舶から救い上げられたすべての物品は、他方の締約国の領域内における消費のため搬入された場合を除く外、関税を免除されるものとする。但し、消費以外の目的のため搬入された物品については、それが当該他方の締約国から搬出されるまでは、蔵入の保護のための措置を執ることができる。

6　この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、沿岸貿易、内国漁業及び内水航行に関して自国の船舶のため排他的の権利及び特権を留保し、又は相互主義に基く限り外国の船舶に沿岸貿易、内国漁業及び内水航行を許すことができる。

7　本条において「船舶」とは、私の所有又は運航に係るものであると、公の所有又は運航に係るものであるとを問わず、すべての種類の船舶をいう。但し、本条2及び5の場合を除く外、漁船及び軍艦を含まないものとする。

第二十条

次の人及び物については、国際通過のため最も便利な径路により各締約国の領域を通過する自由があるものとする。

(a)　他方の締約国の国民及びその手荷物

(b)　他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にあるその他の者及びその手荷物

(c)　他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にある産品（原産地のいかんを問わない。）

それらの通過中の人及び物は、関税、通過を理由として課される租税並びに不当な課徴金及び要件を免除されるものとし、また、不必要に遅延させられず、及び不必要な制限を受けないものとする。但し、それらの人及び物は、第一条3に掲げる措置及び通過の特権の濫用を防止するため必要な非差別的な規制に服するものとする。

第二十一条

1　この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a)　金又は銀の輸出又は輸入を規制する措置

(b)　核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置

(c)　武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の物資の取引を規制する措置

(d)　国際の平和、及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e)　第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する会社に対してこの条約に定める利益（法律上の地位を認めること並びに裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利を除く。）を拒否する措置

2　この条約中の貨物に関する最恵国待遇の規定は、アメリカ合衆国又はその準州若しくは属地が相互に与え、又はキューバ共和国、フイリピン共和国、太平洋諸島の信託統治地域若しくはパナマ運河地帯に与える利益については、適用しないものとする。

3　この条約中の貨物の待遇に関する規定は、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定の当事国である間は、その締約国が同協定で要求され、又は特に許される措置を執ることを妨げるものではない。更に、いずれの一方の締約国も、その意思によつて同協定の当事国となつていない国に対しては、同協定に基いて取り極めた利益を与えなくてもよい。

4　いずれか一方の締約国の国民で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入国許可の条件として法令により明示的に課される制限に反して営利的職業に従事する権利を有しない。

5　この条約のいかなる規定も、政治的活動を行う権利を与え、又は認めるものと解してはならない。

第二十二条

1　「内国民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、当該締約国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

2　「最恵国待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が、同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

3　この条約において「会社」とは、有限責任のものであるかどうかを問わず、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。いずれか一方の締約国の領域内で関係法令に基いて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ、且つ、その法律上の地位を他方の締約国の領域内で認められる。

4　この条約の規定に基いて日本国の会社に与えられる内国民待遇は、アメリカ合衆国のいずれの州、準州又は属地においても、当該地域においてアメリカ合衆国の他の州、準州又は属地で創設され、又は組織される会社に与えられる待遇とする。

第二十三条

この条約の適用を受ける領域は、各締約国の主権又は権力の下にある陸地及び水域のすべての区域とする。但し、パナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域（アメリカ合衆国大統領が宣言によりこの条約の規定を適用する当該信託統治地域の部分を除く。）を除く。

第二十四条

1　各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に関する事項について行う申入れに対しては、好意的考慮を払い、且つ、その申入れに

関する協議のため適当な機会を与えなければならない。

2　この条約の解釈又は適用に関する両締約国の間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、国際司法裁判所に付託するものとする。

第二十五条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有し、その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男　(印)

アメリカ合衆国のために
ロバート・マーフィー　(印)

議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、各自の政府により正当に委任を受け、更に、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1　第四条1における「裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利」には、特に、訴訟上の救助、訟費用の担保及び裁判のための担保に関する権利を含む。

2　補償の支払を定める第六条3の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用される財産を他方の締約国の国民又は会社が直接又は間接に利益を有するものについて、準用する。

3　第七条2において「公益事業を行う企業」とは、公共のため通信事業、水道事業、バス、トラック、軌道若しくは鉄道による運送事業又はガス若しくは電気の製造若しくは供給に関する事業を行う企業をいう。

4　第七条4に関しては、いずれの一方の締約国も、鉱業に従事する権利が相互主義に服すべきことを要求することができる。更に、日本国は、その規定によつて、第七条2の第一文に掲げる業種のアメリカ合衆国の国民又は会社の企業に対し、当該国民の住所地又は当該会社が組織されるについて従つた法令若しくは当該会社の主たる事務所の所在地（当該会社が連邦の法令に基いて組織されている場合に限る。）の属するアメリカ合衆国の州又は準州が日本国の国民又は会社の同種の企業に与える待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うことはない。

5　第八条2の規定は、公証人及び水先人には適用しない。

6　いずれの一方の締約国も、外資の導入について、第十二条2で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることができる。

7　第十四条4に関しては、いずれの一方の締約国も、その法令に従い、貨物の表示に関する要件で貨物の真正の原産地又は製造元が正確に表示されることを確保するため定められるものに従つていない貨物について、自国の領域へのその輸入を禁止し、それを差し押え、その他何らかの方法でその販売を制限し、又は規制することができるものとする。更に、各締約国は、その領域内で生産され、若しくは販売され、又はその領域から輸出された貨物の原産地が他方の締約国の領域又はその領域内の容易に認識される場所であることを直接又は間接に表示する虚偽表示を防止するため適当な措置を執るべきことに同意する。

8　工業原料又は基本食糧の入手が困難である緊急期間中は、第十六条1の規定は、いずれか一方の締約国が、それらの種類に属する供給不足の輸入品の国内における販売、分配又は使用に対する必要な統制で内国原産の同様の物品に関して行う統制と異なるものを実施することを妨げるものではない。いずれの一方の締約国も、その統制を行う場合には、その領域内における他方の締約国の通商の競争的地位に対する損害を最少限度にとどめるような方法でその統制を行わなければならず、また、供給事情により必要と認められる期間をこえてその統制を継続してはならない。

9　第十六条1の内国民待遇の規定にかかわらず、締約国は、すべての映画フイルムの商業的上映のための最少限度の特定時間を内国原産の映画フイルムの上映に充てることを規定する映写時間の割当に関する規制を維持することができる。映写時間の割当は、各劇場ごとの年間映写時間又はこれに相当するものを基礎として定められ、且つ、協議に付されるものとする。

10　第十七条1の規定の適用上、支払手段の入手可能性に関する考慮は、商業的考慮と認められるものとする。

11　第十七条2（a）を除く。）及び第十九条4の規定は、郵便業務については適用しない。

12　第二十一条2の規定は、プエルト・リコについては、その政治的地位に生ずる変化のいかんにかかわらず、適用する。

13　第二十三条の規定は、もつぱら軍事基地として又は一時的な軍事占領によりいずれか一方の締約国の権力の下に置かれている地域並びに千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条でその地位を規定している北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島には、適用しない。

14　この条約中の最恵国待遇の規定は、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同条約第三条に掲げる諸島の原住民及び船舶並びにそれらの諸島との貿易に対して日本国が与える権利及び特権については、適用しない。

15　日本国は、この条約の効力発生の日から三年を経過するまでの間は、外国人が円貨をもつて日本国の企業の発行済の株式（社員の持分を含む。）を取得することについて現に行つている制限を引き続き行うことができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男　(印)

アメリカ合衆国のために
ロバート・マーフィー　(印)

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○上塚司君登壇

〔上塚司君登壇〕

ただいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条約は、去る七月四日から三十日に至る前後八回にわたり外務委員会を開き、さらに外務・大蔵・通商産業連合審査会を開き、慎重に審議を重ねました。

政府当局の説明によりますれば、日米両国間の通商航海関係は、明治四十四年に締結された旧日米通商航海条約が

昭和十五年一月に失効いたしまして以来、十二年間無条約の状態にありましたが、サンフランシスコ平和条約の発効後は、同条約第十二条の規定によって律せられております。しかしながら、この規定は、暫定的な性質のものであるばかりでなく、わが国にとって十分な待遇保障を規定しているとは申されません。従って、政府は、まずアメリカとの間に、平等互恵の立場に立ち、かつ包括的な待遇保障を含む新条約を締結するため、一昨年末から在京アメリカ政府代表との間で非公式な折衝を始めました。元来、この日米友好通商条約は、わが国が戦後初めて締結する通商条約であり、将来各国との間に締結せらるべき条約の模範となるばかりでなく、その性質上両国民のほとんどすべての接触部面を規律するものであり、ことに戦後の新しい型の通商航海条約は、相互の国民、会社等が相手国内で戦前に比して一層安定した保障のもとに各般の活動を行うことができるように、詳細な技術的事項を規定する傾向を示しておりますので、慎重を期して交渉を進めましたところ、ようやく本年二月下旬に至り、わが国の主張を十分に取入れた条約案の妥結を見るに至りましたので、四月二日に外務大臣と駐日アメリカ大使との間に署名調印せられたものであります。日米両国間の通商航海関係は、この条約によって初めて安定した基礎の上に置かれることとなり、両国間の友好関係並びに両国民の間の一層緊密なる経済的及び文化的関係を促進するところが大きいものと認められるとのことでありました。

なお、政府側の報告によりますれば、米国上院はすでにこの条約の承認を了した趣であり、その際、米国政府は、この条約八条第二項に掲げられた自由職業の中で、米国各州の法律により米国人に対してのみ許可しているものについては、これを引続き米国人のみに許すことを可能ならしめたき旨の附帯決議を行った由であります。ついては、米国政府が、この条約の批准に際し、右附帯決議の趣旨に沿う留保を付すべき意向を正式に申出で来った場合は、わが方においてもこれに対応する留保の措置をとり、もって日米両国間にこの点に関する不均衡の発生する余地のないようにする所存であるとの政府の意向を表明されました。

この条約は、本文二十五条並びに条約の不可分の一部をなす十五項目の議定書等からなっているもので、その内容の詳細については委員会会議録に譲ることといたしまして、そのうち最も注目すべき諸点をあげますれば、第一、入国、居住及び滞在の条件を規定し、いわゆる条約商人及び条約投資家の入国滞在を保障しておること。第二、社会保障制度に関する内国民待遇を規定しておること。この規定は旧条約になかった新しい規定であります。第三、営利活動に関する内国民待遇の原則を規定していること。但し、通貨準備の保護のために必要な制限を行い得る例外規定が設けられ、また発行済みの株式の取得については、わが国の経済の現状に即応し、条約発効後三箇年の暫定的な例外的な規定が設けられました。第四、公益事業を行う企業もしくは造船、運送、銀行業務もしくは土地その他の天然資源の開発を行う企業は、営利活動に関する内国民待遇から除外しておること。但し、これら制限業種についても、その制限実施の際、既得のものについてはそれを既得権として認めること。第五、為替管理に関する規定を設け、対外送金に関する内国民待遇及び最恵国待遇の原則を掲げ、為替管理を行い得るのは通貨準備の合理的水準を維持するために必要な場合に限る旨を規定していること。第六、関税事項に関する最恵国待遇を定め、かつ輸出入の禁止、制限について、その無差別な適用を保障したこと。第七、船舶海運及び航海に関する基本的な待遇保障を定め、両締約国の領域間の通商及び航海の自由の原則を掲げたこと。第八、この条約の実施に関する事項について、一方の申入れあらば、両国間に協議の余地を与えられおること。第九、この条約の有効期間を十箇年としたこと等であります。

続いて、委員と外務大臣及び政府委員との間に最も活発なる質疑応答が行われ、さらに、有力経済団体の代表者並びに学識者九名を参考人として招致し、忌憚なき意見の聴取を行いましたが、これらの詳細につきましては委員会議録によって御承知願います。

かくて、質疑を終了し、討論に入り、日本社会党左派を代表して穂積七郎君、日本社会党右派を代表して中村高一君、並びに小会派の諸君の同意を得て共産党川上貫一君から、それぞれ反対の意向が表明され、自由党を代表して佐々木盛雄君、改進党を代表して喜多壮一郎君、並びに自由党分党派を代表して池田正之輔君から、それぞれ賛成の意向が述べられ、続いて採決の結果、多数をもって本案件に承認を与うべきものと議決いたされました。

右御報告いたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これより討論に入ります。帆足計君。

（帆足計君登壇）

○帆足計君　私は、ここに、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました日米通商航海条約に対し、日本経済の自主自立の観点と国家百年の大計より考えまして、これが承認に反対の意を表明するものでございます。（拍手）

反対の第一の理由といたしましては、本条約の調印に至る経過が不明朗にして、かつ民主的でないということでございます。政府の本条約についての最終審議とその調印は、今春四月二日のことでありまして、時あたかも国会は解散され、いわば選挙管理内閣のもとに行われたのでございます。しかも、当時政情は当然与党に不利であり、祖国の自主的独立への自覚は油然として高まりつつあったのでございます。かかる情勢を前にいたしまして、日米両国の保守政府は、日本国民の輿論の圧力と盛り上る政治的自覚を恐れ、おそらく、なれ合い協議のもとに急遽調印の運びに至ったものと推察されるのであります。（拍手）かくのごときは、吉田内閣のアメリカ追随一辺倒秘密外交の一端を示すものでありまして、外交は常に国民の前に公にされ、国民大衆の輿論の上に立たねばならぬと信ずるわが党としては、断固として排撃するものでございます。（拍手）

第二に、今日、祖国日本は世界の大いなる潮流の中に立たされております。その中において、自主自立の道を進みますることは、非常なる国民の自覚と結束を必要とすべき課題でありまするけれども、今日、日本に対するアメリカ政府並びに外国資本の圧力が続々乎として浸透し、また講和条約、安保協定、無数の軍事基地、MSA協定等々と相まって、国をあげて外国の隷属下に置かれんとしつつあるこの国際情勢を背景といたしまして、日本産業がその独立と自主性を確保いたしまするためには、細心の配慮と、慎重なる、厳重なる警戒を必要とすることは言をまたぬところと思うのでございます。特に本条約が、アメリカの従属国ともいうべき――アメリカ・コロンビア条約に範をとって締結されたということにつきましては、特にその感を深くせざるを得ないのでございます。（拍手）

第三には、政府は、今日の世界経済の運行を国際自由競争の尊重の原則のもとに考慮したと申しておるのでありまするけれども、申すまでもなく、われ〳〵は、今日敗戦のあとを受けまして弱体化せる日本経済とアメリカの厖大なる経済力との開きという客観的現実の問題を無視することはできないのでございます。言うところの国際経済上の自由とは、病人と健康者、おとなと子供とを同一条件のもとに競争せしめることであってはならないのでありまして、今日、日米経済協力という課題をいとも安易に口にする紳士諸君の方がおられるようでありまするけれども、鉄鋼産業一つを例にとってみましても、彼は年産一億二千万トン、われは年産わずかに四百八十万トン、あたかもマンモスとしゃもの取組みのごとき奇妙なる風体でありまして、しかも、その日本の鉄鋼産業の原料を遠く万里のかなたニューヨークのかなたから運ばれているというがごとき盾矛せる日本経済の今日の構造が、はたして自由の原則に基いたものであり、健全なるものであると言い得るでございましょうか。アメリカ政府が、もし自

由なる国際経済の原則を認めることをあえて強調せられるとするならば、むしろ、かくのごとき不自然なる形態を是正し、日本経済の健全なる発展のために、中国市場並びに東南アジア市場における進路を一段と拡大し、かつ、自由なる世界通商をわが国にさらに広く認むべきことを要求すべきものではないでありましようか。（拍手）

第四に、政府はアメリカより外資を導入するために、本条約において、極力資本の自由なる導入の道を開いたと申すのでありますが、われ〳〵は、あらゆる形の資本導入を無条件に歓迎するものではありません。われ〳〵の必要とするところの資本は、日本経済の健全なる再建と、国民生活の福祉の向上に寄与すべき建設的資本を要望するのであり、日本経済の自立に必要なるところの資材、原料、技術、特殊機械等の輸入を望むものでございます。不健全な、または支配的な、または悪質な外資の侵入並びにその導入につきましては、その国内支配の跳梁跋扈に対しては、あくまでも断固としてこれを排撃せねばならぬと思うのでございます。（拍手）

以上、各般の観点に立ちまして、今次の日米通商航海条約をしさいに検討いたしますときに、今日、日米両国の置かれたる政治的、経済的または軍事戦略的諸条件よりこれを見ますると、本条約は、本質的に、わが国民経済の自立にとりて憂慮すべき多くの難点を内包し、かかる危惧に対しては、広く、国民大衆の輿論の声はもとより、労働界、産業経済界の内部よりも、すでに幾多の批判と警告が発せられておりまする事とは、新聞、雑誌その他において同僚各位の御承知のところであろうと思うのでございます。なかんずく、今次の通商航海条約を機として、不良外資の国内跳梁の端は公然と開かれ、さらに、外資の生みし円資金は、少数の制限業種を除きまして、あるいは鉄鋼業に、あるいは機械工業に、あるいは証券業に、あるいはホテル業に、あるいは不動産売買業を初め各種の民間企業にこれが浸透し、ほしいままに株式を取得し、不当に企業を支配し、あるいは投機におもむく等の憂いを禁ずることはできないのでございます。また、この問題につきましては、三箇年間の株式取得についての猶予期間がありまするけれども、われ〳〵は三箇年の猶予期間をもつて安んずることはできないのでございます。あるいはまた、外国銀行等に対しましては、占領下の既得権益の承認をしいられ、あるいはまた、日本国内においては、公共利益のために国民の財産権には制限があり、また軍事基地等のためには、しば〳〵不当なる収奪さえ行われておるにもかかわらず、ひとりアメリカ人所有の資産に対しては、過度の保護規定が挿入されている等々の不合理は、至るところに見られるのでありまして、とうていわれらの容認し得ざるところを含むものでございます。

かくのごとき諸条件のもとにおきまして、あるいはまた日本資本がアメリカ資本と合作し、あるいはそのとらの威をかり、あるいはまた外国資本の名目をかりて、不当なる暴威をふるうおそれなしとしないと、諸君よ、断言し得るものでありましようか。世上、資本は常に臆病であり、しかるがゆえに、資本に対しては礼をもつてこれを遇せねばならないと称されるのでありますけれども、それは資本の一面の性格を物語るにすぎず、資本の本質そのものは、臆病どころか、きわめて狡猾にして獰猛なる性格を持つものであることは、すでに各位も十分御承知であろうと思うのであります。（拍手）従いまして、外国より導入されましたところの外資の暴威に対しては、日本民族産業の自立自由を守るために、厳に公正合理の観点よりこれを規正し、その害毒を防止すべき準備を用意することが、独立国民としての当然の措置と思うのでございます。

以上申し述べましたところによりまして、本条約に対するわが党の反対の要件は以上の列記に尽きるのみでなく、今日国際的にも国内的にも、自由とは自由党の諸君の言われるごとき弱肉強食の自由を意味すべきものであつてはならないのであります。今日、自由とは、万人が、そしてあらゆる国々が、相互にその固有の権利たる自主独立の権能を尊重し、経済的には自存自立の権利を侵されることなく、平和と自由を相ともに楽しむこと、これこそが二十世紀における自由の真義であるとわが党は思うのでございます。（拍手）

諸君よ、蒸気機関と内燃機の発達に触発されたところの十八、九世紀においては、人類は世界の存在と個性の尊厳を発見いたしました。しかしながら、二十世紀においては、われ〳〵は、原子科学と超音速航空機の時代に到達し、今や個人とともに社会の福祉を、国家とともに平和並びに国際的正義の原則を発見するに至つたのであります。（拍手）もとより、われらは、今日偏狭なるナショナリズムの立場に立つものではございません。しかしながら、同時に、現在の国際主義とは、民族の独立と自尊心と、その経済的自主自立の精神を無視したものであつてはならないのでございます。（拍手）諸君よ、われらは、ソ連であれ、アメリカであれ、いずれの国の隷属下につくことにも甘んずるものでなく、独立自主自尊こそは、敗戦日本国民のよつてもつて立つべき気概でなくてはならぬことを諸君に言いたいのであります。

諸君よ、日本社会党は、かくのごとき見地に立つて、断固としてかくのごとき買弁的なる日米通商航海条約の承認に反対し、あわせて今後その運用面におきまして、日本国民の政治的自覚と国民運動の圧力によりまして、本条約の不当なる実施を粉砕し、広くこれを国民各位に訴えますために、ここに本法案反対の趣旨を弁明し、われらの意のあるところを開陳した次第でございます。（拍手）以上をもつて、われらの反対の趣旨といたす次第でございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　佐々木盛雄君。

〔佐々木盛雄君登壇〕

○佐々木盛雄君　ただいま議題となりました日米友好通商航海条約の批准について承認を与える件に対しまして、私は、自由党を代表いたしまして、承認を与えることに賛成の意思表示を行わんとするものであります。

日米両国間の通商関係は、日米戦争発生の直前、すなわち昭和十五年一月に廃棄されましてから今日まで、実に十三年間の久しきにわたつて無条約の状態に置かれていたのであります。ただ、平和条約の効力発生後におきましては、同条約第十二条の規定によりまして、連合国が日本に対して内国民待遇または最恵国待遇を与えるならば、日本もまた当該連合国に対してその限度の内国民待遇または最恵国待遇を与える義務を負つているのであります。しかしながら、日本といたしましては、連合国に対して何ら積極的な待遇保障を要求し得る権利を持たず、また日本人の渡航、滞在、居住等についても何らの保障も与えられていなかつたのであります。

しかるところ、今回締結されました日米友好通商航海条約は、日米両国が完全なる平等互恵の立場に立ち、日米相互の国民が、戦前に比しはるかに安定した保障のもとにおいて、経済的、文化的その他各般の活動を自由に行うことができるようにとりきめられたものでありまして、一年有半に及ぶ外交交渉が遂に結実して、ここに本条約の締結を見るに至りましたことは、日米経済関係の緊密化と両国友好親善関係の増進に寄与するところきわめて甚大なるものがあるのでありまして、まことに同慶にたえない次第であります。

そも〳〵、日本の当面せる焦眉の問題は、内においては経済自立の基盤を強化するとともに、外に対しては列国との通商経済関係を緊密化し、もつて国民生活の安定と向上をはかることにあることは、いまさら申し上げるまでもないところであります。しこうして、これがためには、可能なる限りの外資の導入により、日本産業の近代化と設備の合理化を断行し、もつて海外輸出品の国際競争力を高め、貿易の伸展をはかることが刻下の急務であると

営わなければなりません。これがために、本条約におきましては、日本産業の発達に寄与する優良なる外資の導入に対しては十分なる保護と保障を与えているのであります。

しかしながら、一方、日本経済の健全なる発達にいささかにても悪影響をもたらすおそれのある不必要なる外資に対しましては、極力その流入を制限することにいたしているのであります。すなわち、日本にとつて好ましき外資の導入については十分なる保護を与えるとともに、他方、好ましからざる外資に対しましては種々なる制限規定を設けているのでありまして、決して一部反対論者の宣伝するごとく、外資活動を一方的に放任することによつて日本経済を外国資本の支配下に置くがごとき不安は、本条約のどこにも発見し得られないのであります。

さらにまた、その事業活動の分野におきましても、外国人の支配を受けることが好ましくない事業、たとえば公益事業、運送業、銀行業並びに天然資源開発事業等につきましては、われわれは、外国人の参加を禁止し、または制限できることになつておるのであります。また、株式の取得につきましては、今日の弱体なる日本の経済力が十分回復するまでは、外国人による好ましからざる支配を受けることがないようにするために、本条約の効力発生後向う三年間は、外国人による株の取得を制限することができることとなつているのであります。

かくのごとく、対内的な面におきましては、日本の経済自立の基盤強化に必要な保障とその予防措置を十分講じているとともに、対外的な面におきましては、本条約は、米国内における日本人に対する待遇保障を数多く設定いたしておるのであります。

すなわち、その第一は、日本商社の米国内における活動の前提となる日本人の入国並びに滞在についての保障であります。アメリカにおきましては昨年末新移民法が制定せられまして、アメリカと通商条約を締結した相手国の国民に対しましては、その入国を条約上保障するとともに、無期限の滞在を認めておるのであります。従いまして、本条約発効のあかつきにおきましては、従来無条約の国民として日本人が受けておりました不利なる取扱いは一切取除かれ、日本人の米国への入国、滞在及び活動等の自由が完全に保障されることに相なるわけであります。さらにまた、この入国、滞在の保障と相まつて、日本商社の米国内における支店の活動及び現地法人設立による企業の経営が保障されるとともに、出訴権、課税の取扱い、財産の取得、処分及び保護並びに社会保障の適用等につきましても、アメリカ人と同様の内国民待遇が保障されておることは申すまでもありません。今日わが国の対外貿易や通商関係における最大の障害は、無条約のために日本商社や銀行等の海外駐在員の渡航、特に現地駐在が居住者としての安定した資格を得られず、ために子会社の運営に支障を来しておりますることや、あるいは本格的な支店、出張所の設置ができないために、業務上非常な困難を感じておること等でありますが、本条約の締結によつて、日本人のアメリカ進出の前面に横たわつておりました巨大なる障壁が完全に解消するに至りましたことは、まことに喜ばしき限りと言わなければなりません。（拍手）

さらに、第二に、特に強調すべき重要なる待遇保障といたしましては、日本は、目下関税及び貿易に関する一般協定、いわゆるガットへの加入手続を促進いたしておりますることは、諸君御承知の通りでありますが、本条約におきましては、日本がガットへの加入を承認される以前におきましても、アメリカ政府は、日本の輸出入品に対してはガットの関税率を適用する用意がある旨を明らかにいたしておるのでありまして、これは日米両国の緊密なる友好関係の反映といたしまして、本条約のもたらす最も大きな利点の一つであると確信いたすわけであります。また、関税率以外の通商貿易関係におきましても、為替問題につきましては、国際通貨基金の加盟国として、同基金の規約の趣旨を尊重しつつ、わが国経済の必要に即した管理、制限を行うことが認められており、また輸出入品の制限、取締りに関しましては、実質的にガット加盟国間で現に行われておりまする規制に準じて、日本の経済事情に即した統制管理を行うことができることになつておるわけであります。

以上は本条約が持つ利点を簡単に指摘いたしたにすぎないのでありますが、このほかに、本条約は、海運その他通商上の基本的な事項に関する待遇を相互に保障することにより、日米国交の恒久的基礎を築くとともに、日本独立後において初めて締結を見ました日米間の本条約が動機となりまして、現に交渉進行中のイタリア、カナダ、スペインとの友好通商航海条約を初め、イギリス、インド、パキスタン、東南アジア諸国等との条約締結の促進に画期的な拍車を加えるものと、かたく信ずるものであります。

ただ、この際特に一点つけ加えておきたいことがあります。伝え聞くところによりますれば、米国政府は、本条約を批准するに際しまして、条約第八条第二項に掲げられました自由職業中、アメリカの各州においてアメリカ人に対してのみ就業を許可しているものにつきましては、これを条約発効後も引続きアメリカ人のみに許すことを可能ならしめるための留保をなす意向を有するやの趣でありますが、もしアメリカ政府よりそのような留保を行う意向を正式に申し出て参りました場合におきましては、わが政府におきましても、これに対応して、相互的の措置をとる権利をわが国のために留保する手続をとられるよう、強く政府に要望いたしておく次第であります。

以上申し述べました通り、本条約はあくまでも日米平等互恵の相互主義の鉄則の上に組み立てられたものでありまして、もしかりに、本条約の締結によつて日本がアメリカの経済的隷属下に置かれるとの理由から本条約に反対する者ありといたしますならば、それらの人々こそ、日米対等の立場において日本経済の自立を達成せんとする民族的自主性を失つた他力本願的劣等感の上に立つものと言わなければなりません。（拍手）また、本条約は、現在進行中のMSA協定とは、法律的にもまた実際的にも何らの関連性なきものでありまして、われ〳〵は、かくのごとき強引附会の反対論が、意識的にあるいは無意識的に、一部の、ためにせんとする反米運動の陰謀に根ざすものである点をここに特に強く指摘いたしまして、議員各位の良識に訴え、本条約の批准にすみやかなる承認を与えられんことを希望いたしまして、私の討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　戸叶里子君。

［戸叶里子君登壇］

○戸叶里子君　私は、ただいま上程されました日米友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件について、日本社会党を代表して反対するものであります。（拍手）以下、その理由を述べるものであります。

政府の言うところによれば、この条約は、日本とアメリカとが対等の地位において通商航海を促進するために、広汎な内国民待遇及び最恵国待遇を規定していると言われ、これこそ日本にとつて最も望ましい条約であることを、幾たびか委員会において述べております。なるほど、この条約そのものを読むならば、一、二の欠陥はあつても、全般として見て、条約上技術的に一応納得の行くようにはできております。しかし、私どもがここに注意しなくてはならないことは、条約そのものをとつて見るだけでなく、今日の国際情勢とにらみ合せ、わが日本の現在の立場をよく見詰めた上で、なおかつこの条約が真に日本にとつて将来に悔いなきものであるかどうかを十分検討してみなくてはなりません。（拍手）すなわち、形式にのみとらわれず、実質的な面から見て、はたして日本経済に寄与し得るものであるかどうかを確かめる必要があります。（拍手）

この観点に立つて考えてみるときに、この条約は、アメリカの自由企

業、自由経済の政策を推し進めんとする意図が含まれていることは看過できないことであります。従つて、政府の言うように、この条約が戦後日本において最初の通商航海条約であり、この内容をモデルとして、今後他の諸国とも一日も早く通商航海条約を締結したいとの意図を述べられても、他の国々との間に、日米間の今回の条約と同じ内容を持つたものが締結されるということは、とうてい認めないことであります。（拍手）すなわち、米国の経済と日本の経済を同じ考えで律することは、原則論だけでは律し得られないことは御承知の通りであります。この巨大資本を持つ米国に対すると同じ内容を持つた条約を、日本が東南アジア諸国と結ぶことができるというように考え得る政府の安易な考え方に対して、一体正気のさたであろうかと驚きの眼をみはるのは、私ばかりではないでありましよう。（拍手）私どもは、むしろ、日本に最も関係の深い、そしてまた国内事情も米国より似通つている東南アジアとの通商航海条約の締結を優先的にやらない政府の怠慢を遺憾とするものであります。（拍手）

さて、この条約の中で問題となる点のおもなものをあげてみるならば、まだ安定していない弱体日本経済に最も影響のある外資導入の問題であります。私どもは決して外資の導入そのものに反対するものではありません。しかし、これを受入れるにあたつての態勢を整えることが大切でありまして、外資導入によつて一部の人々の利益のみ擁護せられるようなことなく、あくまでも国民大衆のよりよき生活を意図したものでなくてはなりません。（拍手）ところが、今回の条約によつて、外資導入により日本の企業が多分にアメリカによつて将来掌握されることなしと、確信をもつて断言できるところが見られない点であります。すなわち、ガス、電気及び水道等の公益事業、通信事業、運送事業等の公共企業に属するものには、当該企業を営むことができる限度を定める権利を留保するとなつておりますが、これをはつきり規制するような国内法がまだできてないという手抜かりがあり、また、このような制限企業外の企業の中にも、当然制限企業の中に加えられるべきと思われるような鉄鋼業、武器製造業、石油業、鉱山業が自由企業になつているという危険が残されているのであります。（拍手）しかも、これらの自由企業に投資した場合に、その株券の取得にあたつては、旧株さえも三年後には自由になるというのであつて、この三年と規定したところにいかなる根拠があるか、了解に苦しむものであります。（拍手）広間するところによると、この点に関して、大蔵省と外務省との間に容易に意見の一致を見ることができなかつたと伝えられているもの、無理からぬことだと思うのであります。政府は、一体、この三年間に日本経済も十分に安定し、資産の再評価もできるという確固たる信念を持たれておるのであるかどうか、まことに疑わしいものがあると思うのであります。（拍手）もちろん、問題の起きた場合には、二十四条によつて、各締約国は好意的考慮を払い、且つ、その申入れに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。」と書いてありますが、今のようなアメリカに対して軟弱な日本政府のもとに、どうして日本の主張を十分に述べられるものを期待できるでありましようか。（拍手）

次に、問題になるのは、御承知のように、アメリカには幾多の州がわかれており、各州がそれぞれの異なつた法律を持つております。ところが、日本は、日本国全体としての法律であります。いかに平等互恵条約としても、この点で平等ならざることが生ずるのでありまして、先ごろ、米議会上院で、この日米通商航海条約に、留保条項として、一部米国の州法にのつとつて自由職業従事の禁止をきめたようでありますが、これによると、米国の州によつては、日本人が弁護士、医師、教師などの職業に従事できないことになつておるのであります。もちろん、日本としては、これに対応して同趣旨の留保条項を付すよう考えておるようでありますが、このような問題はこれからまだ起らないとは、だれも保証できないのであつて、もつとよく右のような食い違いのないよう準備した上で、あとからあとから留保条項を出すような醜態を演じないように、十分な検討を行つてからでよいにもかかわらず、急いでおる政府並びに自由党の態度に対して、何という無計画なやり方であろうと非難せざるを得ないのであります。（拍手）

さらに、銀行業についてでありますが、当然制限業種であるべき預金及び信託業務が、既得権の尊重という建前から、在日米四銀行、ナショナル・シティ、チエーズ・ナショナル、バンク・オブ・アメリカ、アメリカン・エキスプレスに許しておることであります。このようにアメリカの銀行の在日支店に許しておりながら、日本の場合においては、加州に、二十八年の二月から三月にかけて、東京銀行及び住友銀行の二支店が設立されておりますが、これは現地法人として、すなわちアメリカの法人としての銀行になつておるのでありまして、アメリカ占領中より持つている既得権の尊重という名のもとに、その立場は決して平等ではありません。（拍手）

また、貿易を振興させるためには、関税の障壁が取除かれなくてはなりません。最近、西欧諸国が、援助より貿易へといつて、アメリカの関税障壁を非難しておりますが、これは、わが国においても、まぐろのカン詰等で問題になつた点でありますし、アメリカが、自国保護のために、他国に対してのみ関税障壁を取除かせようとするのは、あまりにも利己的と言わざるを得ないのでありまして、（拍手）むしろ、円満なる貿易を望むならば、率先して自国の関税障壁を取除くよう、このような条約を通じてその誠意を示すべきであるにもかかわらず、（拍手）条文の中にその誠実を示されていない理由は、日本政府がこの点を主張する勇気を持たれなかつたのか、あるいはまたアメリカ側の望まなかつたところであるか、いずれにしても、この条約を通して円滑なる通商を望むわが国にとつては、この面から見ても有利とは言えないのであります。（拍手）

以上のような点を考えてみても、相互平等とは言うものの、はたして実質的に平等であるかどうかということは、再考慮を必要とする面が多々あるのであります。しかるに、委員会において、ただ早く通すことにのみ狂奔する自由党の人たちが、この条約を不平等と考えるのはみずから自立経済達成のための民族の誇りを持たないからだと言つているのは、それこそ強国に追従する事大主義者と言わざるを得ません。（拍手）また、それのみならず、私たちは、日本に起きている重大な問題と関連して、この条約を総合的に考えてみなくてはなりません。すなわち、相互安全保障法によつて、日本にどんな形かでアメリカより援助が与えられようとしております。まだその内容がはつきりしないという政府の言をそのまま信じるといたしましても、想像できることは、完成された武器と、日本へ軍需資材が与えられ、日本に軍需産業の発展をはかろうとする意図は多分に見られるのであります。これによつて、東南アジア地域におけるかつてのポインド・フォア、今ではMSAに包含された未開発地開発を名とする原料入手、経済技術協力が促進されるでありましよう。このとき、日米通商航海条約等によつてアメリカの資本が日本に流れ込んで、日本の重要基礎的平和産業までも、そのゆたかな資本力によつてコントロールされる危険性が多分にあると考えるのであります。（拍手）こう考えて来ますと、この条約が早まつて批准されたため、かえつてMSAに連なる武器として利用されそうになることをおそれるものであると述べられた参考人の一人、国際法学者の安井郁氏の意見は、まつたく傾聴に値するものであります。（拍手）

以上のごとく、私は、この条約をもつと審議し、将来悔いのないような、りつぱな条約をつくるためには、会期末のわずかな時間をもつてこれを強引

に押し通そうとする政府並びに自由党の態度に反省を促すものであります。（拍手）

この条約締結に至るまでに、政府は昭和二十六年十二月より予備交渉を始め、講和発効と同時に正式交渉に入り、本年四月一日、しかも選挙管理内閣で調印するという――アメリカとは長期にわたつて交渉しながら、調印にあたつては、どさくさのうちになし、しかも国会では十分な審議を尽さず、不明な点がそのまま残されております。なるほど、アメリカにいる一部の日本の商社の人々にとつては、この条約の一日も批准の早いことが望ましいことを私どもは知つております。しかし、今までもアメリカの好意で滞在できたとするならば、マッカラン法によつて日本人の滞在がやかましくなつたといつて騒ぎきよう〳〵とする前に、政府は、在日米人に何ら制限を加えないことく、いましばらくの間米国にいる日本の条約商人に対して大目で見てくれるような外交折衝、個別的なとりきめがなぜ行われないのでありましようか。（拍手）いかに好意的に解釈しようとしても、私は、日本政府のアメリカに対して勇気のない卑屈外交を、ここにも認めざるを得ないのであります。（拍手）

私は、この際、政府並びに自由党の皆さんが、この重大な、しかも今後日本と他の国との通商航海条約の基礎ともなるべき日米友好通商航海条約を、あらゆる角度から審議し、十分に納得の行くよう再考慮されることを希望して反対するものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　岡田勢一君。

〔岡田勢一君登壇〕

○岡田勢一君　私は、改進党を代表して、日米友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件につきまして、若干の希望意見を付して賛成の意を表明せんとするものであります。

われ〳〵日本国民は、新しい平和憲法を奉じて、すみやかに日本経済の自立をはかるとともに、旧交戦各国との間において完全なる国交の回復を実現し、自由にして平等の基礎の上に立つて、世界平和の確立と、人類の福祉増進に対して貢献せねばならないのであります。今回締結された日米友好通商航海条約は、かつての日本との交戦各国のうち、この種条約締結の嚆矢をなすものでありますが、われ〳〵日本国民としては、大戦後の新しい国際道義の上に立つて、平等互恵の精神に基き、相互の福利増進のため、アメリカ以外の各国との間におきましても、すみやかなる友好通商航海条約の締結を要望し来つたことは、周知の通りであります。しかるところ、今日において、なおいまだ対日平和条約に対する批准をも得ておらない数箇国が実在するという現状は、まことにわれ〳〵の遺憾とするところでありまして、過去五箇年間引続き国政を担当して来られた吉田内閣に対しては、特にこの機会に注意を喚起いたしたいと思うのであります。（拍手）

本条約は、その有効期間は一応十箇年と決定されておるのでありますが、実は、将来永久的に両国国民のために緊密なる友好関係を持続すべきことをその精神としているのでありまして、かくのごとき公明なる精神に基く本条約の締結は、かねてわれ〳〵の要望するところであり、欣快とするところであります。しかしながら、われ〳〵は、一面において、日本みずからの内容を認識して、現在及び将来の国際情勢に刮目して、かかる公明なる条約の精神が――両国国民のために将来永久にかわらざる円満なる履行に対しての熱意と努力を自覚することが、より必要であることを痛感するものであります。（拍手）

すなわち、その第一は、われ〳〵日本国民は、有史以来の一大悲劇である大戦突入と、これに引続く敗戦によつて、国際的地位並びに国民経済の内容はともにきわめて弱体化し、国民生活はまことに困難なる現状にあるということであります。さらに、私は、現在日本とアメリカとの両国の間には、その国力と国民経済その他においても著しい差異のあることを重視すべきであると思うのであります。本条約の各条項は、平等互恵の公正なる文章に終始されておりますことは、私たちの満足するところであります。しかしながら、これが実行は、いずれも人によつて行われるものであります。しかも、日本人とアメリカ人との間には、その歴史と伝統、国民性、習慣等におきまして、前述の通り相当の開きがあることは、おおうべくもありません。外資の導入、株式の取得、企業の経営、土地の所有、金融、為替あるいは船舶、海運等、各般にわたる広汎なる本条約の実施に際しましては、あるいは両国国民の間に利害が相反する場合、あるいはまた彼我の経済力の強弱等によりまして、万一にも不当な圧力が加えられ、あるいはまた加えられたとする誤解等がもし生じたといたしますならば、これは両国民のために好ましからざる事態を残すのであることは申すまでもありません。私たちは、かかる事態を未然に防止いたしますためにも、政府は、本条約の実施に際しまして、その運用と取扱いに常に慎重なる配慮を傾倒せられまして、これを当局の各末端に至るまで徹底せしめられんことを、第一の要望といたすものであります。（拍手）

次に、本条約が、条文の精神を生かして、公明にかつ円満に施行せられんために、本条約第二十四条第一項の規定を応用して、本条約の施行細目について、相なるべくは本条約の効力発生以前にアメリカ側に提案をしまして、本条約の施行上の細目協定を策定せられんことを希望するものであります。

第三には、現在の国際情勢はきわめて複雑であり、その前途は容易に予断を許さないものがあるのであります。かかる今日の情勢は、将来において何らかの変化があるべきことは予想せざるを得ないと思うのであります。われわれは、今後においてあるいは生ずることあるべきそれらの変化に応じて、本条約が両国国民のためにますます〳〵その効果を発揮せしめるために、適宜必要かつ有効なる措置を講ずることは当然であると信ずるものであります。ゆえに、将来国際的政治情勢及び両国の経済的及び文化的あらゆる変化のために必要と認めた場合においては、政府は、本条約の一部改正あるいは増補について相手国に提案し、努力をせらるべきことを、第三の希望としてあげるのでございます。（拍手）

私は、これらの希望意見を付しまして、本条約の批准に対して承認を与えることに賛成の意を表明する次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　池田正之輔君。

〔池田正之輔君登壇〕

○池田正之輔君　私は、自由党分党派を代表して、政府に重大なる警告を発しながら、遺憾ながらこの条約に賛成の意を表するものであります。

本条約の締結を通じてとられた吉田内閣の外交運営の非民主性を、まず私どもは冒頭に指摘しなければなりません。本条約の対象をなす通商航海事項は、国家の産業経済に及ぼす影響のはなはだ大なる点にかんがみまして、広く国民の意見を聞くべきであつたのであります。しかるに、吉田内閣は、本条約の交渉の過程において、国会への中間報告を怠り、さらに国会の意見を聞く機会さえもつくらなかつたのであります。また、吉田内閣は、その過程において、すなわち三月十四日、衆議院において、不信任の決議を受けたのであります。国民の多数によつて不信任を受けた、いわば選挙管理内閣であるこの吉田内閣が、かくのごとき重要な条約の調印をなしたということは、その政治的責任を解せざるものと断ぜざるを得ないのみならず、政治道徳上許すべからざる非民主的行為であると言わざるを得ないのであります。（拍手）

さらに、本条約の内容について、いささか所見を申し述べるならば、本条約の内容を検討するに、まず第一に、本条約とガットとの関係については、日本側に対し最恵国待遇を認めようとするこの日本側の権利について、最も直接的に、あるいは明確に保障規定を設けるべきであつたにもかかわらず、これを怠つておる点、さらに第二は、外国人の日本の旧株式取得の制限を調印後三年間に限定したことは、資産再

評価の実施問題などとあわせて考えるとき、はなはだ慎重を欠くものと言わざるを得ないのであります。しかも、本条約の付属議定書においては、条約発効に伴つて、当然三年後には立法措置をとらなければならないのであります。かくのごとく、今からこれを約束しておるがごときことは、明らかに一種の拘束でありまして、条約としてはきわめて妥当を欠くものと言わざるを得ません。

さらに、第三の点においては、進駐軍の占領中の既得権の保護について、本質上、その保護の期間及び態様等についてでありますが、これは条約の一般的な取扱いとは別個に、特別に取扱うべき性質のものであつたということであります。

以上申し述べたごとく、本条約は、その内容において幾多の欠陥を有するものであることは、明瞭であります。しかしながら、本条約を拒否した場合の日米通商関係並びに今後の国際的に及ぼす影響を考慮いたしまして、この際政府は、今後の措置において十分政治的な責任を感じ、善処せられるよう強くここに警告を発して、遺憾ながら賛成の意を表するものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。ただいま参議院から、内閣提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正可決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年七月三十日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する参議院の修正に係る条文のみ掲げ、字及び――は参議院修正。小）

第百九十九条第二項を次のように改める。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官又は警察吏員たる司法警察員については、国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

裁判官は、司法警察員から第一項の逮捕状の請求があつた場合において必要があると認めるときは、検察官の意見を聴くことができる。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件については、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができない。

（禁錮以上の刑に処すべきものと思われる被疑者にかかるものにつき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯者の延長は、通して五日を超えることが延長は、通して五日を超えることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では著しく困難になると認められる場合に限り、

第二百九十一条の次に次の二条を加える。

第二百九十一条の二　被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一条の三　裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（堤康次郎君）　起立者がありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案、本院議決案

○今村忠助君　憲法第五十九条第二項に基いて再議決のため、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて刑事訴訟法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堤康次郎君）　起立者、出席議員の三分の二以上の多数と認めます。よつて本案はさきの議決の通り可決せられました。（拍手）

第一　法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　信用保証協会法案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、法人税法の一部を改正する法律案、日程第二、所得税法の一部を改正する法律案、日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第五、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、信用保証協会法案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長千葉三郎君。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「法令による公団、連合国軍人等住宅公社、」を削り、同条第三号中「及び商船管理委員会」を削り、同条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得に関しては法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの。

第五条第一項第五号中「牧野組合、」を削り、同項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得（収益事業から生ずる所得を除く）について法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるも

のとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五条の二中「清算中の各事業年度において」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を「法人の清算所得及び積立金」に、「各事業年度の積立金」を「清算所得及び各事業年度の積立金」に改める。

第七条の二第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三　資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の法人が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、法人税は、その収益を享受する法人に対して、これを課するものとする。

第八条中「積立金の金額」の下に「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額）が」を「出資の金額）と合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り交付した金銭の額との合計額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改める。

法人が各事業年度において内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因る収益の分配又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託の収益の分配については、内国法人から受け利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。）を受けた場合において、第十八条乃至第二十一条の規定による申告書に当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配の基礎となつた期間の末日前一箇月以内に取得されたもの（当該末日から二箇月を経過した日まで所有されていたものを除く。）であるときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額が第二項第一号乃至第三号の規定の一に掲げる金額に該当する場合を除く外、これらの金額のうち命令の定めるところにより計算したその元本たる株式、出資又は受益証券を所有した期間に相当する部分の金額とする。以下利益の配当等に因り受けた金額という。）に関する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当等に因り受けた金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該金額から当該利子の額を控除した金額）は、第九条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九条の六第二項各号列記以外の部分中「前項」を「この法律」に改め、同項第一号中「積立金額から成る部分に対応する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額（第九条の二乃至第九条の四の規定により益金に算入されなかつた金額及び前条第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下同じ。）及び再評価積立金額（資産再評価法の規定による再評価積立金額をいう。以下同じ。）の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第二号中「解散の時における積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に対応する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第三号中「積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に対応する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額」に改め、同項第四項中「これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、」を削り、「当該各号に掲げる積立金」を「株式の消却若しくは資本の減少、退社、脱退若しくは出資の減少の行われた法人又は残余財産の分配をなす法人の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額」に改める。

第九条の九中「一、第二十六条の五第一項」を「及び第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項又は第二十六条の七第一項」に、「及び過誤納」を「並びに過誤納」に改める。

第十条中「又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十条の二　法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうちに第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当する金額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。

第十条の三　この法律の施行地外にある資産又は事業を有する内国法人が、当該資産又は事業から生じた所得（以下外国から生じた所得という。）についてその所在地国の法令により課せられる法人税に相当する税（以下外国の法人税という。）を納付することとなる場合においては、命令の定めるところにより、当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得のうち、当該外国から生じた所得に対応するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に対し、当該法人の区分に応じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除する。

前項に規定する外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

第十二条の次に次の三条を加える。

第十二条の二　法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

一　法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額（清算中に資産再評価法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）の合計額（以下解散当時の資本金額等という。）をこえる場合のそのこえる金額

二　法人が合併した場合において、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に対応するこれらの金額を控除した金額）をこえる場合のそのこえる金額のうち、被合併法人の合併当時の資本積立金額及び再評価積立金額以外の金額から成る部分の金額

前項第二号に規定する場合において被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

法人が清算中において納付した又は納付すべき法人税額（解散の日を含む事業年度以前の事業年度分の法人税額、清算中の各事業年度の積立金に対する法人税額及び第四十二条の規定による利子税額に相当する法人税額を除く。）若しくはその法人税額に係る地方税法

の規定による市町村民税額若しくは清算所得に対する事業税額又は再評価税額は、これを残余財産の価額に算入する。

法人が清算中になした寄附金の額は、命令で定めるものの金額を除く外、これを残余財産の価額に算入する。

第九条第七項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する。

第十二条の三　法人が清算中において所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、清算所得に対する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、法人の清算所得の計算上、これを残余財産の価額に算入する。第二十六条の八第一項の規定により還付される所得税額についても同様とする。

第十二条の四　法人が清算中において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうちに第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当する金額は、命令の定めるところにより、清算所得に対する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき金額は、法人の清算所得の計算上これを残余財産の価額に算入する。第二十六条の八第一項の規定により還付される金額についても同様とする。

第十七条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　清算所得

第九条第六項に掲げる法人清算所得金額のうち、解散若しくは合併の時における積立金額（清算中の各事業年度において当該積立金額に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額）又は清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額から成る部分の金額（以下積立金及び非課税所得から成る部分の金額という。）　百分の二十

清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額　百分の四十一

その他の法人

清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額　百分の二十

清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額　百分の四十六

第十七条第二項中「前項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第二号の場合において、清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額とは、左に掲げる金額の合計額をいう。

一　第六条第一項に規定する重要物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同条の規定による免除期間満了の日（残余財産確定の日がその日前であるときは、残余財産確定の日）までの間に生じた所得の金額

二　清算中において内国法人から受けた第九条の六第一項に規定する利益の配当等に因り受けた金額からこれらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子の額を控除した金額

三　清算中において第二十六条の四第四項の規定により還付を受けた金額（同条第五項の規定により充当された金額を含む。）、第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項若しくは第二十六条の七第一項の規定により還付を受けた金額又は過誤納によつて還付を受け若しくは未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二条の規定による利子税額を除く。）の金額

第十八条第六項、第十九条第一項及び第二十条第一項中「及び第九条」を「、第九条乃至第十二条及び第十三条」に改める。

第二十二条第一項中「各事業年度の法人税」を「各事業年度の積立金に対する法人税」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第二十二条の二　清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして当該事業年度につき第六条、第九条乃至第十条の二、第十二条及び第十七条第一項第一号の規定により当該事業年度の課税標準たる所得金額及び当該所得に対する法人税額を計算し、その税額があるときは、第十八条乃至第二十一条の規定にかかわらず、前条に規定するものの外、当該事業年度終了の日から二箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、当該事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の収支の計算に関する明細書、当該事業年度の所得金額の計算に関する明細書並びに当該所得に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、当該事業年度の清算所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、第十七条第一項第二号に規定する清算所得の区分にかかわらず、まず、当該分配の時における積立金額の範囲内において積立金及び非課税所得から成る部分の金額に相当する残余財産を分配し、後に積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額に相当する残余財産を分配するものとみなして計算する場合の清算所得に対する法人税額を記載するものとする。

第一項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、解散の時における貸借対照表、残余財産分配の時における財産目録及び貸借対照表その他清算に関する計算書並びに当該清算所得金額の計算に関する明細書及び当該清算所得に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第二十二条の四　納税義務がある清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得金額及び当該清算所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前条第三項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。

前二項の規定は、清算中の法人に清算所得について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十二条の五　合併法人は、合併の日から二箇月以内に、被合併法人の清算所得金額及び当該清算所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、被合併法人の合併の時における貸借対照表その他合併に関する書類、合併に因り承継した資産の明細書並びに当該清算所得金額の計算に関する明細書及び当該清算所得に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

前二項の規定は、被合併法人に清算所得について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十三条第一項中「又は前条第一項」を「第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十三条の四第一項又は前条第一項」に改め、同条第三項中「又は第二十二条第三項」を「、第二十二条第三項、第二十二条の二第三項、第二十二条の四第三項又は前条第三項」に改める。

第二十五条第二項中「及び積立金」を「及び積立金並びに清算所得」に改め、同条第三項中「二十日以内」を

「二箇月以内」に改め、同条第七項第四号中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改める。

第二十六条第一項中「又は第二十二条第一項」を「、第二十二条第一項、第二十二条の三第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十二条の二第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合において、その分配金額が当該分配の時における積立金額をこえているときは、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載した法人税額からその積立金額をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上分配の時における積立金額をこえる残余財産の一部の分配をなしているときは、当該積立金額をこえる金額の合計額）に百分の四十二（当該法人が第九条第六項に掲げる法人であるときは、百分の三十五）を乗じて算出した税額に相当する法人税額を控除した税額とする。

第二十二条の四第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載した法人税額から左に掲げる法人税額（左の各号のいずれにも該当する場合には、その合計税額）を控除した税額とする。

一　解散の日から当該申告書提出の日までに清算中の事業年度が終了した場合において、当該事業年度終了後二箇月以内に納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

二　解散の日から当該申告書提出の日までに残余財産の一部を分配した場合において、その分配の日の前日までに納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

清算中の法人が第一項又は第四項の規定により納付する第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項の規定による申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税は、当該法人が前項の規定により納付する法人税の予納として納付されるものとする。

第二十六条の二第一項中「第二十一条第一項」の下に「、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項」を、「前条第三項」の下に「乃至第五項」を加える。

第二十六条の五第一項中「又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を削り、同条第五項中「その加算すべき」を「その還付すべき」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二十六条の六　法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額のうち、第十条の二の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

前条第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の七　内国法人がこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額のうち、第十条の三の規定により当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第十八条若しくは第二十一条に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限は第二十三条の規定による申告書で第十八条若しくは第二十一条に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十条の二の規定により法人税額から控除を受けることができる当該百分の二十五に相当する金額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十条の二の規定により法人税額から控除を受けることができる当該百分の二十五に相当する金額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額、第十条の三の規定により法人税額から控除を受けることができる外国の法人税の額及び当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた外国の法人税の額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十六条の五第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により法人税額を還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の八　法人が清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額のうち、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、第二十二条の四の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第二十二条の四に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額、第十条の三の規定により法人税額から控除を受けることができる外国の法人税の額及び当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた外国の法人税の額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十六条の五第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により法人税額を還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の八　法人が清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができる所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額及び清算所得に対する法人税額から控除することができなかつた所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十七条第一項中「又は積立金に対する法人税」を「若しくは積立金又は清算所得に対する法人税（清算中に終了した事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）」に改める。

第三十一条の二第一項中「、第二十一条又は第二十二条」を「又は第二十一条乃至第二十二条の五」に改める。

第三十一条の三に次の一項を加える。

前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事業所を有する法人で、その事業所の二分の一以上にめるところにより、これを還付する。この場合においては、国税徴収法第三十一条ノ六の規定は、これを適用しない。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、第二十二条の四の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第二十二条の四に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができる所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額及び清算所得に対する法人税額から控除することができなかつた所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十七条第一項中「又は積立金に対する法人税」を「若しくは積立金又は清算所得に対する法人税（清算中に終了した事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）」に改める。

第三十一条の二第一項中「、第二十一条又は第二十二条」を「又は第二十一条乃至第二十二条の五」に改める。

第三十一条の三に次の一項を加える。

前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事業所を有する法人で、その事業所の二分の一以上に

当る事業所につき、当該事業所の所長、主任その他の当該事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と命令で定める特殊の関係のある個人（以下「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

第四十二条第一項第三号中「又は第二十二条第一項」を、「、第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、同条第四項中「前三項」の下に「及び第七項」を加え、「百円」を「三百円」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額（法人税額又は追徴税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額及び期間に応じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項乃至第三項及び第六項の規定により計算した利子税額の範囲内で、これを定める。

第四十三条第一項及び第二項中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改める。

第四十三条の二第一項中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改め、「に代え、過少申告加算税額」を削り、「納付すべき法人税額」の下に「（これらの税額の一部が、法人税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下本項において追徴税額等という。）」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該追徴税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第二項中「追徴税額」の下に「（これらの税額の一部が、法人税額計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加え、同項第一号及び第三号中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改め、同条第三項中「法人税額」の下に「（当該法人税額の一部が、法人税額計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として命令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加える。

第四十六条の五を次のように改める。

第四十六条の五　外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理させるため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外国法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。命令で定める場合を除く外、外国法人がこの法律の施行地に事業所を有しないこととなるときも同様とする。

第四十八条第一項中「若しくは第二十二条第一項」を、「、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改める。

第四十八条の二中「又は第二十二条第一項」を、「、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改める。

第四十九条第一項中「又は第二十条第一項」を、「、第二十条第一項」に、「に虚偽の記載」を「、第二十二条の二第一項の規定による申告書（第二十三条第一項の規定による申告書で第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含む。）又は第二十二条の三第一項の規定による申告書（第二十三条第一項の規定による申告書で第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものを含む。）に虚偽の記載」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　改正後の法人税法（以下「新法」という。）第四条、第五条第一項、第九条の五第一項、第九条の九及び第三十一条の三第二項の規定は、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新法第五条の三、第八条、第十二条の二、第十二条の三、第十七条第一項及び第二項、第二十二条の二から第二十二条の五まで、第二十三条、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の八（新法第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額に関する部分に限る。）、第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第四十二条第一項、第四十三条並びに第四十三条の二（新法第二十二条の二から第二十二条の五までの規定による申告書に関する部分に限る。）の規定は、法人のこの法律施行の日以後における合併に因る清算所得に対する法人税並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないものの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの清算所得に対する法人税（清算中に終了する事業年度でこの法律施行の日以後終了するものに係る法人税及び同日以後における残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）から適用し、同日前に合併に因り消滅した法人、昭和二十五年四月一日前に解散した法人、同日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十[illegible]四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの清算所得に対する法人税（清算中に終了する事業年度でこの法律施行の日以後終了するものに係る法人税及び同日以後における残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）から適用し、その他の法人税については、なお従前の例による。

4　昭和二十五年四月一日以後この法律施行の日前に解散し、且つ、同日前に清算中の事業年度の一以上が終了している法人がこの法律施行後において残余財産の一部を分配する場合における新法第二十二条の三第二項の規定の適用については、当該分配金額のうち、解散の日からこの法律施行の日までに終了した各事業年度の所得の金額の合計額からこれに係る部分の金額は、新法第十七条第一項第二号に掲げる積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額とみなす。

5　新法第九条の六第一項の規定中利益の配当又は剰余金の分配に関する部分は、法人が昭和二十八年七月一日以後取得したこれらの元本たる株式又は出資に係る利益の配当又は剰余金の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の利益の配当又は剰余金の分配については、なお従前の例による。

6　新法第九条の六第一項の規定中証券投資信託の収益の分配に係る部分は、法人が昭和二十八年七月一日以後に分配を受ける証券投資信託の収益の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の収益の分配については、なお従前の例による。

7　前項の規定により新法第九条の六第一項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益の分配が、当該法人により昭和二十八年七月一日前に取得された受益証券に係るものであるときは、当該収益の分配

については、同項中「、出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」とあるのは、「又は出資がその利益の配当又は剰余金の分配」と、「、出資又は受益証券を所有した期間」とあるのは、「又は出資を所有した期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

8　新法第九条の六第二項及び第四項の規定は、法人がこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律の施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの又はこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律の施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日前までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日前までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日前までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額について、なお従前の例による。

9　新法第十条の二、第十二条の四、第二十六条の六及び第二十六条の八（利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち新法第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額に関する部分に限る。）の規定は、法人がこの法律施行の日以後における法人の合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額について、なお従前の例による。

10　新法第十条の三及び第二十六条の七の規定は、法人が法人税法の施行地外にある資産又は事業から生じた所得についてその所在地国の法令により課せられて納付することとなつた法人税に相当する税でその税の課税上の所得の計算期間の末日がこの法律施行の日以後の日であるものから適用する。

11　新法第二十六条の八の規定中所得税額の還付に関する部分は、法人が清算中において所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十八条の規定により納付した所得税額のうち新法第十二条の三第一項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができるもので、控除することができなかつたものについて適用する。

12　新法第四十二条（新法第四十三条第四項及び第四十三条の二第四項において準用する新法第四十二条第四項を含む。）の規定は、法人がこの法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

13　この法律施行の際未納に係る法人税額又は過徴税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第四十二条第七項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第四十二条第一項から第七項まで及び第六項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

14　新法第四十二条第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

15　新法第四十三条の二第一項から第三項までの規定（新法第二十二条の二から第二十二条の五までの規定による申告書に関する部分を除く。）は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

16　法人が昭和二十七年一月一日以後に所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）第十九条第一項の規定により納付した所得税額は、新法第十条、第十二条の三、第二十六条の五及び第二十六条の八の規定並びに附則第十一項の規定の適用については、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額とみなす。

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「営業所に預入された」を「営業所（事業所を含む。以下同じ。）に預入された」に、「利子又は」を「利子若しくは」に改め、「支払を受けるとき」の下に「又はこの法律の施行地において事業をなす者に対する出資につき匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令で定めるもの（以下匿名組合契約等という。）に基く利益の分配を受けるとき」を加え、同条第三項中「者を除く。」を「のうちこの法律の施行地に住所を有しないものに対するこの法律の規定（第六十五条の規定を除く。）の適用」を加え、「みなして、この法律を適用する。」を「みなす。」に改め、同条第四項中「社債」の下に「（会社以外の法人の発行する債券を含む。以下同じ。）」を「合同運用信託の利益の支払」の下に、「匿名組合契約等に基く利益の分配」を加え、「（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。）」を削り。同条第五項第二号中「又は採石法」を「若しくは採石法」に改め、「場合を含む。）」の下に「又は鉱業法による租鉱権の設定」を加える。

第三条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第四号の二を同条第四号とし、同条第七号中「及び商船管理委員会」を削り、同条第八号中「、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会」を削り、同条第十三号中「牧野組合、」を削り、同条に次の一項を加える。

前項各号に掲げる法人の所得（法人税法第五条第一項に規定する収益事業から生じた所得を除く。）でその源泉がこの法律の施行地外にあるものにつきその所在地国の法令により所得税及び法人税に相当する税を課さない場合においては、その所在地国に本店又は主たる事務所を有する法人で大蔵大臣の指定するものについては、その指定の時後において生じた所得に対しては、所得税を課さない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、所得税は、その収益を享受する者に対して、これを課するものとする。

第五条を次のように改める。

第五条　左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

一　株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうち、当該法人の資本又は出資の金額、資産再評価法の規定による再評価積立金額並びに法人税法第九条の二乃至第九条の四の規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額から成る部分の金額（以下資本金額等から成る部分の金額という。）を超過する場合におけるその超過金額

二　法人が法人税法第十六条に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、株主の有する株式に対応する部分の金額

前項第一号に規定する場合において、株主、社員又は出資者が金銭その他の財産を数回にわたり取得するときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額は、まず、当該法人の資本金額等から成る部分の金額から支払われ又は交付され、なお残額があるときは、資本金額等から成る部分の金額以外の金額から支払われ又は交付されたものとみなす。

第六条第五号中「所得のうち、」の下に「有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）及び」を加え、同条第六号を同条第十一号とし、同条第七号中「若しくは法人」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第五号の次に次の五号を加える。

六　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散した法人（以下解散法人という。）の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

七　法人が合併した場合において合併に因り消滅したこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（以下被合併法人という。）の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下合併法人と総称する。）から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合における

八　第五条第一項第一号に規定する場合において、株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額又は株主、社員若しくは出資者が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

九　証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託につき、証券投資信託の受益証券を有する者に対し分配される収益のうち、信託財産に属する有価証券の償還に因る収益（信託財産に属する有価証券に係る収益のうち、株式の消却、資本の減少、退社、脱退又は出資の減少に因る収益で第五条の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるもの以外のもの、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散又は合併に因り受けるもの及び評価益を含む。）に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額

十　証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

第七条第一項の次に次の一項を加える。

この法律において貸付信託とは、合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。

第八条第一項前段中「二万円」を「三万五千円」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、扶養親族と生計を一にする第一条第一項の規定に該当する納税義務者が二人以上あるときは、これらの納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族は、すべて命令で定める一の納税義務者の扶養親族であるものとする。但し、当該扶養親族をすべて当該納税義務者の扶養親族とすることに因り、当該納税義務者の総所得金額及び退職所得の金額並びに所得税額について第十一条の三乃至第十一条の七第一項及び第十二条の規定による控除並びに第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八の規定による控除をその全額について受けられないと認められるときは、命令で定めるところにより、当該納税義務者と生計を一にする他の納税義務者の扶養親族とすることができる。

第八条第五項第一号中「五万円」を「六万円」に改め、同項第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第六項中「前五項」を「第一項乃至第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

この法律において社会保険料とは、左に掲げるもの（第六条第十四号に掲げる給与から控除されるものを除く。）をいう。

一　健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料

二　厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び同法第七十四条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者が負担する当該共済組合の掛金

三　失業保険法の規定により被保険者として負担する失業保険の保険料

四　船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料

五　国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税

六　国家公務員共済組合法第六十八条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による掛金

七　恩給法第五十九条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

八　第六号に掲げるものを除き、法律又は条例の規定により、地方公共団体がその職員に関し実施する共済制度又は退職年金若しくは退職一時金の制度に基き地方公共団体の職員が負担する掛金

第九条第一項各号列記以外の部分中「第七号乃至第九号」を「第八号及び第九号」に、「第二項」を「第三項」に、「十万円を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」に改め、同項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「、合同運用信託の利益並びに証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令で定めるところにより計算した金額」に改め、「社債の利子」の下に「並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利益及び収益」を加え、同項第二号中「収益の分配」の下に「前号に該当する部分の金額及び第六条第九号の金額を除く。」を加え、「無記名

受益証券」を「無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、同項第五号中「三万円」を「四万五千円」に改め、同項第六号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同項第七号中「控除した金額」を「控除し、その残額から十五万円（当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額）を控除した金額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「山林所得又は」を削り、「他の同項第七号乃至第九号に規定する所得」を「一時所得」に、「これをこれらの所得」を「これを譲渡所得及び一時所得」に改め、「第二号乃至第四号」及び「第一号乃至第五号」の下にそれぞれ、「第七号」を加え、「これを同項第七号乃至第九号」を「これを同項第八号及び第九号」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

左に掲げる不足額は、前項各号に規定する所得の計算上、なかつたものとみなす。

一　営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第六条第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に関する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

二　株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は当該株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が当該株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

三　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

四　被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

五　証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

第九条の二第一項中「第十四条第一項第二号」を「第十四条第二項」に改める。

第十条第三項中「所得税一の下に「外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。」を加え、同条第五項中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第十条の二を削り、第十条の三を第十条の二とし、第十条の四を第十条の三とし、第十条の五第三項第一号中「及び株式」を削り、同条を第十条の四とし、第十条の六を第十条の五とする。

第十一条中「若しくは社債又は無記名の株式」を「、社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託」に改め、「配当」の下に「、利益」を加える。

第十一条の二第二項中「十八歳」を「十五歳」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第十一条の四中「十分の一」を「百分の五」に、「十万円」を「十五万円」に改める。

第十一条の六を削り、第十一条の五中「保険料」を「生命保険料」に、「四千円」を「八千円」に改め、同条を第十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の七　第一条第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族の数に応じ、左に掲げる金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

一　扶養親族が一人である場合　三万五千円

二　扶養親族が二人である場合　五万五千円

三　扶養親族が三人である場合　七万五千円

四　扶養親族が三人をこえる場合　七万五千円に扶養親族の数が三人をこえる一人ごとに一万五千円を加算して得た金額

生計を一にする第一条第一項の規定に該当する納税義務者が二人以上ある場合において、第八条第一項後段但書の規定によりこれらの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各扶養親族につき当該各号に掲げる金額を第一条第一項の規定に該当する個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

一　扶養親族が一人である場合　三万五千円

二　扶養親族が二人である場合　五万五千円

三　前二号に掲げる扶養親族以外の扶養親族　一万五千円

前項各号の扶養親族の順位は、命令でこれを定める。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五　第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合においては、その支払つた金額又はその控除される金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

第十二条中「五万円」を「六万円」に改める。

第十二条の二中「前五条」を「前六条」に改める。

第十三条中「前六条」を「前七条」に、「三万円以下の金額　百分の十五」を「三万円以下の金額　百分の二十」、「三万円をこえる金額　百分の二十」を「三万円をこえる金額　百分の三十」、「三万円をこえる金額　百分の三十五」を「三万円をこえる金額　百分の四十」、「三万円をこえる金額　百分の四十五」を「三万円をこえる金額　百分の五十」、「三百万円をこえる金額　百分の五十五」を「三百万円をこえる金額　百分の六十」、「三百万円をこえる金額　百分の六十五」を「三百万円をこえる金額　百分の六十五」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　納税義務者の総所得金額のうちに山林所得がある場合においては、第十四条の規定による選択をあつた場合を除く外、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額による。この場合において、その年において第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による。

一　第十一条の三乃至第十二条の規定による控除は、まず山林所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額（以下山林調整所得金額と総称する。）に対し前条に規定する税率を適用して計算した税額

二　前号に掲げる税額の山林調整所得金額に対する割合を山林所得の金額の五分の四に相当する金額（以下山林特別所得金額という。）に乗じて計算した税額

第十四条　納税義務者の総所得金額のうちに、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に因る所得又は著作権の使用料に因る所得（以下変動所得と総称する。）があり、且つ、変動所得の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合においては、納税義務

者の選択により、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額によることができる。この場合において、その年において第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による。

一　第十一条の三乃至第十二条の規定による控除は、まず山林所得及び変動所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得及び変動所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額、控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下変動調整所得金額と総称する。）に対し第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

二　前号に掲げる税額の変動調整所得金額に対する割合を、山林所得の金額と変動所得の金額との合計額、控除後の山林所得の金額と変動所得の金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の四に相当する金額（以下変動特別所得金額という。）に乗じて計算した税額

前条及び前項に規定する山林調整所得金額及び変動調整所得金額は、調整所得金額と総称し、これらの規定に規定する山林特別所得金額及び変動特別所得金額は、特別所得金額と総称する。

第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「前条第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」を「前条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の変動所得の金額が五十万円をこえるとき又はその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき」に、「当該各年において第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に、「普通所得」を「変動所得以外の所得」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同条第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部」を「当該変動所得」に改める。

第十五条第一項中「第十四条第一項の規定により」を「第十三条の二又は第十四条第一項の規定により」に改め、「第十三条、」の下に「第十三条の二第一号、」を加え、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十五条の六中「証券投資信託の収益の分配に因る配当所得については、百分の十五」を削る。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八　第一条第一項の規定に該当する個人がこの法律の施行地外にその源泉がある所得につきその所在地国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは、命令の定めるところにより、第十三条乃至前条の規定により計算した所得税額から、当該所得の生じた日又は期間の属する年分の所得税額のうち当該国にその源泉がある所得に対応するものとして命令の定めるところにより計算した金額を限度として、当該国の法令により課せられた税額を控除する。

前項の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額からこれをなし、なお不足額がある場合においては、退職所得の金額に対する所得税の税額からこれをなすものとする。

第十六条中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「徴収すべき税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加える。

第十七条中「同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得」を「同項第三号乃至第五号に規定する所得」に改め、「無記名債券の利子、」の下に「無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益、」を加え、「無記名受益証券」を「無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、「支払を受けた金額」の下に「とし、証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号に掲げる金額を控除した金額とする。以下第十八条において同じ。」を加える。

第十八条第一項中「又は配当所得（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。）」を「、配当所得又は匿名組合契約等に基く利益の分配」に改め、「（無記名債券の利子、無記名株式の配当及び無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額。以下本条において同じ。）」を削る。

第二十一条第二項各号列記以外の部分中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十四条第一項」に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額」を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額」に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第六号中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に、「所得税額及び当該税額」を「所得税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額並びにこれらの税額」に改め、同項第七号中「徴収税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「、第十五条の二乃至第十五条の八又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の五及び第十一条の六」を「第十一条の五乃至第十一条の七」に改め、同条第三項中「五万円と第十一条の七」に改める。

第二十一条第二項各号列記以外の部分中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十四条第一項」に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額」を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額」に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第六号中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に、「所得税額及び当該税額」を「所得税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額並びにこれらの税額」に改め、同項第七号中「徴収税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「、第十五条の二乃至第十五条の八又は第十五条の八」に改める。

第二十二条第三項中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その年七月一日」に改め、同条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十五条中「第十一条の三乃至第十一条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十一条の三乃至第十一条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、「第二条第一項の規定に該当する個人は、」の下に「その年中の支給に係る退職所得の収入金額が三百万円をこえる場合において、当該退職所得につき第三十八条の二第二項の規定により所得税の徴収を受けたとき又は」を加え、「三百万円をこえるとき又は」を「三百万円をこえるとき若しくは」に、「別表第三」を「別表第四」に、「七十五万円」を「八十万円」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同項

第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第八号中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「徴収さるべき所得税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加え、同項第十二号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」を、「第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の五及び第十一条の六」を「第十一条の五乃至第十一条の七」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分中「五万円」と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで」に改め、同項第八号中「第十一条の四乃至第十一条の六及び第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十一条の四乃至第十一条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項中「五万円」と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、「当該総所得金額」の下に「（第二条第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該総所得金額と退職所得の金額との合計額）」を加える。

第二十六条の三第四項中「第三項」を「第一項」に改め、同条第十項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十七条第一項中「過大である場合又は」を「過大である場合、」に改め、「損失の額が過少である場合」の下に「又は第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加える。

第二十八条中「第十一条の三乃至第十一条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十一条の三乃至第十一条の七、第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八」に改める。

第二十九条第五項中「第十一条の三乃至第十一条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十一条の三乃至第十一条の七、第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八」に改める。

第三十条第一項中「翌年二月一日から同月末日限」を「翌年二月十六日から三月十五日限」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

第二十三条第四項の規定による更正の通知を受けた者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、当該通知をその年十一月三十日以前に受けたときは、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の金額を控除した金額による。

第三十二条第五項中「又は第三十六条の二第一項」を「、第三十六条の二第一項」に、「の規定により所得税額の還付の請求をなし」を「又は第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付の請求をなし」に、「の規定により修正に係る申告書に不足額」を「若しくは第三十六条の三第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額若しくは超過額」に改め、「第三十六条の二第三項」の下に「又は第三十六条の三第三項」を加える。

第三十三条第三項中「第十一条の三乃至第十一条の六」を「第十一条の三乃至第十一条の七」に改め、「第十五条の二乃至第十五条の六」の下に「、第十五条の八」を加え、「及び第三十六条の二」を「、第三十六条の二及び第三十六条の三」に改める。

第三十五条第一項中「前五条」を「前六条」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「第十一条の三乃至第十五条の八」に改め、同条第四項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第三十六条の二第二項中「前項の規定」を「前項（第三項において準用する前条第五項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第三十六条の三第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第三十六条の四とし、第三十六条の二の次に次の一条を加える。

第三十六条の三　第十五条の八の規定の適用を受ける者は、同条の規定により控除すべき金額が、その者の課税総所得金額又は課税退職所得金額につき第十三条乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額をこえるときは、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該超過額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。

前項（第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をなした場合において、前項（第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により附記した確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書について修正をなし、当該修正に因り前項の超過額が過大となるとき又は零となるときは、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

第三十六条第三項乃至第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第三十七条中「（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。）」を削る。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「者を除く。）は、」の下に「第四項の規定による場合を除く外、」を加え、同項第七号を次のように改める。

七　賞与及び賞与の性質を有する給与（以下本号において賞与と総称する。）については、左に掲げる税額

イ　第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける賞与については、ハに該当する場合を除く外、前月中に支払を受けたその他の給与の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第三の甲欄により求めた率を当該賞与の金額に乗じて計算した金額

ロ　第三十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける賞与又は二以上の給与の支払者から給与の支払を受ける者の当該申告書の経由先以外の支払者から支払を受ける賞与については、ニに該当する場合を除く外、前月中に支払を受けたその他の給与の金額に応じ、別表第三の乙欄により求めた率を当該賞与の金額に乗じて計算した金額

ハ　イの賞与の支払者から前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、当該賞与については、賞与の金額の六分の一（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一　以下本項において同じ。）に相当する金額並びに申

告された扶養親族の有無及びその数に応じ、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二。以下本項において同じ。）を乗じて計算した金額

ニ　ロの賞与の支払者から前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、当該賞与については、賞与の金額の六分の一に相当する金額に応じ、別表第二の月額表乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額

第三十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、給与から控除される社会保険料があるときは、同項の規定の適用については、当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

第三十八条に次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得の支払をなす者（第二項に規定する命令で定める者を除く。）は、給与の支払を受ける者が第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その者の扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときは、その給与の支払をなす際、第一項の規定に準じ、当該給与所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。この場合において、第一項第一号乃至第四号又は第七号ハの規定により求める別表第二の月額表、週額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額は、扶養親族がないものとしてこれらの規定により求めた当該甲欄に掲げる税額から、申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族一人につき、別表第二の月額表による場合においては三百五十円、別表第二の週額表による場合においては八十円、別表第二の日額表による場合においては十円を控除した金額により、同項第七号イの規定により求める別表第三の甲欄により求める率は、扶養親族がないものとして当該甲欄により求める率による。

第三十八条の二第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十九条第一項中「前条第一項」を「第三十九条第一項中「前条第一項」を「給与の支払者及び」を「給与の支払者並びに」に改め、「氏名、」の下に「扶養親族について第十一条の七第二項の規定の適用を受ける場合にはその旨及び当該扶養親族についての同項各号の順位、」を加え、同条第三項中「保険料の金額」を「社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額、第十一条の六の規定により控除を受ける生命保険料の金額」に改める。

第四十条　第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る。）は、第六項の規定による場合を除く外、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、過納額は、その年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充当し、不足額は、その年最後に給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一　その年中の支給に係る給与所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二　別表第五の附表により当該給与所得の収入金額に応じて求めた金額（以下給与所得控除後の給与の金額といい、当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に応じ第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を、それぞれ給与所得控除後の給与の金額から控除した金額とする。）、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等扶養法第七条の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表第五に掲げる税額

前項の場合において、同項に規定する過納額をその年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に充当し、なお過納額があるときは、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一　給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該過納額の全額を還付する。

二　給与所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額から当該税額を控除した残額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当（この場合に徴収すべき税額がないときは、還付）する。

三　給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出しなかつたときは、当該給与の支払者は、当該過納額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当（この場合に徴収すべき税額がないときは、還付）する。

第一項の場合において、同項に規定する不足額をその年最後に給与の支払をなす際徴収し、なお不足額があるときは、当該給与の支払者は、その翌年において給与の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第一項に規定する不足額がある場合において、その年最後の給与の支払をなす日の属する月（以下本項において給与の最終支払月という。）中に給与の支払者から支払われる給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八条の規定又は第一項の規定により徴収される税額を控除した残額が、その年一月から給与の最終支払月の前月までの間に当該給与の支払者から支払を受けた給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八条の規定により徴収される税額の合計額を控除した残額の月別額に比し著しく減少すると認められる場合において、当該給与所得の支払を受ける者が政府の承認を受けたときは、当該給与の支払者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該承認に係る金額を不足額から控除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与の支払をなす際、それぞれ徴収し、なお、不足額があるときは、三月以後給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の月割額の意義その他前四項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定に

よる申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る。）は、給与所得の支払を受ける者につき、第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときには、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定する過不足とみなして、前五項の規定に準じて、過納額はこれを充当し又は還付し、不足額はこれを徴収し、政府に納付しなければならない。

一　その年中の支給に係る給与所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二　当該給与所得に係る給与所得控除後の給与の金額（当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に応じ第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を控除した金額とする。）につき、申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ第十一条の七第二項及び第十二条の規定に準じて控除をなした残額を課税総所得金額とみなし、その課税総所得金額が六十五万円以下である場合には別表第一により求めた税額に相当する金額、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万円をこえる場合には第十三条の規定を適用して計算した税額に相当する金額から、不具者として申告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、第十五条の二乃至第十五条の五の規定による控除をなした残額

第四十一条第一項中「支払うべき金額」の下に「（証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号の金額を控除した金額とする。）」を加え、同条第二項中「若しくは事業所」を削る。

第四十二条第二項中「その他命令で定めるこれらに準ずる者に対し」を「その他命令で定める者に対し」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において匿名組合契約等に基く利益の分配につき支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条第一項及び第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第四項中「前条但書」を「前項但書」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十七条、第三十八条、第三十八条の二、第四十条、第四十一条第一項又は前条の規定により所得税の徴収がなされたときは、当該徴収に係る税額（これらの規定により徴収されるべき税額に限る。）の当該納税義務者に対する還付又は充当については、これらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がこれらの規定により徴収した税額を政府に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後であるときは、徴収の日）において当該税額の納付があつたものとみなす。

第四十四条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第四十六条第一項中「及び第十号」を「、第十号及び第十二号」に、「及び第四号」を「、第四号及び第八号」に改め、同条第六項中「その更正し又は決定した」を「その更正し若しくは決定した」に、「第十号又は」を「第十号若しくは」に改め、「過少である場合」の下に「又はその更正した第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第四十六条の二第一項中「第九条乃至第十五条の七」を「第九条乃至第十五条の八」に改める。

第四十六条の三第一項中「若しくは第三十六条の二」を「乃至第三十六条の三」に改め、同条を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

第四十六条の三　法人に五以上の営業所がある場合において、その営業所の三分の二以上に当る営業所につき、当該営業所の所長、主任それ他これらに類する地位を有する者（以下所長等という。）又は所長等の親族その他の当該所長等と命令で定める特殊の関係のある個人が前に当該営業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等が現に当該営業所に係る事業を主宰していると認められる事実があるときは、それらの営業所における資金の預入及び借入、商品の仕入及び販売その他の取引のすべてが当該法人の名においてなされている場合を除き、政府は、当該所長等が当該営業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、第四十六条の更正又は決定をなすことができる。

第四十七条第二項中「同条第七項」を「第四十六条第七項」に改め、同条第三項中「第一項又は第二項」を「第一項若しくは第二項」に、「の規定により更正」を「又は第六項の規定により更正」に改め、同条に次の一項を加える。

政府は、第四十六条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項の規定により更正をなした場合において、第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六条の三第三項において準用する第三十六条第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六条第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第四十八条第一項中「第三十六条の二第三項」の下に「及び第三十六条の三第三項」を加え、「及び同項」を「、第三十六条の二第三項及び第三十六条の三第三項」に、「、第五十七条の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額」を「、第五十七条の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二条の四第一項の規定により徴収される加算税額」を「又は第五十七条の二第一項乃至第五十七条の二第三項中「第十条の二」を「第十条の三」に、「第十条の四」を「第十条の三」に改め、同条第六項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第四十九条第九項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第五十四条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第五十五条第一項第一号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「又は第三十六条の二第一項（同条第三項」を「、第三十六条の二第一項（同条第三項」に改め、「以下本条において同じ。）」の下に「又は第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）」を加え、「の規定により修正に係る申告書に不足額が」を「若しくは第三十六条の三第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額が」に、「又は第三十六条の二第一項の規定による還付」を「、第三十六条の二第一項又は第三十六条の三第一項の規定による還付」に改め、同条第二項中「第三十六条の二第三項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項の規定」に改め、同条第四項中「前三項」の下に「及び第七項」を加

え、「百円」を「三百円」に改め、同条第六項中「第二項若しくは第三項」を「第二項乃至第四項」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七条第二項乃至第四項に規定する税額（これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七条第二項乃至第四項に規定する税額及び期間に応じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項乃至第三項及び第六項の規定により計算した利子税額の範囲内で、これを定める。

第五十六条第一項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第三項中「第七項」の下に「乃至第九項」を加える。

第五十七条第二項中「又は第三十六条の二第一項」を「、第三十六条の二第一項」に、「の規定により所得税額の還付」を「又は第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付」に、「若しくは第三十六条の二第二項」を「、第三十六条の二第二項」に、「の規定による附記」を「若しくは第三十六条の三第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による附記」に、「第四十七条第二項若しくは第三項」を「第四十七条第二項乃至第四項」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第五項中「第三十六条の二第一項」の下に「又は第三十六条の三第二項」を加え、同項及び同条第七項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第五十七条の二第一項中「に代え、当該過少申告加算税額」を削り、「追徴税額又は所得税額」の下に「（これらの税額の一部が、所得税額計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいし又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額　以下本項において同じ。）」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該追徴税額又は所得税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第二項中「又は純損失の金額」を「、純損失の金額又は第三十六条の三の規定による還付税額」に、「の規定による附記」を「若しくは第三十六条の三第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による附記」に改め、「に代え、当該過少申告加算税額」を削り、「基礎となるべき税額」の下に「（当該税額の一部が、所得税額計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいし又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額　以下本項において同じ。）」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第三項中「計算の基礎となつた所得税額」の下に「（当該所得税額の一部が、所得税額計算の基礎となる事実で隠ぺいし又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいし又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加え、同条第四項及び第五項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「所得税額」の下に「（当該所得税額の一部が、所得税額計算の基礎となる事実で隠ぺいし又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいし又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加え、同条第七項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第五十八条中「（貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十一条第一項に次の二号を加える。

五　保険会社の委託を受けて保険契約の締結の代理をなす者に対しその報酬の支払をなす者

六　匿名組合契約等に基く利益の分配をなす者

第六十一条の二を次のように改める。

第六十一条の二　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に対し、又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者に対し、金銭又は金銭以外の財産を支払い又は交付する場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付を受ける者に対し、当該金銭の額、金銭以外の財産の価額、これらの合計額並びに当該合計額のうち第五条第一項第一号の規定により利益の配当とみなされる金額を通知しなければならない。

第六十一条の三の次に次の一条を加える。

第六十一条の四　この法律の施行地に本店を有する法人は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託につき証券投資信託の収益の分配をなす場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該収益の分配を受ける者に対し、当該収益の分配額を利子所得の金額、配当所得の金額及び第六条第九号の金額に区分して通知しなければならない。

第六十二条第一項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に、「第三十九条」を「その年中の支給に係る給与から控除した社会保険料の金額並びに第三十九条」に、「第十一条の五の規定により控除を受けた保険料の金額」を「第十一条の七第二項の規定の適用がある場合には、その旨及び扶養親族についての同項各号の順位、第十一条の五の規定により控除を受けた社会保険料の金額、第十一条の六の規定により控除を受けた生命保険料の金額」に改める。

第六十二条の二第一項及び第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第六十二条の三及び第六十二条の四を削る。

第六十五条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第六十七条に次の一項を加える。

第一項の規定は、三以上の営業所を有する法人で、その営業所の二分の一以上に当る営業所につき、当該営業所の所長等又は当該所長等の親族その他の当該所長等と命令で定める特殊の関係のある個人（以下本条において所長等関係者という。）が前に当該営業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等関係者の有する当該法人の株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては当該所長等関係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

第六十九条第一項中「若しくは第三十六条の二第一項」を「、第三十六条の二第一項」に、「場合を含む。）の規定による」を「場合を含む。）若しくは第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同条第三項中「第三十六条の二第三項」の下に「又は第三十六条の三第三項」を加える。

第六十九条の二第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第七十条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第六号中「又は第六十八条」を「、第六十一条の三又は第六十一条の四」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一　所得税の簡易税額表（第十五条第一項及び第三項の規定による所得税額表）

（一）

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500円	未満	0	0	40,000	41,000	7,000	17	85,000	86,000	16,750	19
500	1,000	75	15	41,000	42,000	7,200	17	86,000	87,000	17,000	19
1,000	1,500	150	15	42,000	43,000	7,400	17	87,000	88,000	17,250	19
1,500	2,000	225	15	43,000	44,000	7,600	17	88,000	89,000	17,500	19
2,000	2,500	300	15	44,000	45,000	7,800	17	89,000	90,000	17,750	19
2,500	3,000	375	15	45,000	46,000	8,000	17	90,000	91,000	18,000	20
3,000	3,500	450	15	46,000	47,000	8,200	17	91,000	92,000	18,250	20
3,500	4,000	525	15	47,000	48,000	8,400	17	92,000	93,000	18,500	20
4,000	4,500	600	15	48,000	49,000	8,600	17	93,000	94,000	18,750	20
4,500	5,000	675	15	49,000	50,000	8,800	17	94,000	95,000	19,000	20
5,000	6,000	750	15	50,000	51,000	9,000	18	95,000	96,000	19,250	20
6,000	7,000	900	15	51,000	52,000	9,200	18	96,000	97,000	19,500	20
7,000	8,000	1,050	15	52,000	53,000	9,400	18	97,000	98,000	19,750	20
8,000	9,000	1,200	15	53,000	54,000	9,600	18	98,000	99,000	20,000	20
9,000	10,000	1,350	15	54,000	55,000	9,800	18	99,000	100,000	20,250	20
10,000	11,000	1,500	15	55,000	56,000	10,000	18	100,000	102,000	20,500	20
11,000	12,000	1,650	15	56,000	57,000	10,200	18	102,000	104,000	21,000	20
12,000	13,000	1,800	15	57,000	58,000	10,400	18	104,000	106,000	21,500	20
13,000	14,000	1,950	15	58,000	59,000	10,600	18	106,000	108,000	22,000	20
14,000	15,000	2,100	15	59,000	60,000	10,800	18	108,000	110,000	22,500	20
15,000	16,000	2,250	15	60,000	61,000	11,000	18	110,000	112,000	23,000	20
16,000	17,000	2,400	15	61,000	62,000	11,200	18	112,000	114,000	23,500	20
17,000	18,000	2,550	15	62,000	63,000	11,400	18	114,000	116,000	24,000	21
18,000	19,000	2,700	15	63,000	64,000	11,600	18	116,000	118,000	24,500	21
19,000	20,000	2,850	15	64,000	65,000	11,800	18	118,000	120,000	25,000	21
20,000	21,000	3,000	15	65,000	66,000	12,000	18	120,000	122,000	25,500	21
21,000	22,000	3,200	15	66,000	67,000	12,200	18	122,000	124,000	26,100	21
22,000	23,000	3,400	15	67,000	68,000	12,400	18	124,000	126,000	26,700	21
23,000	24,000	3,600	15	68,000	69,000	12,600	18	126,000	128,000	27,300	21
24,000	25,000	3,800	15	69,000	70,000	12,800	18	128,000	130,000	27,900	21
25,000	26,000	4,000	16	70,000	71,000	13,000	18	130,000	132,000	28,500	21
26,000	27,000	4,200	16	71,000	72,000	13,250	18	132,000	134,000	29,100	22
27,000	28,000	4,400	16	72,000	73,000	13,500	18	134,000	136,000	29,700	22
28,000	29,000	4,600	16	73,000	74,000	13,750	18	136,000	138,000	30,300	22
29,000	30,000	4,800	16	74,000	75,000	14,000	18	138,000	140,000	30,900	22
30,000	31,000	5,000	16	75,000	76,000	14,250	19	140,000	142,000	31,500	22
31,000	32,000	5,200	16	76,000	77,000	14,500	19	142,000	144,000	32,100	22
32,000	33,000	5,400	16	77,000	78,000	14,750	19	144,000	146,000	32,700	22
33,000	34,000	5,600	16	78,000	79,000	15,000	19	146,000	148,000	33,300	22
34,000	35,000	5,800	17	79,000	80,000	15,250	19	148,000	150,000	33,900	22
35,000	36,000	6,000	17	80,000	81,000	15,500	19	150,000	152,000	34,500	23
36,000	37,000	6,200	17	81,000	82,000	15,750	19	152,000	154,000	35,100	23
37,000	38,000	6,400	17	82,000	83,000	16,000	19	154,000	156,000	35,700	23
38,000	39,000	6,600	17	83,000	84,000	16,250	19	156,000	158,000	36,300	23
39,000	40,000	6,800	17	84,000	85,000	16,500	19	158,000	160,000	36,900	23

（二）

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）以上	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）以上	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）以上	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
160,000	162,000	37,500	23	275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31
162,000	164,000	38,100	23	278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32
164,000	166,000	38,700	23	281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32
166,000	168,000	39,300	23	284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32
168,000	170,000	39,900	23	287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32
170,000	172,000	40,500	23	290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32
172,000	174,000	41,100	23	293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32
174,000	176,000	41,700	23	296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32
176,000	178,000	42,300	24	299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32
178,000	180,000	42,900	24	302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32
180,000	182,000	43,500	24	305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32
182,000	184,000	44,100	24	308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,500	32
184,000	186,000	44,700	24	311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32
186,000	188,000	45,300	24	314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32
188,000	190,000	45,900	24	317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31	650,000円		232,000	35

（備考）　課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、山林所得又は変動所得がある場合において第十三条の二第一号又は第十四条第一項第一号の規定により計算した金額をいい、第二次調整所得金額とは、前年以前に変動所得があつた場合において第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円を控除した金額の50％に相当する金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月額表（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶養親族の数											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,000円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の12%に相当する金額
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
													円
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	0	2,338
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	0	2,389
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	0	2,440
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	0	2,491
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	0	2,542
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	0	2,593
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	0	2,644
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	0	2,695
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	0	2,746
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	0	2,797
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	0	2,848
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	0	2,899
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	0	2,950
15,500	16,000	1,668	968	635	301	101	0	0	0	0	0	0	3,077
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	0	3,205
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	0	3,332
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	0	3,460

イ　月　額　表　（二）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	2,093	1,364	975	641	391	168	0	0	0	0	0	3,587
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	0	3,715
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	0	3,842
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	0	3,970
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	0	4,097
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	0	4,242
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	0	4,390
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	239	52	0	0	4,539
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	0	4,688
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	0	4,837
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	0	4,985
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	326	119	0	5,134
23,500	24,000	3,617	2,742	2,242	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	0	5,283
24,000	24,500	3,745	2,869	2,369	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	59	5,432
24,500	25,000	3,872	2,997	2,497	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	331	123	5,580
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	187	5,729
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	266	5,904
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	366	6,079
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	466	6,254
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	566	6,429
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	6,604
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	6,779
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	6,954
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	7,142
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	7,342
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	7,542
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	7,742
31,000	31,500	6,079	5,058	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	7,942
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	8,142
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	8,342
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	8,542
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	8,742
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	8,942
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	9,142
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	9,342
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	9,542
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	9,942
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	10,342
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	3,399	10,742
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	3,699	11,142
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	3,999	11,542
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	4,329	11,942
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	4,679	12,342
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	5,029	12,742
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	5,379	13,142
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	5,729	13,542
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	6,079	13,970
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	6,429	14,420
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	6,779	14,870
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	7,141	15,320
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	7,541	15,770
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	7,941	16,220
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	8,341	16,670
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	8,741	17,120
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	9,141	17,570

イ 月額表（三）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第一号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	15,770	14,457	13,708	13,041	12,541	12,041	11,541	11,041	10,541	10,041	9,541	18,020
56,000	57,000	16,220	14,907	14,157	13,441	12,941	12,441	11,941	11,441	10,941	10,441	9,941	18,470
57,000	58,000	16,670	15,357	14,607	13,857	13,341	12,841	12,341	11,841	11,341	10,841	10,341	18,920
58,000	59,000	17,120	15,807	15,057	14,307	13,745	13,241	12,741	12,241	11,741	11,241	10,741	19,370
59,000	60,000	17,570	16,257	15,507	14,757	14,195	13,641	13,141	12,641	12,141	11,641	11,141	19,820
60,000	61,000	18,020	16,707	15,957	15,207	14,645	14,082	13,541	13,041	12,541	12,041	11,541	20,270
61,000	62,000	18,470	17,157	16,407	15,657	15,095	14,532	13,970	13,441	12,941	12,441	11,941	20,720
62,000	63,000	18,920	17,607	16,857	16,107	15,545	14,982	14,420	13,857	13,341	12,841	12,341	21,170
63,000	64,000	19,370	18,057	17,307	16,557	15,995	15,432	14,870	14,307	13,745	13,241	12,741	21,620
64,000	65,000	19,820	18,507	17,757	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	13,641	13,141	22,070
65,000	66,500	20,270	18,957	18,207	17,457	16,895	16,332	15,770	15,207	14,645	14,082	13,541	22,520
66,500	68,000	20,945	19,632	18,882	18,132	17,570	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	23,195
68,000	69,500	21,620	20,307	19,557	18,807	18,245	17,682	17,120	16,557	15,995	15,432	14,870	23,870
69,500	71,000	22,295	20,982	20,232	19,482	18,920	18,357	17,795	17,232	16,670	16,107	15,545	24,545
71,000	72,500	22,970	21,657	20,907	20,157	19,595	19,032	18,470	17,907	17,345	16,782	16,220	25,220
72,500	74,000	23,645	22,332	21,582	20,832	20,270	19,707	19,145	18,582	18,020	17,457	16,895	25,895
74,000	75,500	24,320	23,007	22,257	21,507	20,945	20,382	19,820	19,257	18,695	18,132	17,570	26,570
75,500	77,000	24,995	23,682	22,932	22,182	21,620	21,057	20,495	19,932	19,370	18,807	18,245	27,245
77,000	78,500	25,670	24,357	23,607	22,857	22,295	21,732	21,170	20,607	20,045	19,482	18,920	27,920
78,500	80,000	26,345	25,032	24,282	23,532	22,970	22,407	21,845	21,282	20,720	20,157	19,595	28,595
80,000	81,500	27,020	25,707	24,957	24,207	23,645	23,082	22,520	21,957	21,395	20,832	20,270	29,270
81,500	83,000	27,695	26,382	25,632	24,882	24,320	23,757	23,195	22,632	22,070	21,507	20,945	29,945
83,000	84,500	28,370	27,057	26,307	25,557	24,995	24,432	23,870	23,307	22,745	22,182	21,620	30,620
84,500	86,000	29,045	27,732	26,982	26,232	25,670	25,107	24,545	23,982	23,420	22,857	22,295	31,295
86,000	87,500	29,720	28,407	27,657	26,907	26,345	25,782	25,220	24,657	24,095	23,532	22,970	31,970
87,500	89,000	30,395	29,082	28,332	27,582	27,020	26,457	25,895	25,332	24,770	24,207	23,345	32,666
89,000	90,500	31,070	29,757	29,007	28,257	27,695	27,132	26,570	26,007	25,445	24,882	24,320	33,416
90,500	92,000	31,745	30,432	29,682	28,932	28,370	27,807	27,245	26,682	26,120	25,557	24,995	34,166
92,000	93,500	32,420	31,107	30,357	29,607	29,045	28,482	27,920	27,357	26,795	26,232	25,670	34,916
93,500	95,000	33,166	31,782	31,032	30,282	29,720	29,157	28,595	28,032	27,470	26,907	26,345	35,666
95,000	96,500	33,916	32,457	31,707	30,957	30,395	29,832	29,270	28,707	28,145	27,582	27,020	36,416
96,500	98,000	34,666	33,207	32,382	31,632	31,070	30,507	29,945	29,382	28,820	28,257	27,695	37,166
98,000	99,500	35,416	33,957	33,124	32,307	31,745	31,182	30,620	30,057	29,495	28,932	28,370	37,916
99,500	101,000	36,166	34,707	33,874	33,040	32,420	31,857	31,295	30,732	30,170	29,607	29,045	38,666
101,000	102,500	36,916	35,457	34,624	33,790	33,165	32,540	31,970	31,407	30,845	30,282	29,720	39,416
102,500	104,000	37,666	36,207	35,374	34,540	33,915	33,290	32,665	32,082	31,520	30,957	30,395	40,166
104,000	105,500	38,416	36,957	36,124	35,290	34,665	34,040	33,415	32,790	32,195	31,632	31,070	40,916
105,500	107,000	39,166	37,707	36,874	36,040	35,415	34,790	34,165	33,540	32,915	32,307	31,745	41,666
107,000	108,500	39,916	38,457	37,624	36,790	36,165	35,540	34,915	34,290	33,665	33,040	32,420	42,416
108,500	110,000	40,666	39,207	38,374	37,540	36,915	36,290	35,665	35,040	34,415	33,790	33,165	43,166
110,000円		41,416	39,957	39,124	38,290	37,665	37,040	36,415	35,790	35,165	34,540	33,915	43,916
110,000円をこえ176,000円に満たない金額		110,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち110,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											43,916円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち110,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
176,000円		円 74,445	円 72,957	円 72,124	円 71,290	円 70,665	円 70,040	円 69,415	円 68,790	円 68,165	円 67,540	円 66,915	円 77,195
176,000円をこえ259,000円に満たない金額		176,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち176,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											77,195円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち176,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額

イ　月　額　表（四）

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十一号に第五項の規定による税額
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上　未満	税額											
259,000円	円 120,108	円 118,606	円 117,773	円 116,939	円 116,314	円 115,689	円 115,064	円 114,439	円 113,814	円 113,189	円 112,564	円 123,108
259,000円をこえる金額	259,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち259,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											123,108円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち259,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額												—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに334円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき334円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												—

（備考　税額の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者((三)に該当しない者)については、

(1)　第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその月の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

日　週　額　表（一）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
700円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の金額の1%に相当する金額
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
1,400	1,450	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218
1,450	1,500	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
1,500	1,550	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	0	547
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	0	560
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	0	572
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	0	585
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	0	598
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	0	611
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	0	623
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	0	636
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	0	649
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	0	662
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	0	674
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	0	687
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	0	700
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	0	713

ロ・週額表（二）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,650	3,700	395	230	152	74	27	0	0	0	0	0	0	725
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	0	0	738
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	0	0	764
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	0	0	789
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	0	0	815
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	0	0	840
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	0	0	866
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	0	0	891
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	0	0	917
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	0	0	942
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	0	0	969
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	0	0	999
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	0	0	1,029
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	0	0	1,058
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	0	0	1,088
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	0	0	1,118
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	5	0	1,148
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	18	0	1,177
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	31	0	1,207
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	44	0	1,237
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	231	172	114	56	13	1,267
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	72	25	1,296
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	89	38	1,326
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	108	52	1,359
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	128	70	1,394
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	90	1,429
6,200	6,300	1,056	837	720	603	516	440	367	294	227	168	110	1,464
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	130	1,499
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	150	1,534
6,500	6,600	1,161	927	810	693	606	518	442	369	296	228	170	1,569
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	190	1,604
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	210	1,639
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	230	1,679
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	250	1,719
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	275	1,759
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	300	1,799
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	728	641	553	471	398	325	1,839
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	758	671	583	495	423	350	1,879
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	788	701	613	525	448	375	1,919
7,500	7,600	1,511	1,272	1,136	999	906	818	731	643	555	473	400	1,959
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	425	1,999
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	528	450	2,039
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	475	2,079
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,037	938	851	763	675	588	500	2,119
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	881	793	705	618	530	2,159
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	590	2,239
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	650	2,319
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,180	1,078	975	885	798	710	2,399
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	770	2,479
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	830	2,559
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	890	2,639
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	950	2,719
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	1,019	2,799
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	1,089	2,879
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,673	1,568	1,465	1,363	1,261	1,159	2,959

ロ 週額表（三）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,200	10,400	2,572	2,299	2,143	1,987	1,870	1,753	1,638	1,535	1,433	1,331	1,229	3,039
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,289
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,379
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,214	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,150	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,113	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,969	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,229	5,097	4,966	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,888
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,238
22,000	22,350	7,830	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

ロ　週額表（四）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
24,100	24,450	8,880	8,539	8,344	8,149	8,003	7,857	7,711	7,565	7,434	7,302	7,171	9,463
24,450	24,800	9,055	8,714	8,519	8,324	8,178	8,032	7,886	7,740	7,594	7,460	7,328	9,638
24,800	25,150	9,230	8,889	8,694	8,499	8,353	8,207	8,061	7,915	7,769	7,623	7,486	9,813
25,150	25,500	9,405	9,064	8,869	8,674	8,528	8,382	8,236	8,090	7,944	7,798	7,652	9,988
25,500円		9,580	9,239	9,044	8,849	8,703	8,557	8,411	8,265	8,119	7,973	7,827	10,163
25,500円をこえ41,000円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											10,163円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
41,000円		円 17,333	円 16,989	円 16,794	円 16,599	円 16,453	円 16,307	円 16,161	円 16,015	円 15,869	円 15,723	円 15,577	円 17,975
41,000円をこえ60,500円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											17,975円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
60,500円		円 28,064	円 27,713	円 27,518	円 27,323	円 27,177	円 27,031	円 26,885	円 26,739	円 26,593	円 26,447	円 26,301	円 28,765
60,500円をこえる金額		60,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち60,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											28,765円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち60,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額													—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに78円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき78円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													—

（備考　税額の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者((二)に該当しない者)については、

(1)　第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円)を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 週 額 表（五）

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ニ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(ハ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　日額表（一）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額　扶養親族の数										乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
100	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額の10%に相当する金額	0
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額の10%に相当する金額	0
													円	
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	0	88	0
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	0	90	0
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	0	93	0
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	0	95	0
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	0	98	0
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	0	101	0
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	0	103	0
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	0	106	0
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	0	108	0
550	560	63	38	26	15		0	0	0	0	0	0	111	0
560	570	65	40	28	16	8	2	0	0	0	0	0	113	0
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	0	116	0
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	0	118	0
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	0	121	0
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	0	124	0
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	0	129	2
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	0	134	4
660	680	89	62	48	33	25	17	8	2	0	0	0	139	7
680	700	94	66	52	38	28	20	12	4	0	0	0	145	9
700	720	99	70	56	42	32	23	15	7	1	0	0	151	12

ハ　日額表（二）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	0	157	15
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	0	163	19
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	2	0	169	22
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	0	175	26
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	1	181	29
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	3	186	32
840	860	135	106	89	72	62	51	41	31	22	14	6	193	36
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	9	200	39
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	13	207	43
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	17	214	46
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	21	221	50
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	45	34	25	228	54
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	29	235	58
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	33	243	63
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	39	251	67
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	44	259	71
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	49	267	75
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	54	275	80
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	59	283	84
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	64	291	88
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	69	299	92
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	74	307	96
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	80	315	102
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	86	323	108
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	92	331	114
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	98	339	120
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	104	347	126
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	110	355	132
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	116	363	138
1,300	1,330	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	122	371	144
1,330	1,360	316	277	254	232	218	203	188	174	159	144	131	383	153
1,360	1,390	328	289	266	244	228	213	199	184	169	155	140	395	162
1,390	1,420	340	301	278	256	239	224	209	195	180	165	150	407	171
1,420	1,450	352	313	290	268	251	234	220	205	190	176	161	419	180
1,450	1,480	364	325	302	280	263	246	230	216	201	186	171	431	190
1,480	1,510	376	337	314	292	275	258	241	226	211	197	182	443	200
1,510	1,540	388	349	326	304	287	270	253	237	222	207	192	455	211
1,540	1,570	400	361	338	316	299	282	265	249	232	218	203	467	221
1,570	1,600	412	373	350	328	311	294	277	261	244	228	213	481	232
1,600	1,630	424	385	362	340	323	306	289	273	256	239	224	494	242
1,630	1,660	436	397	374	352	335	318	301	285	268	251	234	508	253
1,660	1,690	448	409	386	364	347	330	313	297	280	263	246	521	263
1,690	1,720	460	421	398	376	359	342	325	309	292	275	258	535	274
1,720	1,750	473	433	410	388	371	354	337	321	304	287	270	548	284
1,750	1,780	487	445	422	400	383	366	349	333	316	299	282	562	295
1,780	1,810	500	456	434	412	395	378	361	345	328	311	294	575	305
1,810	1,840	514	470	446	424	407	390	373	357	340	323	306	589	316
1,840	1,870	527	483	458	436	419	402	385	369	352	335	318	602	327
1,870	1,900	541	497	471	448	431	414	397	381	364	347	330	616	339
1,900	1,930	554	510	485	460	443	426	409	393	376	359	342	629	351
1,930	1,960	568	524	498	473	455	438	421	405	388	371	354	643	363
1,960	1,990	581	537	512	487	468	450	433	417	400	383	366	656	375
1,990	2,020	595	551	525	500	481	462	445	429	412	395	378	670	387
2,020	2,050	608	564	539	514	495	476	457	441	424	407	390	683	399
2,050	2,080	622	578	552	527	508	489	470	453	436	419	402	697	411

八　日額表（三）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,080	2,110	635	591	566	541	522	503	484	465	448	431	414	710	423
2,110	2,140	649	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789
3,000	3,050	1,049	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969
3,400	3,450	1,246	1,197	1,169	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104
3,700円		1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127
3,700円をこえ5,850円に満たない金額		3,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,479円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,127円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
5,850円		2,471円	2,422円	2,394円	2,366円	2,345円	2,324円	2,303円	2,282円	2,261円	2,240円	2,219円	2,563円	2,201円
5,850円をこえ8,630円に満たない金額		5,850円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											2,563円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,201円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額

ハ　日　額　表　（四）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
	8,630円	円 4,000	円 3,950	円 3,922	円 3,894	円 3,873	円 3,852	円 3,831	円 3,810	円 3,789	円 3,768	円 3,747	円 4,101	円 3,729
8,630円をこえる金額		8,630円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,630円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											4,101円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,630円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	3,729円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,630円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													—	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに12円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、17円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													—	—

（備考　税額の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者((二)に該当しない者)については、

(1)　第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円）を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、

(イ)　(ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ロ)　日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

規定の適用がある場合										乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
扶養親族の数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
14,100円未満		15,200円未満		16,400円未満		17,600円未満		18,800円未満		100円未満	
14,100	15,600	15,200	16,800	16,400	18,000	17,600	19,200	18,800	20,000	100	1,500
15,600	18,000	16,800	18,700	18,000	19,200	19,200	19,600	20,000	20,300	1,500	3,900
18,000	19,600	18,700	19,800	19,200	20,600	19,600	20,800	20,300	22,300	3,900	6,200
19,600	20,500	19,800	20,600	20,600	21,600	20,800	22,600	22,300	23,600	6,200	7,800
20,500	21,500	20,600	21,900	21,600	22,900	22,600	23,900	23,600	24,900	7,800	9,400
21,500	23,000	21,900	24,000	22,900	25,000	23,900	26,000	24,900	27,000	9,400	15,600
23,000	26,100	24,000	27,200	25,000	28,500	26,000	29,500	27,000	30,500	15,600	16,400
26,100	28,300	27,200	29,300	28,500	30,300	29,500	31,300	30,500	32,300	16,400	17,000
28,300	31,000	29,300	32,000	30,300	33,000	31,300	34,000	32,300	35,000	17,000	19,400
31,000	35,000	32,000	36,000	33,000	37,000	34,000	38,000	35,000	39,000	19,400	23,000
35,000	42,900	36,000	43,900	37,000	44,900	38,000	45,900	39,000	46,900	23,000	30,900
42,900	48,300	43,900	49,300	44,900	50,300	45,900	51,300	46,900	52,300	30,900	36,300
48,300	61,600	49,300	62,600	50,300	63,600	51,300	64,600	52,300	65,600	36,300	49,600
61,600	81,600	62,600	82,600	63,600	83,600	64,600	84,600	65,600	85,600	49,600	69,600
81,600	121,600	82,600	122,600	83,600	123,600	84,600	124,600	85,600	125,600	69,600	109,600
121,600	148,300	122,600	149,300	123,600	150,300	124,600	151,300	125,600	152,300	109,600	136,300
148,300	174,900	149,300	175,900	150,300	176,900	151,300	177,900	152,300	178,900	136,300	163,000
174,900	215,000	175,900	216,000	176,900	217,000	177,900	218,000	178,900	219,000	163,000	203,000
215,000	294,900	216,000	295,900	217,000	296,900	218,000	297,900	219,000	298,900	203,000	282,900
294,900	348,300	295,900	349,300	296,900	350,300	297,900	351,300	298,900	352,300	282,900	336,300
348,300円以上		349,300円以上		350,300円以上		351,300円以上		352,300円以上		336,300円以上	

た社会保険料の金額を控除し、
険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。」
である。

る行を求める。
である。
与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号

第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順の又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)により求めた率が、

別表第三　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ

賞与の金額に乗ずべき率	甲											
	第三十八条第一項第七号イの											
	扶養親											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	4,700円	未満	7,400円	未満	9,000円	未満	10,500円	未満	11,700円	未満	12,900円	未満
12	4,700	6,200	7,400	9,000	9,000	10,500	10,500	12,100	11,700	13,300	12,900	14,500
15	6,200	8,600	9,000	11,300	10,500	12,900	12,100	14,500	13,300	15,600	14,500	16,800
18	8,600	10,900	11,300	13,700	12,900	15,200	14,500	16,800	15,600	17,800	16,800	18,700
20	10,900	12,500	13,700	15,200	15,200	16,800	16,800	18,400	17,800	18,900	18,700	19,300
22	12,500	14,100	15,200	16,700	16,800	18,400	18,400	19,000	18,900	19,700	19,300	20,400
25	14,100	16,400	16,700	18,900	18,400	19,300	19,000	20,000	19,700	21,000	20,400	22,000
28	16,400	18,700	18,900	21,100	19,300	21,700	20,000	23,200	21,000	24,100	22,000	25,100
30	18,700	20,300	21,100	22,600	21,700	24,000	23,200	25,300	24,100	26,300	25,100	27,300
32	20,300	22,900	22,600	25,300	24,000	26,600	25,300	27,900	26,300	29,000	27,300	30,000
35	22,900	27,000	25,300	29,300	26,600	30,600	27,900	32,000	29,000	33,000	30,000	34,000
38	27,000	34,900	29,300	37,300	30,600	38,600	32,000	39,900	33,000	40,900	34,000	41,900
40	34,900	40,300	37,300	42,600	38,600	44,000	39,900	45,300	40,900	46,300	41,900	47,300
42	40,300	53,600	42,600	56,000	44,000	57,300	45,300	58,600	46,300	59,600	47,300	60,600
45	53,600	73,600	56,000	76,000	57,300	77,300	58,600	78,600	59,600	79,600	60,600	80,600
48	73,600	113,600	76,000	115,900	77,300	117,300	78,600	118,600	79,600	119,600	80,600	120,600
50	113,600	140,300	115,900	142,600	117,300	144,000	118,600	145,300	119,600	146,300	120,600	147,300
52	140,300	166,900	142,600	169,300	144,000	170,600	145,300	171,900	146,300	172,900	147,300	173,900
55	166,900	207,000	169,300	209,300	170,600	210,600	171,900	212,000	172,900	213,000	173,900	214,000
58	207,000	268,900	209,300	289,300	210,600	290,600	212,000	291,900	213,000	292,900	214,000	293,900
60	268,900	340,300	289,300	342,600	290,600	344,000	291,900	345,300	292,900	346,300	293,900	347,300
62	340,300円以上		342,600円以上		344,000円以上		345,300円以上		346,300円以上		347,300円以上	

（備考　賞与の金額に乗ずべき率の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（(二)に該当しない者）については、

(1)　第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から、当該給与から控除され

(ロ)　次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(2)　第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ)　(イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給

ハ及びニの規定により税額を計算する。

(二)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)

位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないも

その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、(一)の(3)に準じ税額を計算する。）

別表第四　退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000円未満		0	250,000	252,000	4,000	400,000	404,000	20,500	600,000	604,000	49,500
201,000	202,000	75	252,000	254,000	4,200	404,000	408,000	21,000	604,000	608,000	50,200
202,000	203,000	150	254,000	256,000	4,400	408,000	412,000	21,500	608,000	612,000	50,900
203,000	204,000	225	256,000	258,000	4,600	412,000	416,000	22,000	612,000	616,000	51,600
204,000	205,000	300	258,000	260,000	4,800	416,000	420,000	22,500	616,000	620,000	52,300
205,000	206,000	375	260,000	262,000	5,000	420,000	424,000	23,000	620,000	624,000	53,000
206,000	207,000	450	262,000	264,000	5,200	424,000	428,000	23,500	624,000	628,000	53,700
207,000	208,000	525	264,000	266,000	5,400	428,000	432,000	24,000	628,000	632,000	54,400
208,000	209,000	600	266,000	268,000	5,600	432,000	436,000	24,500	632,000	636,000	55,100
209,000	210,000	675	268,000	270,000	5,800	436,000	440,000	25,000	636,000	640,000	55,800
210,000	211,000	750	270,000	272,000	6,000	440,000	444,000	25,500	640,000	644,000	56,500
211,000	212,000	825	272,000	274,000	6,200	444,000	448,000	26,100	644,000	648,000	57,200
212,000	213,000	900	274,000	276,000	6,400	448,000	452,000	26,700	648,000	652,000	57,900
213,000	214,000	975	276,000	278,000	6,600	452,000	456,000	27,300	652,000	656,000	58,600
214,000	215,000	1,050	278,000	280,000	6,800	456,000	460,000	27,900	656,000	660,000	59,300
215,000	216,000	1,125	280,000	282,000	7,000	460,000	464,000	28,500	660,000	664,000	60,000
216,000	217,000	1,200	282,000	284,000	7,200	464,000	468,000	29,100	664,000	668,000	60,700
217,000	218,000	1,275	284,000	286,000	7,400	468,000	472,000	29,700	668,000	672,000	61,400
218,000	219,000	1,350	286,000	288,000	7,600	472,000	476,000	30,300	672,000	676,000	62,100
219,000	220,000	1,425	288,000	290,000	7,800	476,000	480,000	30,900	676,000	680,000	62,800
220,000	221,000	1,500	290,000	292,000	8,000	480,000	484,000	31,500	680,000	684,000	63,500
221,000	222,000	1,575	292,000	294,000	8,200	484,000	488,000	32,100	684,000	688,000	64,200
222,000	223,000	1,650	294,000	296,000	8,400	488,000	492,000	32,700	688,000	692,000	64,900
223,000	224,000	1,725	296,000	298,000	8,600	492,000	496,000	33,300	692,000	696,000	65,600
224,000	225,000	1,800	298,000	300,000	8,800	496,000	500,000	33,900	696,000	700,000	66,300
225,000	226,000	1,875	300,000	304,000	9,000	500,000	504,000	34,500	700,000	706,000	67,000
226,000	227,000	1,950	304,000	308,000	9,400	504,000	508,000	35,100	706,000	712,000	68,050
227,000	228,000	2,025	308,000	312,000	9,800	508,000	512,000	35,700	712,000	718,000	69,100
228,000	229,000	2,100	312,000	316,000	10,200	512,000	516,000	36,300	718,000	724,000	70,150
229,000	230,000	2,175	316,000	320,000	10,600	516,000	520,000	36,900	724,000	730,000	71,200
230,000	231,000	2,250	320,000	324,000	11,000	520,000	524,000	37,500	730,000	736,000	72,250
231,000	232,000	2,325	324,000	328,000	11,400	524,000	528,000	38,100	736,000	742,000	73,300
232,000	233,000	2,400	328,000	332,000	11,800	528,000	532,000	38,700	742,000	748,000	74,350
233,000	234,000	2,475	332,000	336,000	12,200	532,000	536,000	39,300	748,000	754,000	75,400
234,000	235,000	2,550	336,000	340,000	12,600	536,000	540,000	39,900	754,000	760,000	76,450
235,000	236,000	2,625	340,000	344,000	13,000	540,000	544,000	40,500	760,000	766,000	77,500
236,000	237,000	2,700	344,000	348,000	13,500	544,000	548,000	41,100	766,000	772,000	78,550
237,000	238,000	2,775	348,000	352,000	14,000	548,000	552,000	41,700	772,000	778,000	79,600
238,000	239,000	2,850	352,000	356,000	14,500	552,000	556,000	42,300	778,000	784,000	80,650
239,000	240,000	2,925	356,000	360,000	15,000	556,000	560,000	42,900	784,000	790,000	81,700
240,000	241,000	3,000	360,000	364,000	15,500	560,000	564,000	43,500	790,000	796,000	82,750
241,000	242,000	3,100	364,000	368,000	16,000	564,000	568,000	44,100	796,000	802,000	83,800
242,000	243,000	3,200	368,000	372,000	16,500	568,000	572,000	44,700	802,000	808,000	84,900
243,000	244,000	3,300	372,000	376,000	17,000	572,000	576,000	45,300	808,000	814,000	86,100
244,000	245,000	3,400	376,000	380,000	17,500	576,000	580,000	45,900	814,000	820,000	87,300
245,000	246,000	3,500	380,000	384,000	18,000	580,000	584,000	46,500	820,000	826,000	88,500
246,000	247,000	3,600	384,000	388,000	18,500	584,000	588,000	47,100	826,000	832,000	89,700
247,000	248,000	3,700	388,000	392,000	19,000	588,000	592,000	47,700	832,000	838,000	90,900
248,000	249,000	3,800	392,000	396,000	19,500	592,000	596,000	48,300	838,000	844,000	92,100
249,000	250,000	3,900	396,000	400,000	20,000	596,000	600,000	48,900	844,000	850,000	93,300

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	
850,000	856,000	94,500	940,000	946,000	112,500	1,000,000	1,200,000	給与の金額に20%を乗じて算出した金額から75,500円を控除した金額	4,200,000	6,200,000	給与の金額に27.5%を乗じて算出した金額から265,500円を控除した金額
856,000	862,000	95,700	946,000	952,000	113,700						
862,000	868,000	96,900	952,000	958,000	114,900						
868,000	874,000	98,100	958,000	964,000	116,100						
874,000	880,000	99,300	964,000	970,000	117,300						
880,000	886,000	100,500	970,000	976,000	118,500	1,200,000	2,200,000	給与の金額に22.5%を乗じて算出した金額から105,500円を控除した金額	6,200,000	10,200,000	給与の金額に30%を乗じて算出した金額から420,500円を控除した金額
886,000	892,000	101,700	976,000	982,000	119,700						
892,000	898,000	102,900	982,000	988,000	120,900						
898,000	904,000	104,100	988,000	994,000	122,100						
904,000	910,000	105,300	994,000	1,000,000	123,300						
910,000	916,000	106,500				2,200,000	4,200,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から160,500円を控除した金額	10,200,000円以上		給与の金額に32.5%を乗じて算出した金額から676,500円を控除した金額
916,000	922,000	107,700									
922,000	928,000	108,900									
928,000	934,000	110,100									
934,000	940,000	111,300									

（備考　税額の求め方）　給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族の数											
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,500円未満		180,500円未満		195,500円未満		210,500円未満		225,500円未満		240,500円未満	
165,500	166,000	180,500	181,000	195,500	196,000	210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000
166,000	166,500	181,000	181,500	196,000	196,500	211,000	211,500	226,000	226,500	241,000	241,500
166,500	167,000	181,500	182,000	196,500	197,000	211,500	212,000	226,500	227,000	241,500	242,000
167,000	167,500	182,000	182,500	197,000	197,500	212,000	212,500	227,000	227,500	242,000	242,500
167,500	168,000	182,500	183,000	197,500	198,000	212,500	213,000	227,500	228,000	242,500	243,000
168,000	168,500	183,000	183,500	198,000	198,500	213,000	213,500	228,000	228,500	243,000	243,500
168,500	169,000	183,500	184,000	198,500	199,000	213,500	214,000	228,500	229,000	243,500	244,000
169,000	169,500	184,000	184,500	199,000	199,500	214,000	214,500	229,000	229,500	244,000	244,500
169,500	170,000	184,500	185,000	199,500	200,000	214,500	215,000	229,500	230,000	244,500	245,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000

別表第五　年末調整のための簡易税額表（第四十条第一項の規定による所得税額表）

（一）

給与額	扶養親 0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	60,500円未満		95,500円未満		115,500円未満		135,500円未満		150,500円未満	
75	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
150	61,000	61,500	96,000	96,500	116,000	116,500	136,000	136,500	151,000	151,500
225	61,500	62,000	96,500	97,000	116,500	117,000	136,500	137,000	151,500	152,000
300	62,000	62,500	97,000	97,500	117,000	117,500	137,000	137,500	152,000	152,500
375	62,500	63,000	97,500	98,000	117,500	118,000	137,500	138,000	152,500	153,000
450	63,000	63,500	98,000	98,500	118,000	118,500	138,000	138,500	153,000	153,500
525	63,500	64,000	98,500	99,000	118,500	119,000	138,500	139,000	153,500	154,000
600	64,000	64,500	99,000	99,500	119,000	119,500	139,000	139,500	154,000	154,500
675	64,500	65,000	99,500	100,000	119,500	120,000	139,500	140,000	154,500	155,000
750	65,000	66,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	155,000	156,000
900	66,000	67,000	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	156,000	157,000
1,050	67,000	68,000	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	157,000	158,000
1,200	68,000	69,000	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	158,000	159,000
1,350	69,000	70,000	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	159,000	160,000
1,500	70,000	71,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	160,000	161,000
1,650	71,000	72,000	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	161,000	162,000
1,800	72,000	73,000	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	162,000	163,000
1,950	73,000	74,000	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	163,000	164,000
2,100	74,000	75,000	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	164,000	165,000
2,250	75,000	76,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	165,000	166,000
2,400	76,000	77,000	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	166,000	167,000
2,550	77,000	78,000	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	167,000	168,000
2,700	78,000	79,000	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	168,000	169,000
2,850	79,000	80,000	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	169,000	170,000
3,000	80,000	81,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	170,000	171,000
3,200	81,000	82,000	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	171,000	172,000
3,400	82,000	83,000	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	172,000	173,000
3,600	83,000	84,000	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	173,000	174,000
3,800	84,000	85,000	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	174,000	175,000
4,000	85,000	86,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	175,000	176,000
4,200	86,000	87,000	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	176,000	177,000
4,400	87,000	88,000	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	177,000	178,000
4,600	88,000	89,000	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	178,000	179,000
4,800	89,000	90,000	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	179,000	180,000
5,000	90,000	91,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	180,000	181,000
5,200	91,000	92,000	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	181,000	182,000
5,400	92,000	93,000	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	182,000	183,000
5,600	93,000	94,000	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	183,000	184,000
5,800	94,000	95,000	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	184,000	185,000
6,000	95,000	96,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	185,000	186,000
6,200	96,000	97,000	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	186,000	187,000
6,400	97,000	98,000	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	187,000	188,000
6,600	98,000	99,000	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	188,000	189,000
6,800	99,000	100,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	189,000	190,000
7,000	100,000	101,000	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	190,000	191,000
7,200	101,000	102,000	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	191,000	192,000
7,400	102,000	103,000	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	192,000	193,000
7,600	103,000	104,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	193,000	194,000
7,800	104,000	105,000	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	194,000	195,000
8,000	105,000	106,000	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	195,000	196,000
8,200	106,000	107,000	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	196,000	197,000
8,400	107,000	108,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	197,000	198,000
8,600	108,000	109,000	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	198,000	199,000
8,800	109,000	110,000	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	199,000	200,000

族の数											
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000
267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000
269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000
271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000
273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000

（二）

税額	扶養親族 0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	110,000	111,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
9,200	111,000	112,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
9,400	112,000	113,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
9,600	113,000	114,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
9,800	114,000	115,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
10,000	115,000	116,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
10,200	116,000	117,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
10,400	117,000	118,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
10,600	118,000	119,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
10,800	119,000	120,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
11,000	120,000	121,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
11,200	121,000	122,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
11,400	122,000	123,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
11,600	123,000	124,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
11,800	124,000	125,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
12,000	125,000	126,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
12,200	126,000	127,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
12,400	127,000	128,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
12,600	128,000	129,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
12,800	129,000	130,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
13,000	130,000	131,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
13,250	131,000	132,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
13,500	132,000	133,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
13,750	133,000	134,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
14,000	134,000	135,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
14,250	135,000	136,000	170,000	171,000	190,000	191,000	210,000	211,000	225,000	226,000
14,500	136,000	137,000	171,000	172,000	191,000	192,000	211,000	212,000	226,000	227,000
14,750	137,000	138,000	172,000	173,000	192,000	193,000	212,000	213,000	227,000	228,000
15,000	138,000	139,000	173,000	174,000	193,000	194,000	213,000	214,000	228,000	229,000
15,250	139,000	140,000	174,000	175,000	194,000	195,000	214,000	215,000	229,000	230,000
15,500	140,000	141,000	175,000	176,000	195,000	196,000	215,000	216,000	230,000	231,000
15,750	141,000	142,000	176,000	177,000	196,000	197,000	216,000	217,000	231,000	232,000
16,000	142,000	143,000	177,000	178,000	197,000	198,000	217,000	218,000	232,000	233,000
16,250	143,000	144,000	178,000	179,000	198,000	199,000	218,000	219,000	233,000	234,000
16,500	144,000	145,000	179,000	180,000	199,000	200,000	219,000	220,000	234,000	235,000
16,750	145,000	146,000	180,000	181,000	200,000	201,000	220,000	221,000	235,000	236,000
17,000	146,000	147,000	181,000	182,000	201,000	202,000	221,000	222,000	236,000	237,000
17,250	147,000	148,000	182,000	183,000	202,000	203,000	222,000	223,000	237,000	238,000
17,500	148,000	149,000	183,000	184,000	203,000	204,000	223,000	224,000	238,000	239,000
17,750	149,000	150,000	184,000	185,000	204,000	205,000	224,000	225,000	239,000	240,000
18,000	150,000	151,000	185,000	186,000	205,000	206,000	225,000	226,000	240,000	241,000
18,250	151,000	152,000	186,000	187,000	206,000	207,000	226,000	227,000	241,000	242,000
18,500	152,000	153,000	187,000	188,000	207,000	208,000	227,000	228,000	242,000	243,000
18,750	153,000	154,000	188,000	189,000	208,000	209,000	228,000	229,000	243,000	244,000
19,000	154,000	155,000	189,000	190,000	209,000	210,000	229,000	230,000	244,000	245,000
19,250	155,000	156,000	190,000	191,000	210,000	211,000	230,000	231,000	245,000	246,000
19,500	156,000	157,000	191,000	192,000	211,000	212,000	231,000	232,000	246,000	247,000
19,750	157,000	158,000	192,000	193,000	212,000	213,000	232,000	233,000	247,000	248,000
20,000	158,000	159,000	193,000	194,000	213,000	214,000	233,000	234,000	248,000	249,000
20,250	159,000	160,000	194,000	195,000	214,000	215,000	234,000	235,000	249,000	250,000
20,500	160,000	162,000	195,000	197,000	215,000	217,000	235,000	237,000	250,000	252,000
21,000	162,000	164,000	197,000	199,000	217,000	219,000	237,000	239,000	252,000	254,000
21,500	164,000	166,000	199,000	201,000	219,000	221,000	239,000	241,000	254,000	256,000
22,000	166,000	168,000	201,000	203,000	221,000	223,000	241,000	243,000	256,000	258,000
22,500	168,000	170,000	203,000	205,000	223,000	225,000	243,000	245,000	258,000	260,000

族の数											
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
275,000	277,000	290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000
277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000
279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000
281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000
283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000
285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000
287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000
289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000
291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000
293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000
295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000
297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000
299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000
301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000
303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000
305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000
307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000
309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000
311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000
313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000
315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000
317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000
319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000
321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000
323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000
325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000
327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000
329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000
331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000
333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000
335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000
337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000
339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000
341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000
343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000
345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000
347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000
349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000
351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000
353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000
355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000
357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000
359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000
361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000
363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000
365,000	368,000	380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000
368,000	371,000	383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000
371,000	374,000	386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000
374,000	377,000	389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000
377,000	380,000	392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000
380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000
383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000
386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000
392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000

（三）

税額	扶養親族 0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	170,000	172,000	205,000	207,000	225,000	227,000	245,000	247,000	260,000	262,000
23,500	172,000	174,000	207,000	209,000	227,000	229,000	247,000	249,000	262,000	264,000
24,000	174,000	176,000	209,000	211,000	229,000	231,000	249,000	251,000	264,000	266,000
24,500	176,000	178,000	211,000	213,000	231,000	233,000	251,000	253,000	266,000	268,000
25,000	178,000	180,000	213,000	215,000	233,000	235,000	253,000	255,000	268,000	270,000
25,500	180,000	182,000	215,000	217,000	235,000	237,000	255,000	257,000	270,000	272,000
26,100	182,000	184,000	217,000	219,000	237,000	239,000	257,000	259,000	272,000	274,000
26,700	184,000	186,000	219,000	221,000	239,000	241,000	259,000	261,000	274,000	276,000
27,300	186,000	188,000	221,000	223,000	241,000	243,000	261,000	263,000	276,000	278,000
27,900	188,000	190,000	223,000	225,000	243,000	245,000	263,000	265,000	278,000	280,000
28,500	190,000	192,000	225,000	227,000	245,000	247,000	265,000	267,000	280,000	282,000
29,100	192,000	194,000	227,000	229,000	247,000	249,000	267,000	269,000	282,000	284,000
29,700	194,000	196,000	229,000	231,000	249,000	251,000	269,000	271,000	284,000	286,000
30,300	196,000	198,000	231,000	233,000	251,000	253,000	271,000	273,000	286,000	288,000
30,900	198,000	200,000	233,000	235,000	253,000	255,000	273,000	275,000	288,000	290,000
31,500	200,000	202,000	235,000	237,000	255,000	257,000	275,000	277,000	290,000	292,000
32,100	202,000	204,000	237,000	239,000	257,000	259,000	277,000	279,000	292,000	294,000
32,700	204,000	206,000	239,000	241,000	259,000	261,000	279,000	281,000	294,000	296,000
33,300	206,000	208,000	241,000	243,000	261,000	263,000	281,000	283,000	296,000	298,000
33,900	208,000	210,000	243,000	245,000	263,000	265,000	283,000	285,000	298,000	300,000
34,500	210,000	212,000	245,000	247,000	265,000	267,000	285,000	287,000	300,000	302,000
35,100	212,000	214,000	247,000	249,000	267,000	269,000	287,000	289,000	302,000	304,000
35,700	214,000	216,000	249,000	251,000	269,000	271,000	289,000	291,000	304,000	306,000
36,300	216,000	218,000	251,000	253,000	271,000	273,000	291,000	293,000	306,000	308,000
36,900	218,000	220,000	253,000	255,000	273,000	275,000	293,000	295,000	308,000	310,000
37,500	220,000	222,000	255,000	257,000	275,000	277,000	295,000	297,000	310,000	312,000
38,100	222,000	224,000	257,000	259,000	277,000	279,000	297,000	299,000	312,000	314,000
38,700	224,000	226,000	259,000	261,000	279,000	281,000	299,000	301,000	314,000	316,000
39,300	226,000	228,000	261,000	263,000	281,000	283,000	301,000	303,000	316,000	318,000
39,900	228,000	230,000	263,000	265,000	283,000	285,000	303,000	305,000	318,000	320,000
40,500	230,000	232,000	265,000	267,000	285,000	287,000	305,000	307,000	320,000	322,000
41,100	232,000	234,000	267,000	269,000	287,000	289,000	307,000	309,000	322,000	324,000
41,700	234,000	236,000	269,000	271,000	289,000	291,000	309,000	311,000	324,000	326,000
42,300	236,000	238,000	271,000	273,000	291,000	293,000	311,000	313,000	326,000	328,000
42,900	238,000	240,000	273,000	275,000	293,000	295,000	313,000	315,000	328,000	330,000
43,500	240,000	242,000	275,000	277,000	295,000	297,000	315,000	317,000	330,000	332,000
44,100	242,000	244,000	277,000	279,000	297,000	299,000	317,000	319,000	332,000	334,000
44,700	244,000	246,000	279,000	281,000	299,000	301,000	319,000	321,000	334,000	336,000
45,300	246,000	248,000	281,000	283,000	301,000	303,000	321,000	323,000	336,000	338,000
45,900	248,000	250,000	283,000	285,000	303,000	305,000	323,000	325,000	338,000	340,000
46,500	250,000	252,000	285,000	287,000	305,000	307,000	325,000	327,000	340,000	342,000
47,100	252,000	254,000	287,000	289,000	307,000	309,000	327,000	329,000	342,000	344,000
47,700	254,000	256,000	289,000	291,000	309,000	311,000	329,000	331,000	344,000	346,000
48,300	256,000	258,000	291,000	293,000	311,000	313,000	331,000	333,000	346,000	348,000
48,900	258,000	260,000	293,000	295,000	313,000	315,000	333,000	335,000	348,000	350,000
49,500	260,000	263,000	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	350,000	353,000
50,550	263,000	266,000	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	353,000	356,000
51,600	266,000	269,000	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	356,000	359,000
52,650	269,000	272,000	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	359,000	362,000
53,700	272,000	275,000	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	362,000	365,000
54,750	275,000	278,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	365,000	368,000
55,800	278,000	281,000	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	368,000	371,000
56,850	281,000	284,000	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	371,000	374,000
57,900	284,000	287,000	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	374,000	377,000
58,950	287,000	290,000	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	377,000	380,000

族の数											
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000
398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000
401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000
404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000
407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000
410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000
413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000
416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000
419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000
422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000
425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000
428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000
431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000
434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000
437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000
440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000
443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000
446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000
449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000
452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000
455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000
458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000
461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000
464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000
467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000
470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000	545,000	548,000
473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000	548,000	551,000
476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000	551,000	554,000
479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000	554,000	557,000
482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000	557,000	560,000
485,000	489,000	500,000	504,000	515,000	519,000	530,000	534,000	545,000	549,000	560,000	564,000
489,000	493,000	504,000	508,000	519,000	523,000	534,000	538,000	549,000	553,000	564,000	568,000
493,000	497,000	508,000	512,000	523,000	527,000	538,000	542,000	553,000	557,000	568,000	572,000
497,000	501,000	512,000	516,000	527,000	531,000	542,000	546,000	557,000	561,000	572,000	576,000
501,000	505,000	516,000	520,000	531,000	535,000	546,000	550,000	561,000	565,000	576,000	580,000
505,000	509,000	520,000	524,000	535,000	539,000	550,000	554,000	565,000	569,000	580,000	584,000
509,000	513,000	524,000	528,000	539,000	543,000	554,000	558,000	569,000	573,000	584,000	588,000
513,000	517,000	528,000	532,000	543,000	547,000	558,000	562,000	573,000	577,000	588,000	592,000
517,000	521,000	532,000	536,000	547,000	551,000	562,000	566,000	577,000	581,000	592,000	596,000
521,000	525,000	536,000	540,000	551,000	555,000	566,000	570,000	581,000	585,000	596,000	600,000
525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000	585,000	589,000	600,000	604,000
529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000	589,000	593,000	604,000	608,000
533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000	593,000	597,000	608,000	612,000
537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000	597,000	601,000	612,000	616,000
541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000	601,000	605,000	616,000	620,000
545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000
549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000
553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000
557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000
561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000
565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000
569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000
573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000
577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	[illegible]	637,000	641,000	652,000	656,000
581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000

（四）

税額	扶養親 0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	290,000	293,000	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	380,000	383,000
61,050	293,000	296,000	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	383,000	386,000
62,100	296,000	299,000	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	386,000	389,000
63,150	299,000	302,000	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	389,000	392,000
64,200	302,000	305,000	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	392,000	395,000
65,250	305,000	308,000	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	395,000	398,000
66,300	308,000	311,000	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	398,000	401,000
67,350	311,000	314,000	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	401,000	404,000
68,400	314,000	317,000	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	404,000	407,000
69,450	317,000	320,000	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	407,000	410,000
70,500	320,000	323,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	410,000	413,000
71,550	323,000	326,000	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	413,000	416,000
72,600	326,000	329,000	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	416,000	419,000
73,650	329,000	332,000	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	419,000	422,000
74,700	332,000	335,000	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	422,000	425,000
75,750	335,000	338,000	370,000	373,000	390,000	393,000	410,000	413,000	425,000	428,000
76,800	338,000	341,000	373,000	376,000	393,000	396,000	413,000	416,000	428,000	431,000
77,850	341,000	344,000	376,000	379,000	396,000	399,000	416,000	419,000	431,000	434,000
78,900	344,000	347,000	379,000	382,000	399,000	402,000	419,000	422,000	434,000	437,000
79,950	347,000	350,000	382,000	385,000	402,000	405,000	422,000	425,000	437,000	440,000
81,000	350,000	353,000	385,000	388,000	405,000	408,000	425,000	428,000	440,000	443,000
82,050	353,000	356,000	388,000	391,000	408,000	411,000	428,000	431,000	443,000	446,000
83,100	356,000	359,000	391,000	394,000	411,000	414,000	431,000	434,000	446,000	449,000
84,150	359,000	362,000	394,000	397,000	414,000	417,000	434,000	437,000	449,000	452,000
85,300	362,000	365,000	397,000	400,000	417,000	420,000	437,000	440,000	452,000	455,000
86,500	365,000	368,000	400,000	403,000	420,000	423,000	440,000	443,000	455,000	458,000
87,700	368,000	371,000	403,000	406,000	423,000	426,000	443,000	446,000	458,000	461,000
88,900	371,000	374,000	406,000	409,000	426,000	429,000	446,000	449,000	461,000	464,000
90,100	374,000	377,000	409,000	412,000	429,000	432,000	449,000	452,000	464,000	467,000
91,300	377,000	380,000	412,000	415,000	432,000	435,000	452,000	455,000	467,000	470,000
92,500	380,000	384,000	415,000	419,000	435,000	439,000	455,000	459,000	470,000	474,000
94,100	384,000	388,000	419,000	423,000	439,000	443,000	459,000	463,000	474,000	478,000
95,700	388,000	392,000	423,000	427,000	443,000	447,000	463,000	467,000	478,000	482,000
97,300	392,000	396,000	427,000	431,000	447,000	451,000	467,000	471,000	482,000	486,000
98,900	396,000	400,000	431,000	435,000	451,000	455,000	471,000	475,000	486,000	490,000
100,500	400,000	404,000	435,000	439,000	455,000	459,000	475,000	479,000	490,000	494,000
102,100	404,000	408,000	439,000	443,000	459,000	463,000	479,000	483,000	494,000	498,000
103,700	408,000	412,000	443,000	447,000	463,000	467,000	483,000	487,000	498,000	502,000
105,300	412,000	416,000	447,000	451,000	467,000	471,000	487,000	491,000	502,000	506,000
106,900	416,000	420,000	451,000	455,000	471,000	475,000	491,000	495,000	506,000	510,000
108,500	420,000	424,000	455,000	459,000	475,000	479,000	495,000	499,000	510,000	514,000
110,100	424,000	428,000	459,000	463,000	479,000	483,000	499,000	503,000	514,000	518,000
111,700	428,000	432,000	463,000	467,000	483,000	487,000	503,000	507,000	518,000	522,000
113,300	432,000	436,000	467,000	471,000	487,000	491,000	507,000	511,000	522,000	526,000
114,900	436,000	440,000	471,000	475,000	491,000	495,000	511,000	515,000	526,000	530,000
116,500	440,000	444,000	475,000	479,000	495,000	499,000	515,000	519,000	530,000	534,000
118,100	444,000	448,000	479,000	483,000	499,000	503,000	519,000	523,000	534,000	538,000
119,700	448,000	452,000	483,000	487,000	503,000	507,000	523,000	527,000	538,000	542,000
121,300	452,000	456,000	487,000	491,000	507,000	511,000	527,000	531,000	542,000	546,000
122,900	456,000	460,000	491,000	495,000	511,000	515,000	531,000	535,000	546,000	550,000
124,500	460,000	464,000	495,000	499,000	515,000	519,000	535,000	539,000	550,000	554,000
126,100	464,000	468,000	499,000	503,000	519,000	523,000	539,000	543,000	554,000	558,000
127,700	468,000	472,000	503,000	507,000	523,000	527,000	543,000	547,000	558,000	562,000
129,300	472,000	476,000	507,000	511,000	527,000	531,000	547,000	551,000	562,000	566,000
130,900	476,000	480,000	511,000	515,000	531,000	535,000	551,000	555,000	566,000	570,000

族の数											
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000
589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000
593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000
597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000
601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000
605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000	665,000	669,000	680,000	684,000
609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000	669,000	673,000	684,000	688,000
613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000	673,000	677,000	688,000	692,000
617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000	677,000	681,000	692,000	696,000
621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000	681,000	685,000	696,000	700,000
625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000	700,000	704,000
629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000	704,000	708,000
633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000	708,000	712,000
637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000	712,000	716,000
641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000	716,000	720,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000
795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000
800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000
805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000
810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000
815,000円		830,000円		845,000円		860,000円		875,000円		890,000円	

（五）

税額	扶養親族									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
132,500	480,000	484,000	515,000	519,000	535,000	539,000	555,000	559,000	570,000	574,000
134,100	484,000	488,000	519,000	523,000	539,000	543,000	559,000	563,000	574,000	578,000
135,700	488,000	492,000	523,000	527,000	543,000	547,000	563,000	567,000	578,000	582,000
137,300	492,000	496,000	527,000	531,000	547,000	551,000	567,000	571,000	582,000	586,000
138,900	496,000	500,000	531,000	535,000	551,000	555,000	571,000	575,000	586,000	590,000
140,500	500,000	504,000	535,000	539,000	555,000	559,000	575,000	579,000	590,000	594,000
142,100	504,000	508,000	539,000	543,000	559,000	563,000	579,000	583,000	594,000	598,000
143,700	508,000	512,000	543,000	547,000	563,000	567,000	583,000	587,000	598,000	602,000
145,300	512,000	516,000	547,000	551,000	567,000	571,000	587,000	591,000	602,000	606,000
146,900	516,000	520,000	551,000	555,000	571,000	575,000	591,000	595,000	606,000	610,000
148,500	520,000	524,000	555,000	559,000	575,000	579,000	595,000	599,000	610,000	614,000
150,100	524,000	528,000	559,000	563,000	579,000	583,000	599,000	603,000	614,000	618,000
151,700	528,000	532,000	563,000	567,000	583,000	587,000	603,000	607,000	618,000	622,000
153,300	532,000	536,000	567,000	571,000	587,000	591,000	607,000	611,000	622,000	626,000
154,900	536,000	540,000	571,000	575,000	591,000	595,000	611,000	615,000	626,000	630,000
156,500	540,000	545,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
158,500	545,000	550,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
160,500	550,000	555,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
162,500	555,000	560,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
164,500	560,000	565,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
166,750	565,000	570,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
169,000	570,000	575,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
171,250	575,000	580,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
173,500	580,000	585,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
175,750	585,000	590,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
178,000	590,000	595,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
180,250	595,000	600,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
182,500	600,000	605,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
184,750	605,000	610,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
187,000	610,000	615,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
189,250	615,000	620,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
191,500	620,000	625,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
193,750	625,000	630,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
196,000	630,000	635,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
198,250	635,000	640,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
200,500	640,000	645,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
202,750	645,000	650,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
205,000	650,000	655,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
207,250	655,000	660,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
209,500	660,000	665,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
211,750	665,000	670,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
214,000	670,000	675,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
216,250	675,000	680,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
218,500	680,000	685,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
220,750	685,000	690,000	720,000	725,000	740,000	745,000	760,000	765,000	775,000	780,000
223,000	690,000	695,000	725,000	730,000	745,000	750,000	765,000	770,000	780,000	785,000
225,250	695,000	700,000	730,000	735,000	750,000	755,000	770,000	775,000	785,000	790,000
227,500	700,000	705,000	735,000	740,000	755,000	760,000	775,000	780,000	790,000	795,000
229,750	705,000	710,000	740,000	745,000	760,000	765,000	780,000	785,000	795,000	800,000
232,000	710,000円		745,000円		765,000円		785,000円		800,000円	

養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の残額が710,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10じ、別表第一　所得税の簡易税額表に定める金額

	当　該　税　額	
	710,000円超	1,060,000円未満
	1,060,000円以上	2,060,000円未満
	2,060,000円以上	3,060,000円未満
	3,060,000円以上	5,060,000円未満
	5,060,000円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養た金額

8,000円)

除の金額を控除し、その残額を求める。

ら社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄にらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害

みなし、その金額に応じ、別表第一　所得税の簡易税額表により求めた金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求

順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位は第3順位の扶養親族のないもの)については、
の扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項に規定する扶養控除の金額と60,000円との合計額

の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の

り求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算し

（六）

上欄によつて税額が求められない場合	(イ)	その年の給与所得控除後の給与の金額につき社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた金額から、扶人をこえる場合には、その残額から60,000円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応
	(ロ)	上記の残額が710,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額 税　額 当該残額に45％を乗じて算出した金額から　87,500円を控除した金額 当該残額に50％を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額 当該残額に55％を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額 当該残額に60％を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額 当該残額に65％を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円（これらの一親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除し

（備考　税額の求め方）

(一)　第四十条第一項の規定の適用を受ける者((二)に該当しない者)については、

(1)　まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(イ)　その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(ロ)　申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(ハ)　申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が8,000円をこえる場合には、を控除した金額を求め、

(2)　次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控

(3)　(2)の残額が710,000円以下である者については、

(イ)　扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除後の給与の金額か記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これ年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円）を控除した金額）

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえるときは、(2)の残額から60,000円を控除した後の金額を課税総所得金額と又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額）

が、その求める税額である。

(4)　(2)の残額が710,000円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不める税額である。

(二)　第四十条第六項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又

(1)　その者に対する給与所得の収入金額につき、(一)の(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数及びそを控除し、その残額を求める。

(2)　(1)の残額が650,000円以下である者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、別表第一　所得税(イ)と同様に計算した金額）が、その求める税額である。

(3)　(1)の残額が650,000円をこえる者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、第十三条の税率によた金額）が、その求める税額である。

別表第五の附表

(一)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
71,180円未満		60,500円未満	95,500	96,000	81,175	141,000	142,000	119,850	191,000	192,000	162,350
71,180	71,500	60,503	96,000	96,500	81,600	142,000	143,000	120,700	192,000	193,000	163,200
71,500	72,000	60,775	96,500	97,000	82,025	143,000	144,000	121,550	193,000	194,000	164,050
72,000	72,500	61,200	97,000	97,500	82,450	144,000	145,000	122,400	194,000	195,000	164,900
72,500	73,000	61,625	97,500	98,000	82,875	145,000	146,000	123,250	195,000	196,000	165,750
73,000	73,500	62,050	98,000	98,500	83,300	146,000	147,000	124,100	196,000	197,000	166,600
73,500	74,000	62,475	98,500	99,000	83,725	147,000	148,000	124,950	197,000	198,000	167,450
74,000	74,500	62,900	99,000	99,500	84,150	148,000	149,000	125,800	198,000	199,000	168,300
74,500	75,000	63,325	99,500	100,000	84,575	149,000	150,000	126,650	199,000	200,000	169,150
75,000	75,500	63,750	100,000	101,000	85,000	150,000	151,000	127,500	200,000	201,000	170,000
75,500	76,000	64,175	101,000	102,000	85,850	151,000	152,000	128,350	201,000	202,000	170,850
76,000	76,500	64,600	102,000	103,000	86,700	152,000	153,000	129,200	202,000	203,000	171,700
76,500	77,000	65,025	103,000	104,000	87,550	153,000	154,000	130,050	203,000	204,000	172,550
77,000	77,500	65,450	104,000	105,000	88,400	154,000	155,000	130,900	204,000	205,000	173,400
77,500	78,000	65,875	105,000	106,000	89,250	155,000	156,000	131,750	205,000	206,000	174,250
78,000	78,500	66,300	106,000	107,000	90,100	156,000	157,000	132,600	206,000	207,000	175,100
78,500	79,000	66,725	107,000	108,000	90,950	157,000	158,000	133,450	207,000	208,000	175,950
79,000	79,500	67,150	108,000	109,000	91,800	158,000	159,000	134,300	208,000	209,000	176,800
79,500	80,000	67,575	109,000	110,000	92,650	159,000	160,000	135,150	209,000	210,000	177,650
80,000	80,500	68,000	110,000	111,000	93,500	160,000	161,000	136,000	210,000	211,000	178,500
80,500	81,000	68,425	111,000	112,000	94,350	161,000	162,000	136,850	211,000	212,000	179,350
81,000	81,500	68,850	112,000	113,000	95,200	162,000	163,000	137,700	212,000	213,000	180,200
81,500	82,000	69,275	113,000	114,000	96,050	163,000	164,000	138,550	213,000	214,000	181,050
82,000	82,500	69,700	114,000	115,000	96,900	164,000	165,000	139,400	214,000	215,000	181,900
82,500	83,000	70,125	115,000	116,000	97,750	165,000	166,000	140,250	215,000	216,000	182,750
83,000	83,500	70,550	116,000	117,000	98,600	166,000	167,000	141,100	216,000	217,000	183,600
83,500	84,000	70,975	117,000	118,000	99,450	167,000	168,000	141,950	217,000	218,000	184,450
84,000	84,500	71,400	118,000	119,000	100,300	168,000	169,000	142,800	218,000	219,000	185,300
84,500	85,000	71,825	119,000	120,000	101,150	169,000	170,000	143,650	219,000	220,000	186,150
85,000	85,500	72,250	120,000	121,000	102,000	170,000	171,000	144,500	220,000	221,000	187,000
85,500	86,000	72,675	121,000	122,000	102,850	171,000	172,000	145,350	221,000	222,000	187,850
86,000	86,500	73,100	122,000	123,000	103,700	172,000	173,000	146,200	222,000	223,000	188,700
86,500	87,000	73,525	123,000	124,000	104,550	173,000	174,000	147,050	223,000	224,000	189,550
87,000	87,500	73,950	124,000	125,000	105,400	174,000	175,000	147,900	224,000	225,000	190,400
87,500	88,000	74,375	125,000	126,000	106,250	175,000	176,000	148,750	225,000	226,000	191,250
88,000	88,500	74,800	126,000	127,000	107,100	176,000	177,000	149,600	226,000	227,000	192,100
88,500	89,000	75,225	127,000	128,000	107,950	177,000	178,000	150,450	227,000	228,000	192,950
89,000	89,500	75,650	128,000	129,000	108,800	178,000	179,000	151,300	228,000	229,000	193,800
89,500	90,000	76,075	129,000	130,000	109,650	179,000	180,000	152,150	229,000	230,000	194,650
90,000	90,500	76,500	130,000	131,000	110,500	180,000	181,000	153,000	230,000	231,000	195,500
90,500	91,000	76,925	131,000	132,000	111,350	181,000	182,000	153,850	231,000	232,000	196,350
91,000	91,500	77,350	132,000	133,000	112,200	182,000	183,000	154,700	232,000	233,000	197,200
91,500	92,000	77,775	133,000	134,000	113,050	183,000	184,000	155,550	233,000	234,000	198,050
92,000	92,500	78,200	134,000	135,000	113,900	184,000	185,000	156,400	234,000	235,000	198,900
92,500	93,000	78,625	135,000	136,000	114,750	185,000	186,000	157,250	235,000	236,000	199,750
93,000	93,500	79,050	136,000	137,000	115,600	186,000	187,000	158,100	236,000	237,000	200,600
93,500	94,000	79,475	137,000	138,000	116,450	187,000	188,000	158,950	237,000	238,000	201,450
94,000	94,500	79,900	138,000	139,000	117,300	188,000	189,000	159,800	238,000	239,000	202,300
94,500	95,000	80,325	139,000	140,000	118,150	189,000	190,000	160,650	239,000	240,000	203,150
95,000	95,500	80,750	140,000	141,000	119,000	190,000	191,000	161,500	240,000	241,000	204,000

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
241,000	242,000	204,850	256,000	257,000	217,600	271,000	272,000	230,350	286,000	287,000	243,100
242,000	243,000	205,700	257,000	258,000	218,450	272,000	273,000	231,200	287,000	288,000	243,950
243,000	244,000	206,550	258,000	259,000	219,300	273,000	274,000	232,050	288,000	289,000	244,800
244,000	245,000	207,400	259,000	260,000	220,150	274,000	275,000	232,900	289,000	290,000	245,650
245,000	246,000	208,250	260,000	261,000	221,000	275,000	276,000	233,750	290,000	291,000	246,500
246,000	247,000	209,100	261,000	262,000	221,850	276,000	277,000	234,600	291,000	292,000	247,350
247,000	248,000	209,950	262,000	263,000	222,700	277,000	278,000	235,450	292,000	293,000	248,200
248,000	249,000	210,800	263,000	264,000	223,550	278,000	279,000	236,300	293,000	294,000	249,050
249,000	250,000	211,650	264,000	265,000	224,400	279,000	280,000	237,150	294,000	295,000	249,900
250,000	251,000	212,500	265,000	266,000	225,250	280,000	281,000	238,000	295,000	296,000	250,750
251,000	252,000	213,350	266,000	267,000	226,100	281,000	282,000	238,850	296,000	297,000	251,600
252,000	253,000	214,200	267,000	268,000	226,950	282,000	283,000	239,700	297,000	298,000	252,450
253,000	254,000	215,050	268,000	269,000	227,800	283,000	284,000	240,550	298,000	299,000	253,300
254,000	255,000	215,900	269,000	270,000	228,650	284,000	285,000	241,400	299,000	300,000	254,150
255,000	256,000	216,750	270,000	271,000	229,500	285,000	286,000	242,250	300,000円以上		給与の金額から46,000円を控除した金額

（備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方） 給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3 この附則において特別の定のあるものを除く外、新法の規定（新法第三条の二の規定を除く。）は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 新法第一条第四項、第五条第一項第一号、同条第二項、第六条第七号及び第八号、第九条第二項第二号及び第四号、第十八条第一項、第三十七条並びに同法第六十一条の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、昭和二十八年八月一日以後に、株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同日前にこれらの事由があつた場合においてこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

5 新法第六条第六号及び第九条第二項第三号の規定は、昭和二十八年八月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、昭和二十八年八月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法人の解散の時における資本又は出資の金額の合計額、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価積立金額（同法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年八月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

6 新法第六条第五号及び第十号並びに第九条第一項第一号及び第五号の規定は、昭和二十八年一月一日以後において生じた所得又は損失で有価証券（新法第六条第五号に規定する有価証券をいう。）の譲渡又は証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因るもの（前二項の規定により従前の例によることとされる旧法第十条の二の規定によつて譲渡所得とみなされたものを含む。）について、適用する。

7　新法第九条の二第三項の規定の適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する変動所得とみなす。

8　新法第十一条の五の規定は、昭和二十六年十二月三十一日以前に支払うべきであつた社会保険料については、適用しない。

9　昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条第一項に規定する変動所得について同項の規定の適用があつた場合においてその変動所得のうちに同条第二項に規定する乙種変動所得があつたとき（昭和二十五年分及び昭和二十六年分の旧法第十四条第二項に規定する乙種変動所得について同条第一項の規定の適用があつた場合においては、当該乙種変動所得につき昭和二十七年分の所得税について旧法第十四条の二第一項の規定の適用があつたときに限る。）においては、新法第十四条の二の規定の適用については、当該乙種変動所得を新法第十四条の二第二項の規定の適用を受ける変動所得とみなす。

10　新法第十五条の八の規定は、昭和二十八年十月一日以後外国において課せられた所得税に相当する税額について適用する。

11　昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告については、なお従前の例による。

12　昭和二十八年分の所得税についての新法第二十二条第三項において準用する新法第二十一条の二の規定の適用については、同条に規定する前年分の総所得金額は、新法第九条の規定により計算した金額とする。但し、昭和二十七年において確定申告書を提出する義務があつたかどうかは、旧法第九条の規定により計算した同年分の総所得金額を基礎として旧法第十一条の六及び旧法第二十六条第一項前段の規定を適用して定める。

13　昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告書を提出した者（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により七月予定申告書を提出したものとみなされた者を含む。）は、新法の規定により計算した総所得金額、所得税額又は予定納税額の同年十一月一日における見積額が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額（以下「通知に係る所得税額の見積額」という。）の計算の基礎となつた総所得金額の見積額を含む。）、所得税額の見積額（通知に係る所得税額の見積額を含む。）又は予定納税額（通知に係る所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。）に比し増加し、又は減少することとなつた場合においては、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により、修正予定申告書を政府に提出し、又は政府に対し総所得金額の見積額若しくは予定納税額の更正の請求をすることができる。

14　昭和二十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額（同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項において同じ。）に対し旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額（旧法第十五条の規定の適用がある場合には、同条の規定による所得税額。以下本項において同じ。）と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額（旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十一条の三から第十五条の七まで及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。

15　新法第一条第二項第三号、同条第四項、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第三十七条、第四十一条並びに第四十二条第三項の規定は、附則第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除く外、昭和二十八年八月一日以後に支払を受けるべき所得（無記名債券の利子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配については、同日以後に支払を受けるもの）について適用する。

16　新法第三十八条及び第三十八条の二の規定は、昭和二十八年八月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

17　昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者と生計を一にする他の納税義務者がある場合には、その者及び当該他の納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族である場合を除き、政令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、これらの扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族であることとするため、新法第三十九条第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。但し、新法第八条第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならない。

18　前項本文の規定により当該申告書が提出された場合においては、当該申告書に提出した者が旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものとみなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合においては、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

19　新法第四十条の規定は、その年最後に給与の支払をなす日が、昭和二十八年八月一日以後である場合について適用し、その日が同日前である場合については、なお従前の例による。

20　新法第四十三条第三項の規定は、昭和二十八年八月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

21　新法第四十六条の三及び第六十七条第三項の規定は、昭和二十八年七月三十一日以前に死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生じた所得に係るものについては、適用しない。

22　新法第五十五条（新法第五十六条第三項、第五十七条第六項及び第五十七条の二第六項において準用する新法第五十五条第四項並びに新法第五十六条第三項において準用する新法第五十五条第七項を含む。）の規定は、昭和二十八年八月一日以後納付し、又は徴収さ

れる利子税額、過少申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

23　この法律施行の際未納に係る所得税額、過徴税額又は新法第四十七条第二項から第四項までに規定する税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十五条第七項（新法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項（新法第五十六条第三項において準用する新法第五十五条第二項及び第三項を含む。）並びに新法第五十六条第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

24　新法第五十五条第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

25　新法第五十七条の二第一項から第五項までの規定は、昭和二十八年八月一日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

26　新法第六十一条の四の規定は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託につき昭和二十八年八月一日以後証券投資信託の収益の分配をなす場合について適用し、これらの事由に因り同年一月一日以後同年七月三十一日までの間に証券投資信託の収益の分配をした場合においては、当該収益の分配を受けた者から請求があつた場合に限り、同条に規定する法人は、同条の規定に準じ通知しなければならない。

27　新法第六十二条の規定は、昭和二十八年八月一日以後提出又は交付される源泉徴収票について適用する。

28　この法律施行前昭和二十八年分の所得税につき旧法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六条第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和二十八年九月三十日までに、政府に対し、更正の請求をすることができる。

29　新法第二十七条第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなす。

30　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第五十七条の二第一項から第三項まで又は第六十二条の四第一項」を「又は第五十七条の二第一項から第三項まで」に、「、重加算税額又は加算税額」を「又は重加算税額」に改め、同条第二項中「同法第十四条第二号」を「同項第一号」に改める。

第三条第二項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項若しくは第四項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十六条の三の改正規定中「五以上の営業所」を「十五以上の営業所」に、「事業を営んでいた事実」を「同一事業を営んでいた事実」に、「取引のすべてが」を「取引が」に改める。

附則第三項中「（新法第三条の二の規定を除く。）」を削る。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

［原文は附録に掲載］

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第三条第一項中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を「又は第四十一条」に改める。

第四条に次の一項を加える。

第一項に規定する者が同項に規定する給与所得の支払を受ける場合においては、所得税法第二十一条第二項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項中「及び第五条の九」を「、第五条の九、第七条及び第八条」に改める。

第五条の六第一項中「及び第五条の十」を「、第五条の十、第七条の二、第七条の五及び第八条の二」に改める。

第五条の九第一項中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「（国債証券を除く。）」を削る。

第五条の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「国債証券を除く。」を削る。

第五条の十一中「第二号」を「第三号」に改める。

第五条の十二中「第二号」を「第三号」に、「年五千万円」を「百万円」と、「当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額の百分の二十五に相当する金額」とのいずれか多い金額に「当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条　青色申告書を提出する個人で貿易業その他命令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十二年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で命令で定めるもの（以下本条及び第七条の二において海外支店用設備という。）を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項に規定する個人が、前項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下本条及び第七条の二において同じ。）及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年間、所

得税法第五十六第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を、当該個人の事業所得の計算上必要な経費に算入する。

第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、前二項の場合について、それぞれこれを準用する。

第七条の二　青色申告書を提出する法人で前条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法人税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に海外支店用設備を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五条の六第二項の規定は、第二項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第五条の六第三項の規定は、第一項から第三項までの場合について、これを準用する。

第七条の三　個人が、各年において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険（漁船損害補償法第三条に規定する満期保険をいう。以下第七条の四において同じ。）の保険料を支払つた場合においては、その年の所得の計算上当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払つた当該保険料のうち積立保険料（漁船損害補償法第百十三条の十一に規定する積立保険料をいう。以下第七条の四において同じ。）に相当する額（その額が所得税法第十条第二項の規定により総収入金額から控除することができる当該漁船の減価償却費の額に満たないときは、当該減価償却費の額）とする。

第五条の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の四　法人が、各事業年度において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険の保険料を支払つた場合において、その支払金額のうち積立保険料に相当する金額が当該事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五条の六第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の五　青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で命令で定めるもの（以下本条において協同事業用機械等という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第八条　青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年から昭和三十二年までの各年において、当該年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額とし、以下第二項において輸出契約高の合計額という。）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該年分の事業所得の金額とを命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までに本項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）が、当該年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは死亡した場合においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日を含む年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第五条の九第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第八条の二　青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、前条第一項に規定する命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により益金に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までに本項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額）の千分の十に相当する金額（当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額と法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における同法第十六条に規定する積立金額の合計金額をこえる場合には、当該合計金額に相当する金額）をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは解散した場合（合併に因り解散した場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日以後二年内の日を含む各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十五年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第五条の十三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第五条の十二第二項の規定は、第二項の月数の計算について、これを準用する。

第八条の三　個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十二年十二月三十一日までの間に開墾、埋立又は干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに耕作の用に供した場合においては、命令の定めるところにより、その耕作の用に供した年及びその翌年から五年間、当該土地における米、麦その他命令で定める農産物の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第九条第三項中「農林漁業資金融通法第二条第二号の二」を「農林漁業金融公庫法第十八条第三号」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

塩又はかん水（塩専売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。）の採取（以下採塩という。）を目的とする土地（以下塩田という。）について、所有権の交換をした場合においては、交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

前項の規定は、他人の所有する塩田の上に存する慣習上認められるかん水採取の権益で命令で定めるものと当該塩田以外の塩田の所有権との交換をした場合について、これを準用する。

国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第九条の三の次に次の二条を加える。

第九条の四　外国航路に就航する目的をもつて昭和二十八年八月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した船舶で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第三条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

外国航路に就航する目的をもつて昭和二十七年十一月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造する船舶で命令で定めるものの建造のための資金の貸付がなされる場合に、その貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、命令の定めるところにより、登録税法第三条の規定にかかわらず、債権金額の千分の三とする。

第九条の五　船舶公団の共有持分等に関する法律第一条第一項の規定により国に引き継がれた旧船舶公団法に基く船舶公団の他の船舶所

有者との船舶の共有契約に基く持分を当該船舶所有者から譲り受けた場合の所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、登録税法第三条の規定にかかわらず、当該持分の価格の千分の四とする。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条　個人が、昭和二十一年三月三日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、当該伐採又は譲渡に因る所得税法第九条第一項第七号に規定する山林所得の計算上総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、納税義務者の選択により、命令の定めるところにより、同法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡に因る収入金額（当該伐採又は譲渡に関し伐採費、運搬費その他の命令で定める経費を要したときは、当該収入金額から当該経費の金額を控除した金額）に命令で定める割合を乗じて算出した金額（当該伐採又は譲渡に関し当該命令で定める経費を要したときは、当該経費の金額を加算した金額）とすることができる。

前項の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した山林は、相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた場合における当該山林については、これを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡に因り通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて、これを定めるものとする。

第十三条　減価償却資産について資産再評価法第二条第十三項に規定する旧再評価を行つた個人の当該資産についての旧再評価差額の総額のうちに耐用年数（昭和二十八年一月一日において所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう。）が三十年をこえる減価償却資産についての旧再評価差額の合計額の占める割合が二分の一をこえる場合において、当該個人が昭和二十八年十二月三十一日までに命令の定めるところにより届出をなしたときは、当該個人が資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号。以下本条及び第十三条の二において「改正法」という。）附則第三項の規定により昭和二十八年八月一日以後納付すべき減価償却資産に係る旧再評価税額については、昭和二十九年から昭和三十三年までの各年の七月十六日から三月十五日までを同法による改正前の資産再評価法第五十三条第一項の納期とみなし、当該旧再評価税額を命令の定めるところにより当該各年に均分して計算して取得した山林は、相続人からの遺贈に因り取得した山林とみなす。但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた場合における当該山林については、これを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡に因り通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて、これを定めるものとする。

第十三条　減価償却資産について資産再評価法第二条第十三項に規定する旧再評価を行つた個人の当該資産についての旧再評価差額の総額のうちに耐用年数（昭和二十八年一月一日において所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう。）が三十年をこえる減価償却資産についての旧再評価差額の合計額の占める割合が二分の一をこえる場合において、当該個人が昭和二十八年十二月三十一日までに命令の定めるところにより届出をなしたときは、当該個人が資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号。以下本条及び第十三条の二において「改正法」という。）附則第三項の規定により昭和二十八年八月一日以後納付すべき減価償却資産に係る旧再評価税額については、昭和二十九年から昭和三十三年までの各年の七月十六日から三月十五日までを同法による改正前の資産再評価法第五十三条第一項の納期とみなし、当該旧再評価税額を命令の定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして改正法附則第三項の規定を適用する。

資産再評価法第十三条第二項の規定は、前項の事業年度について、これを準用する。

第十四条第一項中「基準日」を「資産再評価法第三条に規定する基準日（以下基準日という。）」に、「第十条の六」を「第十条の六」に、「第十五条の五」に改め、同条第二項中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　個人が、塩田、塩田の上に存する採塩に関する権利及び塩田の附属設備で命令で定めるもの（以下本条において附属設備という。）を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間に塩田、塩田の上に存する採塩に関する権利又は塩田の附属設備を取得し、その取得した財産（以下採塩用取得財産という。）が、命令で定める期間内に、その者の採塩の用に供する土地、当該土地の上に存する採塩に関する権利又は当該土地の附属設備となつた場合（当該財産が、当該期間内に、更に採塩の用以外の用に供されることとなつた場合を除く。）においては、所得税法第九条第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産（以下採塩用譲渡財産という。）の譲渡に因る収入金額が当該採塩用取得財産の取得価額をこえるときは、当該採塩用譲渡財産についてはそのこえる金額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該採塩譲渡財産の譲渡に因る収入金額が当該採塩用取得財産の取得価額以下であるときは、当該採塩用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第十九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた採塩用譲渡財産に係る採塩用取得財産につき、その取得の時後譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において当該譲渡、遺贈又は贈与に因る所得税法第九条第一項第八号に規定する譲渡所得の計算をする場合について、第十八条第三項から第五項までの規定は、前項に規定する採塩用譲渡財産の譲渡があつた場合について、それぞれこれを準用する。この場合において、第十八条第二項から第四項まで中「居住用譲渡財産」とあるのは「採塩用譲渡財産」と、「居住用取得財産」とあるのは「採塩用取得財産」と読み替えるものとする。

第二十条第一項中「及び前条第一項」を、「第十九条第一項及び前条第一項」に、「又は耕作用譲渡財産」を「、耕作用譲渡財産又は採塩譲渡財産」に、「又は耕作用取得財産」を「、耕作用取得財産又は採塩用取得財産」に改め、同条第二項中「又は耕作用譲渡財産」を「、耕作用譲渡財産又は採塩用譲渡財産」に、「又は耕作用取得財産」を「、耕作用取得財産又は採塩用取得財産」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　個人の有する立木及び立木の存する土地について国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による交換があつた場合においては、所得税法第九条第一項又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該立木又は土地の譲渡がなかつたものとみなす。但し、当該交換に因り立木及び立木の存する土地とともに金銭を取得したときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の立木又は土地のうち当該金銭の額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該金銭の額を当該部分の譲渡の対価とみなして、これらの規定を適用する。

前項の規定によりその譲渡がなかつたものとみなされた立木又は土地に換えて取得した立木又は土地につき同項に規定する交換の時後伐採、譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において、当該伐採、譲渡、遺贈又は贈与に因り所得税法第九条第一項第七号若しくは第八号の規定により山林所得若しくは譲渡所得を計算するとき、又は資産再評価法第九条の規定により再評価を行うときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の立木及び土地並びにその取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該交換に因り取得した立木及び土地並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。

第二十一条第一項中「三年」を「五年」に、「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

第五条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、この

れを準用する。この場合において、同条第五項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　個人が、都道府県知事の定める裝持網漁業及びまき網漁業減船整理計画に基き整理すべきものとして指定された船舶で基準日からその指定の時まで引き続き有していたものを命令の定めるところにより沈め、当該減船整理計画に基き補助金の交付を受けた場合においては、当該船舶を資産再評価法第八条第二項に規定する資産と、当該船舶が沈められたことを当該船舶の譲渡と、当該補助金を当該譲渡の対価とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する船舶について資産再評価法第八条第二項本文の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額及び同項但書に規定する再評価の限度額は、同項の規定にかかわらず、同法の規定により計算したこれらの額と当該船舶の昭和二十八年三月三十一日における価額として命令の定めるところにより計算した額とのいずれか多い額とする。

前項に規定する場合において、船舶の譲渡につき都道府県知事の定める裝持網漁業及びまき網漁業減船整理計画に基く補助金の交付を受けたときは、所得税法又は資産再評価法の適用については、当該補助金の額を当該船舶の譲渡に因る収入金額の一部とみなす。

第二項及び第三項の規定はこれらの規定の適用を受ける船舶に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書にこれらの規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第二十六条第一項中「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二条の二第一項の規定は、昭和二十八年八月一日以後支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日以後に支払を受けるもの）について適用し、同日前に支払を受けるべき利子又は利益については、なお従前の例による。

3　租税特別措置法（以下「法」という。）第五条の九、第七条の三及び第十九条の二の改正規定は、個人の昭和二十八年分の所得税から、法第五条の十及び第七条の四の改正規定は、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から適用する。

4　法第五条の十二の改正規定は、昭和二十八年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に対する法人税から適用する。

5　新法第十三条の規定は、昭和二十八年一月一日以後山林の伐採又は譲渡があつた場合について、法第二十条の改正規定は、同日以後新法第十九条の二第一項に規定する財産の交換があつた場合について、新法第二十条の二の規定は、同日以後立木及び立木の存する土地の交換があつた場合について、新法第二十三条の二の規定は、同日以後漁船の譲渡又は沈船があつた場合について、それぞれ適用する。

6　新法第二十条の二の規定に該当する資産又は新法第二十三条の二の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を有していた個人が昭和二十八年中に死亡した場合において、その者の相続人が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四十七条第三項において準用する同法第四十六条第五項の規定により提出すべき申告書で、その提出期限が死亡した者の昭和二十八年分の所得税に係る所得税法第二十九条第一項に規定する申告書の提出期限前であるものの提出期限は、当該所得税に係る申告書の提出期限とする。

7　改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する配当所得で昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までに支払を受けるべきであつたもの、旧法第七条に規定する事由に該当する相続財産に係る相続税又は漁業法施行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第一条の規定により消滅した漁業権、入漁権若しくは漁業権を目的とする賃借権若しくは使用賃借による借主の権利については、それぞれ旧法第三条、第七条又は第十二条若しくは第十三条の規定の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「及び揮発油税」を「、揮発油税及び通行税」に改める。

第二条の二の改正に関する部分を次のように改める。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二　所得税法第一条第一項に規定する者が、昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同法第九条第一項第一号に規定する利子所得（以下利子所得という。）（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、当該期間中に支払を受けたもの。以下本条において同じ。）については、同法第九条第一項第一号及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、支払を受けた金額。以下本条において同じ。）に対し、百分の十（昭和二十八年一月一日から同年七月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得については、百分の三（第一号に掲げる取引については、支払を受けるべき金額の百分の二十）の税率を適用して、所得税を課する。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第十七条又は第十八条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第三十七条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の七の税率とする。

第一項及び第二項に規定する利子所得の支払を受ける者及び支払をなす者については、所得税法第五十九条及び第六十一条第一項中利子所得に係る部分の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項の改正規定中「第七条」の下に、「第七条の六」を加える。

第五条の六第一項の改正規定中「第七条の五」の下に、「第七条の七」を加える。

第七条の五の改正規定の次に次の二条を加える。

第七条の六　青色申告書を提出する個人については、昭和三十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中（昭和二十八年については、八月一日から十二月三十一日までの間とし、昭和三十一年については、一月一日から七月三十一日までの間とする。）の左の各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）

に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

一　輸出業者（他から購入した物品の輸出を主たる業とする者をいう。以下同じ。）のなす輸出

二　自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出（前号に掲げる輸出を除く。）

三　前号に規定する物品の輸出のためにする輸出業者への販売（輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下本条及び第七条の七において同じ。）

四　輸出業者の委託を受けて行う輸出のための物品の加工

五　対外支払手段を対価として行う運送、修理又は加工

前項の規定により必要な経費とみなす金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号又は第五号に掲げる取引に因る収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと又は当該取引に係る役務が対外支払手段を対価としてなされたものであることについて、命令の定めるところにより証明されたものに因る収入金額に限るものとする。

個人が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと又は当該取引に係る役務が対外支払手段を対価としてなされたものであることについて、命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、その証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額があるときは、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第二十九条の規定による申告書又は前項の規定による届出書に第一項の規定により必要な経費とみなされる金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書又は届出書に当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第七条の七　青色申告書を提出する法人については、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中（昭和二十八年八月一日を含む事業年度については、同年八月一日から当該事業年度終了の日までの間とし、昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度については、当該事業年度開始の日から同年七月三十一日までの間とする。）の前条第一項各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（同項第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額（当該事業年度において第八条の二第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該事業年度の所得金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前条第二項の規定は、前項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる収入金額について、これを準用する。

法人が第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

青色申告書を提出する個人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に第一項第二号に規定する物品の輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を同項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る所得税法第二十六条又は第二十六条の二に規定する申告書の提出後になされたときは、同法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のなされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの各号に掲げる取引により計算した金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

青色申告書を提出する個人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に第一項第二号に規定する物品の輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を同項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る所得税法第二十六条又は第二十六条の二に規定する申告書の提出後になされたときは、同法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のなされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの各号に掲げる取引により計算した金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある個人が、年の中途で死亡し、又は所得税法第六十六条に規定する納税管理人の申告をしないで同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、これらの各号に掲げる物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日から同法第二十九条第一項又は第二項に規定する申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第七条の七　青色申告書を提出する法人については、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中（昭和二十八年八月一日を含む事業年度については、同年八月一日から当該事業年度終了の日までの間とし、昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度については、当該事業年度開始の日から同年七月三十一日までの間とする。）の前条第一項各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（同項第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額（当該事業年度において第八条の二第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該事業年度の所得金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前条第二項の規定は、前項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる収入金額について、これを準用する。

法人が第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある法人が前項に規定する期間内に解散又は合併に因り消滅した場合において、解散した場合にあつては残余財産の確定の日まで、合併に因り消滅した場合にあつてはこれらの各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する合併法人の事業年度終了の日までに当該取引に係る物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、清算所得の計算上残余財産の価額に算入し、又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

青色申告書を提出する法人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間において前条第一項第二号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する事業年度分に係る法人税法第十六条から第二十一条まで及び第二十六条の規定による申告書又は第二十六条の二に規定する申告書に記載された課税標準又は法人税額について、これらの和の更正の請求をなすことができる。

前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用について、ただし同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

人についてその事業年度の積立金に対する法人税を課する場合において、同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の積立金額に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定により申告書又は第五項後段の規定による請求書に第一項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書又は請求書に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第八条の三中「または耕作」の下に「又は採塩（塩事売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかい水の採取をいう。以下同じ。）」を、「その耕作」の下に「又は採塩」を、「栽培」の下に「又は採塩」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の四　個人が、土地改良法に基く土地改良事業を行つた土地につき、昭和三十三年十二月三十一日までに承租の後作（以下植付という。）をした場合（当該土地改良事業の実施前に植付がなされたことのある土地で命令の定めるものに植付をした場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、植付を

した年の翌年から三年間、当該土地における麦又は菜種の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第八条の五　非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

2　出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が各事業年度の所得のうち積み立てた法律の規定による準備金及びその他の積立金の金額がある場合において、当該法人の各事業年度開始の日におけるこれらの積立金の金額の合計額が同日における出資総額の四分の一に達しないときは、当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額に対しては、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

第九条の改正に関する部分中「塩又はかん水（塩専売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。）の採取（以下「採塩」という。）」を「採塩」に改める。

「第九条の三の次に次の二条を加える。」を「第九条の三の次に次の三条を加える。」に改め、第九条の五の改正規定の次に次の一条を加える。

第九条の六　宗教法人法附則第十八項の規定により同法の規定による宗教法人の権利を承継した場合における宗教法人の権利を承継した場合における宗教法人令の規定による宗教法人の権利を承継した場合における宗教法人令の規定に関する権利の取得の登記（登録税法第十九条第二号ノ六に規定する登記を除く。）については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第二十条の改正に関する部分中「次の一条を加える。」を「次の三条を加える。」に改め、第二十条の二の改正規定の次に次の二条を加える。

第二十条の三　個人が、その有する機械又は器具を国有財産特別措置法第九条第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合においては、所得税法第九条第一項の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

前項に規定する交換に因り取得した機械若しくは器具について所得税法第十条第二項の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額を計算するとき又は当該機械若しくは器具につき譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において同法第九条第一項第八号の規定により譲渡所得を計算するときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の機械又は器具並びにその取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該交換に因り取得した機械又は器具並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。この場合において、当該交換に際して当該交換に因り譲渡した機械又は器具の外金銭その他の財産を提供したときは、当該交換に因り取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時において、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がなされたものとみなす。

法人が、その有する機械又は器具を国有財産特別措置法第九条第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合においては、当該交換に因り取得した資産につき、当該交換に際して当該譲渡した資産の交換の直前における帳簿価額（当該交換に際して当該譲渡した資産の外金銭その他の財産を提供したときは、当該財産の価額を加算した金額）を下らない価額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該交換に因り取得した資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第七条の七第八項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十条の四　個人又は法人が昭和二十八年一月一日後前条第一項又は第三項に規定する交換に因り取得した機械又は器具は、資産再評価法の適用については、当該個人又は法人が基準日において有していたものとみなす。

前条第一項又は第三項に規定する交換に因り取得した機械又は器具の資産再評価法による再評価の限度額は、同法第三章の規定にかかわらず、当該交換に因り譲渡した資産を再評価日において有していたものとして当該資産について同章の規定を適用して計算した場合における当該譲渡した資産の再評価の限度額の金額（当該交換に際して当該譲渡した資産の外金銭その他の財産を提供したときは、当該財産の価額を加算した金額）に相当する金額とする。

第二十六条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十七条　航空機の賃貸に対する通行税法第二条の規定の適用については、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年七月三十一日までの間は、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

附則第二項を次のように改める。

2　昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九条の二」を「、第八条の四及び第十九条の二並びに第二十条の三第一項及び第二項」に、「及び第七条の四」を「、第七条の四及び第八条の五並びに第二十条の三第三項及び第四項」に改める。

附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）」に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）」を「旧法」に改める。

附則に次の三項を加える。

8　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。

9　割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び無尽」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基く掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する契約に基く掛金（以下「掛金」と総称する。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（割増金品の限度）

第二条の二　割増金附貯蓄に附けられる割増金品の金額の総額は、当該割増金附貯蓄の利子又は配当（割増金附貯蓄である定期積金又は掛金については、利子又は配当に相当するものとする。）の総額の七分の三に相当する金額をこえてはならない。

2　割増金附貯蓄において割増金品を附ける当せんの数は、抽せんの数の三分の一をこえてはならない。

第三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　預金又は貯金については、その利率及び利子の支払方法、指定金銭信託については、予定配当率及び配当の支払方法

10　前項の規定は、昭和二十八年九月一日以後取扱を開始する割増金附貯蓄について適用し、同日前に取扱を開始した割増金附貯蓄については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削り、同条第三項を次のように改める。

2　この法律は、別に法律をもつて恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百六十九号）の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

第二条中「その者死亡した場合に退職の場合には、その遺族」に改め、同条に次の一項を加える。

2　職員（第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第三条から第七条までを次のように改める。

（普通退職の場合の退職手当）

第三条　次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の時におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額。以下同じ。）に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

三　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の七十

四　三十一年以上の期間については、一年につき百分の六十五

2　前項に規定する者に対する退職手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　勤続期間一年以上五年以下の者　百分の五十

二　勤続期間六年以上十年以下の者　百分の七十五

（傷い、疾病に因る退職等の場合の退職手当）

第四条　政令で定める程度の傷い、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことに因り退職した者又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、その者の俸給月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二　十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三　三十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五

2　前項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者の基本給月額をもつて退職手当の額とする。

3　前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

（整理退職の場合の退職手当）

第五条　定員の減少又は組織の改廃その他これらに準ずる事由により過員又は廃職を生ずることに因り退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2　前項に規定する者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

一　勤続期間一年未満の者　百分の二百七十

二　勤続期間一年以上二年未満の者　百分の三百六十

三　勤続期間二年以上三年未満の者　百分の四百五十

四　勤続期間三年以上の者　百分の五百四十

第六条　前条の規定は、過去の退職につき既に同条の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。

（勤続期間の計算）

第七条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2　前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3　職員が退職した場合（次条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4　前三項の規定による在職期間のうちに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条の規定による休職、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5　第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて国家公務員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

6　前五項の規定により計算した在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満（第四条又は第五条の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

第八条　第一項第一号中（昭和二十二年法律第百二十号）を削り、同条第二項を次のように改める。

2　常勤を要しない職員のうち勤務形態が常勤を要する職員に準ずるものに対しては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第三条又は第四条の規定による退職手当を支給することができる。

前項に規定する職員の範囲は、政令で定める。

第九条中「給与（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相当する給与を含む。以下同じ。）」を「給与又はこれに相当する給与」に改める。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

（起訴中に退職した場合の退職手当の取扱）

第十二条　職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁こ以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項但書の規定による退職手当は、支給しない。

（地方公務員となつた者の取扱）

第十三条　職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続いて地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

第十四条中「大蔵省令」を「政令」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（以下「改正後の法」という。）第五条の規定及びこの法律附則第六項（附則第七項中附則第六項に係る部分を含む。）の規定は、昭和二十八年四月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

3　この法律施行前の退職に因る退職手当については、前項に規定する場合を除く外、なお従前の例による。

4　この法律施行の日の前日に現に在職する職員のこの法律施行前における勤続期間については、なお従前の例による。

5　この法律施行の日の前日に現に在職する職員が、この法律施行後改正後の法第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（以下「改正前の法」という。）第三条の規定を適用して計算した退職手当の額が、改正後の法第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6　昭和二十八年三月三十一日において現に在職する職員が、同年四月一日以後改正後の法第五条第一項に規定する事由に因り退職した場合において、その者につき昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百八十五号）の規定を適用して計算した退職手当の額が、改正後の法第五条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

7　前二項の場合における職員の勤続期間は、この法律施行前における勤続期間については、附則第四項の規定により、この法律施行後における勤続期間については、改正後の法第七条の規定による。

8　もとの陸海軍の軍人軍属としての勤続期間については、なお従前の例による。

9　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（以下「法」という。）の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴイエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己）の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又はこの法律施行後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、政令で定めるところにより、改正後の法第四条の規定による退職手当（その退職の日がこの法律施行前の日であるときは、附則第三項の規定により従前の例によることとされる改正前の法第四条の規定による退職手当）を支給する。

10　この法律施行後の死亡に因り退職した職員に対する退職手当の額は、当分の間、改正後の法第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。

11　この法律施行後に死亡した職員については、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の規定により従前の例によることとされる旧官吏停給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）に規定する死亡賜金は、支給しない。

12　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）附則第十項の適用を受ける者に対する遺族一時金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に、組合員であつた期間に応じ別表第五に定める日数から百二十日を減じて得た日数を乗じて得た金額とする。

13　この法律施行前の死亡に因る国家公務員共済組合法の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

14　保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「百日分」を「百二十日分」に改め、同項の表中「昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年七月三十一日までの間において二等保安士として採用された者」を「保安長等として採用された者」に改め、「昭和二十七年十二月において」を削り、同条第二項中「四日」を「五日」に、「六十日分」を「七十二日分」に、「三十日分」を「三十六日分」に改め、同条第三項中「昭和二十七年八月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間において」を削り、同条第五項中「四日」を「五日」に改め、同条第六項中「五十日分」を「六十日分」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　保安官及び警備官に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、且つ、政令で定める事由に該当したこと」と読み替えるものとする。

11　保安官及び警備官並びに保安大学校の学生に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、保安大学校の学生としての勤続期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。但し、その者が保安大学校の学生としての正規の課程を終了し、引き続いて保安官又は警備官に任用された場合に限り、保安大学校の学生としての勤続期間の二分の一に相当する期間を除算しない。

附則第八項を次のように改める。

8　保安官及び警備官が死亡した場合における第二十八条第一項から第三項まで又は同条第五項から第七項までに規定する退職手当の額は、当分の間、これらの項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給日額の百二十日分に相当する額を加算した額とする。

15　この法律施行前における保安官及び警備官の退職又は死亡に因る退職手当については、なお従前の例による。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項の改正規定のうち同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「二十一年以上三十五年以下」に、同項第四号中「三十一年以上」を「三十六年以上」に改める。

第四条第一項の改正規定のうち同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「二十一年以上三十五年以下」に、同項第四号中「三十一年以上」を「三十六年以上」に改める。

第五条第一項の改正規定中「政令で定めるもの」の下に「並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したもの」を加える。

第七条第五項の改正規定中「国家公務員」を「職員」に改める。

附則第一項に次の但書を加える。

但し、附則第八項（附則第七項中附則第八項に関する部分を含む。）の規定は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則第二項中「附則第六項に係る部分」の下に「（附則第八項に関する部分を除く。）」を加える。

附則第四項中「なお従前の例による。」を「政令で定めるものを除く外、なお従前の例による。」に改める。

附則第七項中「附則第四項の規定により」を「昭和二十八年七月三十一日までに退職した場合にあつては附則第四項の規定又は従前の例、同年八月一日以後退職した場合にあつては附則第四項又は同項及び附則第八項の規定により」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第四項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

信用保証協会法案

信用保証協会法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　設立（第六条―第十条）
第三章　管理（第十一条―第十九条）
第四章　業務（第二十条―第二十二条）
第五章　解散及び清算（第二十三条―第三十一条）
第六章　監督（第三十二条―第三十六条）
第七章　雑則（第三十七条―第三十九条）
第八章　罰則（第四十条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条　信用保証協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（名称）

第三条　協会は、その名称中に信用

保証協会という文字を用いなければならない。

2　協会でない者は、その名称中に信用保証協会であることを示すような文字を用いてはならない。

（登記）

第四条　協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二章　設立

（設立）

第六条　協会は、主務大臣の認可を受けなければ、設立することができない。

2　主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その業務が健全に行われ、中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは業務方法書の内容が法令に違反するとき。

二　定款又は業務方法書のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けていると認めるとき。

三　資産の総額が政令で定める金額以下であるとき。

（定款）

第七条　協会を設立しようとする者は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出えんし、且つ、定款をもつて左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　業務

四　事務所の所在地

五　資産及び会計に関する規定

六　役員の選任方法その他役員に関する規定

七　定款の変更に関する規定

八　解散に関する規定

九　公告の方法

十　設立当初の役員

（業務方法書）

第八条　協会を設立しようとする者は、業務方法書を作成し、設立の認可を申請する際に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（成立）

第九条　協会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（民法の準用）

第十条　民法第四十一条（賦与及び遺贈の規定の準用）及び第四十二条（寄附財産の帰属時期）の規定は、協会について準用する。この場合において、民法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「信用保証協会成立ノ時」と読み替えるものとする。

第三章　管理

（役員）

第十一条　協会に、役員として理事及び監事を置く。

（監事の兼職禁止）

第十二条　監事は、理事又は協会の職員と兼ねてはならない。

（理事の協会との取引及び訴訟）

第十三条　理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法第百八条（自己契約の禁止）の規定は適用しない。

2　協会と理事との間の訴訟については、監事が協会を代表する。

（一切の権限を有する代理人の選任）

第十四条　理事は、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人（以下「代理人」という。）を選任することができる。

（定款の備付及び閲覧）

第十五条　理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。

2　協会の債権者は、理事に対し、前項の定款の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第十六条　理事は、協会の成立後すみやかに、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

（業務報告書等の備付及び閲覧）

第十七条　理事は、毎事業年度終了後二月以内に、左の書類を作成し、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

一　業務報告書

二　財産目録

三　貸借対照表

四　収支計算書

2　協会の債権者は、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員の協会及び第三者に対する責任）

第十八条　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

2　役員がその職務を行うに当つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

（民法の準用）

第十九条　民法第五十一条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権及び仮理事）及び第五十九条第一号から第三号まで（監事の職務）の規定は、協会の役員について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四章　業務

（業務）

第二十条　協会は、左に掲げる業務及びこれに附随する業務を行うことができる。

一　中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

二　中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

三　銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行つた場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

2　前項において「中小企業者等」とは、協会の主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域をこえない区域（以下本項において「協会の区域」という。）内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者、協会の区域内に住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内において勤労に従事する者で、定款で定めるものをいい、「給付」とは、相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付又は同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付をいう。

（事業年度）

第二十一条　協会の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（余裕金の運用）

第二十二条　協会は、銀行その他の金融機関への預金若しくは金銭信託又は国債、地方債若しくは主務大臣の定める有価証券の取得以外の方法により、その余裕金を運用してはならない。

第五章　解散及び清算

（解散事由）

第二十三条　協会は、左の事由に因つて解散する。

一　理事の決定

二　合併

三　破産

四　定款で定める解散事由の発生

五　設立認可の取消

2　前項第一号の決定は、理事の三分の二以上の者の同意によつて行わなければならない。

3　第一項第一号の決定は、主務大臣の認可を受けなければ、効力を生じない。

4　清算人は、第一項第四号に掲げる事由に因つて解散した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（合併）

第二十四条　協会は、定款にその規定があるときは、理事の決定によつて合併することができる。

2　前条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

3　第一項の決定は、主務大臣の認可がなければ、効力を生じない。

4　第六条第二項の規定は、前項の場合の主務大臣の認可について準用する。

（合併の手続）

第二十五条　協会は、合併の決定をしたときは、その決定の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2　協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4　債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、協会は、

当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第二十六条　合併によつて協会を設立する場合においては、定款及び業務方法書の作成その他設立に必要な行為は、各協会において選任した設立役員が共同して行わなければならない。

（合併の時期及び効果）

第二十七条　協会の合併は、合併後存続する協会又は合併によつて設立された協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する協会又は合併によつて設立された協会は、合併によつて消滅した協会の権利義務（当該協会がその行う業務に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第二十八条　協会が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。

（清算事務）

第二十九条　清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、並びに財産処分の方法を定めなければならない。

第三十条　清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、協会の資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出えん者に分配することができる額は、その出えんの額を限度とする。

3　前二項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その処分につき定款に特別の定のない限り、その財産は、国庫に帰属する。

第三十一条　清算事務が結了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条　民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六条前段（清算に関する事件の管轄）、第百三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）並びに第百三十八条（清算人不適格者）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「但用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

第六章　監督

（主務大臣の認可）

第三十三条　協会は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（事業報告書）

第三十四条　協会は、毎事業年度終了後二月以内に、事業報告書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の事業報告書は、主務省令で定める様式により作成しなければならない。

（報告及び検査）

第三十五条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督命令等）

第三十六条　主務大臣は、前条の規定により報告をさせ、又は検査を行つた場合において協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く主務大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、その協会に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　主務大臣は、協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その協会の役員を解任し、又はその協会の業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

3　主務大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ期日及び場所を指定して、当該協会又はその役員について聴聞を行わなければならない。

第七章　雑則

（実施規定）

第三十七条　この法律に特別の定があるものを除く外、この法律による認可に関する申請、届出及び事業報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、主務省令で定める。

（権限の委任）

第三十八条　主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方公共団体の長に行わせることができる。

（主務大臣）

第三十九条　この法律における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とする。但し、第三十五条に規定する主務大臣の権限は、大蔵大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第八章　罰則

第四十条　左の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その行為をした協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

一　第三十四条に規定する事業報告書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2　協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者がその協会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その協会に対しても同項の刑を科する。

第四十一条　左の各号の一に該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三　第十二条の規定に違反したとき。

四　第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五　第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六　第二十二条の規定に違反したとき。

七　第二十五条の規定に違反して合併したとき。

八　第二十五条第二項の規定による公告をする場合において虚偽の公告をしたとき。

九　第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十　第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一　第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二　第三十二条において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三　第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十四　第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第四十二条　第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（財団法人の協会への組織変更）

2　この法律施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した財団法人で、第二十条に規定する業務を主たる業務として行うもの（以下「財団法人」という。）は、この法律施行の日から起算して二年以内に、主務大臣の認可を受け、その組織を変更して協会となることができる。この場合の主務大臣の認可については、第六条第二項の規定を準用する。

3　前項の規定により財団法人がその組織を変更して協会となるときは、その寄附行為で定めるところにより、組織変更のため必要な寄

附行為の変更をしなければならない。

4　附則第二項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

（社団法人の協会への転移）

5　この法律施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した社団法人で、第二十条に規定する業務を主たる業務として行うもの（以下「社団法人」という。）は、この法律施行の日から起算して二年以内に、総会の決議により、その総資産をもつて、この法律の規定に従い、協会を設立することができる。

6　民法第六十九条本文の規定は、前項の決議に準用する。

7　附則第五項の規定により設立された協会は、社団法人の権利義務（当該社団法人がその行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

8　附則第五項の場合において、社団法人は、協会成立のときに解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

（名称の使用に関する経過規定）

9　この法律施行の際現にその名称中に信用保証協会という文字を用いている者は、第三条第二項の規定にかかわらず、この法律施行後二年間は、なお従前の名称を用いることができる。

（他の法律の改正）

10　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を、「中小漁業融資保証法」の下に「信用保証協会法」を加える。

11　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五の次に次の一号を加える。

九ノ六　信用保証協会ノ発スル証書、帳簿

12　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

13　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

14　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百九十六条中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加え、第七百四十三条第二号中「私立学校法（第六十四条第四項の法人」を「私立学校法（第六十四条第四項の法人及び信用保証協会」に改める。

15　中小企業等協同組合法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「ソノ中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第百四十六号）」を「ソノ中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第百四十六号）、信用保証協会法（昭和二十八年法律第三百四十六号）」に改める。

16　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、政令で指定するもの」を「政令で指定するもの及び信用保証協会」に改める。

17　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「水産業協同組合」の下に「信用保証協会」を加える。

18　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四　信用保証協会に関すること。

信用保証協会法案（内閣提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

［千葉三郎君登壇］

○千葉三郎君　ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税について、法人の清算所得に対し、新たに法人税を課税するとともに、益金に算入しない配当等の計算方法を改め、また外国で納付した法人税に相当する税を控除する等の措置を講じようというのであります。

本案につきましては、審議の結果、昨二十九日質疑を打切り、ただちに討論を省略して採決に入りましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今次税制の改正の一環として、所得税について基礎控除、扶養控除、給与所得控除の限度額、生命保険料控除の限度額及び退職所得の控除限度額の引上げ、医療費控除、勤労学生控除及び雑色申告者の専従者控除の範囲の拡張並びに低額所得者に対する税率の引下げ、富裕税の廃止に伴う最高税率の引上げを行い、有価証券の譲渡による所得を非課税とし、また山林所得、譲渡所得及び一時所得について租税負担の軽減と課税の簡素化をはかるとともに、確定申告書の提出期限及び第三期の納期限を半月繰下げ、その他賞与に対する源泉徴収税額の算出率表を設ける等、源泉徴収事務の簡素化をはかることとしようというのであります。

本法律案の主要部分は、現在実施せられおりまする昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律の減税措置を平年度化したのにほかなりません。

本法律案は、去る六月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取して、爾来慎重に審議いたしました結果、昨二十九日質疑を打切りましたところ、改進党の内藤委員より修正案が提出されました。修正案の趣旨は、四十六条の三の規定、すなわち企業組合等に対する規定を緩和せようというのであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、改進党を代表して本名委員は、賛成の旨を述べて、附帯決議を提出されました。次に、日本社会党を代表して佐藤委員は反対の旨、自由党を代表して苫米地委員は賛成の旨、日本社会党を代表して春日委員は反対の旨、それぞれ討論せられました。

次いで、採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも起立多数をもつて可決せられ、よつて本案は修正議決いたしました。なお、本名委員提出の附帯決議についても起立多数をもつて議決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

資本の蓄積に資するため、預金の利子等の源泉選択課税の税率を引下げ、同族会社に対する積立金についての非課税限度を引上げるとともに、輸出貿易の振興に資する等のため、新たに輸出損失準備金制度を創設し、海外支店設置費の特別償却の制度を設け、食糧の増産に資するため、開墾した土地から生ずる米麦等の農産物の所得に対する所得税を免除し、協同組合の経営合理化に資する協同事業用機械等の特別償却の制度を設けるほか、山林所得に対する課税の簡素化をはかるため、概算経費控除の制度を設けることとする等であります。

本法律案につきましては、慎重に審議の結果、昨二十九日質疑を打切りましたが、本案に関しまして、内藤委員より三つの修正動議が提出されました。

修正案の内容を簡単に申し上げますと、第一の修正案は、三党共同提案の予算修正による措置の一部であります。すなわち、預貯金の利子課税の一〇％の源泉一本、分離課税の特例、第二は、輸出振興のための減税措置、以上の二点であります。

第二の修正案は、新たな干拓等による採塩に対し所得税の免税の特例、また農業協同組合等の所得中積み立てた部分に対する法人税の非課税の特例、第三は、土地改良事業により、水稲の裏作より生ずる所得に対する所得税の免除の特例、第四は、宗教法人の継承不動産の登録税の免除、第五は、中小企業等が国有の機械器具を交換した場合の譲渡所得税等の非課税等の特例、以上の五点であります。

最後に、第三の修正動議は、航空機の通行税を一年間一割に下げることであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、自由党の淺香委員より附帯決議が提出されました。次いで採決に入り、まず内藤委員提出の三つの修正案について採決いたしましたところ、第一及び第三の修正案は起立多数、第二の修正案は起立総員をもつてそれぞれ可決いたしました。次に修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて可決せられ、よつて本案は修正議決されました。なお、淺香委員提出の附帯決議につきましても起立総員をもつて議決いたしました。

次に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律が昭和二十八年七月三十一日限り効力を

尖うので、八月一日以降においても効力を持たせることといたし、あわせて同法による退職手当の支給額、勤続期間の計算等について、所要の改正を加えようとするものであります。

本案に関しましては、大平委員より修正案が提出されました。修正案の趣旨は、第一に、主として国鉄等公共企業体の特殊性を考慮いたしまして、長期勤続者に対する退職手当支給率の逓減は勤続三十六年以上から始めること、最高率の退職手当の支給を公共企業体の経営上の必要による強制退職の場合にも認めること、現在在職している職員の過去の勤続期間の計算につきまして、政令によつて特別の計算方法をとることができるようにいたすことも、第二に、旧陸海軍人であつて引続き現在まで在職しておる職員の退職手当につきまして、旧陸海軍人としての在職期間を通算することに改めたことであります。

本案につきましては、審議の結果、二十九日質疑を打切り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員は、附帯決議を付して賛成の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも起立総員をもつて可決せられ、よつて本案は修正議決いたしました。なお、佐藤委員提出の附帯決議につきましても起立総員をもつて決定いたしました。

最後に、信用保証協会法について申し上げます。

この法案は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるにつきまして、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて中小企業者等に対する金融の円滑化をはかろうとするものであります。

この法案は、慎重審議の後、昨二十九日質疑を打切り、討論に入りましたところ日本社会党を代表して春日委員より、信用保証協会に対しては、今後さらに中央及び地方自治体の財政援助等が行われ、協会の機能が強化せられるよう、政府は格別の措置を講ずるよう善処せられたいとの附帯決議を付して、原案に賛成の旨述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて、本案は附帯決議を付して原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

［「定足数がない」「休憩々々」と呼び、その他発言する者あり］

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。これを許します。佐藤觀次郎君。

［「定足数が足りない」「休憩々々」「採決々々」と呼び、その他発言する者多し］

○議長（堤康次郎君）　この際暫時休憩いたします。

午後七時四十一分休憩

［休憩の後は会議を開くに至らなかつた］

出席国務大臣

法務大臣	大養　健君
外務大臣	岡崎　勝男君
大蔵大臣	小笠原三九郎君
労働大臣	小坂善太郎君

出席政府委員

人事官	神田　五雄君
人事院事務総長	佐藤一朝生君
自治政務次官	青木　正君
法務政務次官	三浦寅之助君
法務省保護局長	斎藤　三郎君
大蔵政務次官	愛知　揆一君
通商産業政務次官	古池　信三君

朗読を省略した報告

一、昨二十九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十八日、内閣総理大臣から、日本工業標準調査会委員に参議院議員奥むめお君を任命したいので国会法第三十九条但書の規定により国会の議決を得たい旨の要求書を受領した。

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方鉄道軌道整備法

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

道路運送法の一部を改正する法律

港湾整備促進法

農業機械化促進法

木材防腐特別措置法

武器等製造法

漁業法の一部を改正する法律

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律

学校図書館法

危険校舎改築促進臨時措置法

砂糖消費税法の一部を改正する法律

富裕税法を廃止する法律

有価証券取引税法

閉鎖機関令の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

日本専売公社法の一部を改正する法律

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

健康保険法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法の一部を改正する法律

医師等の免許及び試験の特例に関する法律

保安庁法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

自治大学校設置法

一、去る二十八日、内閣総理大臣から、日本工業標準調査会委員に参議院議員奥むめお君を任命したいので国会法第三十九条但書の規定により国会の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十九日、内閣総理大臣から、本院議員小金義照君、同早稲田柳右エ門君及び参議院議員岡崎真一君に外務省参与を命じたいので国会法第三十九条但書の規定により国会の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事　舘林三喜男君（理事舘林三喜男君去る二十五日委員辞任につきその補欠）

大蔵委員会

理事　春日　一幸君（理事井上良二君去る二十七日委員辞任につきその補欠）

労働委員会

理事　倉石　忠雄君（理事倉石忠雄君去る二十七日委員辞任につきその補欠）

経済安定委員会

理事　加藤　宗平君（理事加藤宗平君去る二十四日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　江藤　夏雄君

人事委員

田子　一民君	田渕　光一君
西村　英一君	石山　禮作君
加藤　清二君	

地方行政委員

三浦寅之助君	
三木　武吉君	横路　節雄君

外務委員

高橋圓三郎君	
辻　文雄君	川崎　秀二君
大蔵委員	有田　八郎君
厚生委員	飯塚　定輔君
水産委員	高橋　等君
前田　正男君	
岡　良一君	松原喜之次君

通商産業委員

森　三樹二君	
運輸委員	川上　貫一君
野田　卯一君	赤路　友蔵君
三鍋　義三君	

郵政委員

電気通信委員	船越　弘君
庄司　一郎君	山本　正一君
労働委員	岡田　勢一君
建設委員	
木原津與志君	伊瀬幸太郎君
経済安定委員	遠藤　三郎君
決算委員	
三和　精一君	冨吉　榮二君
木下　郁君	

議院運営委員

中川　俊思君	

一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

人事委員	
船越　弘君	高橋　等君
江藤　夏雄君	横路　節雄君
森　三樹二君	
地方行政委員	
庄司　一郎君	石山　禮作君
伊瀬幸太郎君	
外務委員	
野田　卯一君	岡田　勢一君
岡　良一君	川上　貫一君
大蔵委員	三和　精一君
厚生委員	田渕　光一君
水産委員	
遠藤　三郎君	赤路　友蔵君
辻　文雄君	
通商産業委員	
加藤　清二君	有田　八郎君
運輸委員	
高橋圓三郎君	松原喜之次君
木原津與志君	
郵政委員	
田子　一民君	三木　武吉君
電気通信委員	
三浦寅之助君	川崎　秀二君
労働委員	
建設委員	
三鍋　義三君	三宅　正一君
経済安定委員	前田　正男君
決算委員	
飯塚　定輔君	木下　郁君
山本　正一君	

議院運営委員

一、昨二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	永田　良吉君
人事委員	本間　俊一君
西村　直己君	

町村　金五君　横路　節雄君
石田　博英君
地方行政委員
庄司　一郎君　加藤　精三君
吉田　重延君　藤田　義光君
石山　糊作君　柳原　三郎君
法務委員
押谷　富三君　鈴木茂三郎君
外務委員
佐々木盛雄君　中山　マサ君
麻生太賀吉君　増田甲子七君
福井　勇君　金光　庸夫君
池田　勇人君
大蔵委員
椎　兼次郎君
山口シヅエ君
文部委員
芦田　均君　伊藤卯四郎君
前田榮之助君
農林委員
池田　勇人君　杉村沖治郎君
根本龍太郎君　佐々木盛雄君
水産委員
高橋　英吉君
通商産業委員
柳原　三郎君　下川儀太郎君
山口シヅエ君　藤田　義光君
運輸委員
麻生太賀吉君　木原津與志君
電気通信委員
河野　一郎君
労働委員
持永　義夫君
経済安定委員
中澤　茂一君
飛鳥田一雄君
予算委員
高橋圓三郎君　稲葉　修君
議院運営委員
中　助松君
岡吉館運営委員
吉田　茂君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
人事委員
高橋　英吉君　永田　良吉君
芦田　均君　石山　糊作君
北　聆吉君
地方行政委員
吉田　茂君　増田甲子七君
金光　庸夫君　柳原　三郎君
横路　節雄君　藤田　義光君

一、去る二十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　安井　大吉君

一、去る二十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　高橋　等君

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（福田赳夫君提出）
財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出）

一、昨二十九日参議院において、次の法律案を可決した旨参議院に通知した。

自治大学校設置法案
法務委員
麻生太賀吉君　飛鳥田一雄君
外務委員
池田　勇人君　中村　清君
押谷　富三君　加藤　精三君
持永　義夫君　吉田　重延君
佐々木盛雄君
大蔵委員
鈴木茂三郎君　山口シヅエ君
木原津與志君
前田榮之助君
文部委員
町村　金五君　下川儀太郎君
山口シヅエ君　石田　博英君
農林委員
佐々木盛雄君　中澤　茂一君
河野　一郎君　池田　勇人君
水産委員
西村　直己君　中山　マサ君
通商産業委員
藤田　義光君　辻原　弘市君
伊藤卯四郎君　柳原　三郎君
運輸委員
椎　兼次郎君
電気通信委員
根本龍太郎君
労働委員
福井　勇君　稲富　稜人君
経済安定委員
鈴木茂三郎君　杉村沖治郎君
予算委員
山崎　巌君　芦田　均君
議院運営委員
中川俊思君
図書館運営委員
庄司　一郎君　岡　良一君

一、去る二十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　安井　大吉君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
人事委員
高橋　英吉君　永田　良吉君
芦田　均君　石山　糊作君
北　聆吉君
地方行政委員
吉田　茂君　増田甲子七君
金光　庸夫君　柳原　三郎君
横路　節雄君　藤田　義光君

一、昨二十九日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　高橋　等君

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（福田赳夫君提出）
財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出）

一、昨二十九日参議院において、次の三郎君外百三十一名提出）

岡崎外務大臣不信任決議案（鈴木茂

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（福田赳夫君提出、衆法第五一号）
大蔵委員会付託
財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案（橋本龍伍君外七名提出、衆法第五二号）
文部委員会付託

一、昨二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

道路交通取締法の一部を改正する法律案
昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案
理科教育振興法案
畑地農業改良促進法案

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
特別減税国債法案
産業投資特別会計法案
関税定率法等の一部を改正する等の法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済組合法案
恒用金庫法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
土地改良法の一部を改正する法律案
農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

一、昨二十九日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

自治大学校設置法案

一、昨二十九日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方鉄道軌道整備法案
農業機械化促進法案
木材防腐特別措置法案
漁業法の一部を改正する法律案
学校図書館法案

一、昨二十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
道路運送法の一部を改正する法律案
港湾整備促進法案
武器等製造法案
久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案
危険校舎改築促進臨時措置法案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
富裕税法を廃止する法律案
有価証券取引税法案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律案
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
医師等の免許及び試験の特例に関する法律案
保安庁法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一、今三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

一、今三十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第二十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
六八二	一	八	一万千円	一万六千円
六八二	二	三	でるさ	できる
六八四	一	末三	何らかの	何らの
〃	〃	末二	〃	今回
六〇一	一	末三	〃	認定を
六〇二	二	一四	平隠	平穏
六〇二	二	一四	後異議	御異議
六〇九	一	末六	自由党、改進党、	改進党、

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷木村町一五　大蔵省印刷局　電話九段四四三番　振替東京一九〇〇〇番